

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年7月15日
【発行者名】 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・
リミテッド
(Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)
【代表者の役職氏名】 取締役 カール・マケネフ
(Karl McEneff)
取締役 ブライアン・ガイエット
(Brian Guyett)
【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコ
ート・センター、ブロック5、レベル3
(Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin
2, Ireland)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健、同 飯村 尚久
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディ
ング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ -
グローバルC Bファンド
(Daiwa Equity Fund Series - Global CB Fund)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
50億米ドル（約4,704億円）
【縦覧に供する場所】 該当事項なし
(注) アメリカ合衆国ドル（以下、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」といいま
す。）の円貨換算は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝
94.07円）によります。以下同じ。

定義

本書の別紙1に記載される定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本書中の用語に適用されます。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ - グローバルC B ファンド

(Daiwa Equity Fund Series - Global CB Fund)

(注) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ - グローバルC B ファンド (以下「ファンド」といいます。) は、アンブレラ・ファンドであるダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ (以下「ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ」といいます。) のサブ・ファンドです。現在、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド及びファンドの2つのサブ・ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託 (サブ・ファンド) を設定できる仕組みのものを指します。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類です。(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)

格付けは取得していません。

受益証券は追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

50億米ドル (約4,704億円)

(注1) アメリカ合衆国ドル (以下、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」といい、アメリカ合衆国セントを「米セント」といいます。) の円貨換算は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値 (1米ドル=94.07円) によります。以下同じ。

(注2) ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される受益証券1口当たりの純資産価格

「取引日」とは、各営業日をいいます。

「営業日」とは、東京、ダブリン、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者の営業日をいいます。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
100口以上 1万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
1万口以上 10万口未満	申込金額の2.10% (税抜2.0%)
10万口以上 100万口未満	申込金額の1.05% (税抜1.0%)
100万口以上	申込金額の0.525% (税抜0.5%)

（６）【申込単位】

100口以上10口単位

(7) 【申込期間】

平成22年7月16日（金曜日）から平成23年7月15日（金曜日）まで

(8) 【申込取扱場所】

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（以下「大和証券」または「販売会社」といいます。）

（注）上記金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

購入代金は、受益証券の申込注文の成立を販売会社が確認した日（以下「約定日」といいます。）から起算して日本の営業日で4営業日目（以下「払込期日」といいます。）までに、円貨または米ドル貨で支払われるものとします。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

各取引日の発行価額の総額は、販売会社によって払込期日までにファンドの口座に米ドル貨で払い込まれます。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金

なし

(2) 引受等の概要

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）との間において、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して、大和証券は、平成16年11月12日付契約に基づき受益証券の募集を行います。

販売会社は、直接または販売・買戻取扱会社（以下販売会社と併せて「販売取扱会社」^(注)）といいます。）を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、日本における管理会社の代行協会員^(注)として大和証券を指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、払込期日までに、円貨または米ドル貨で支払われるものとします。米ドルと円貨との換算は、各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。申込金額は、販売会社により払込期日に米ドル貨で払い込まれます。

(4) 日本以外の地域における販売

日本における募集に並行して、海外で、アメリカ合衆国市民、国民および同国居住者ならびにアイルランド居住者以外の者に対して受益証券の販売が行われることがあります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、1990年ユニット・トラスト法（以下「ユニット・トラスト法」といいます。）に定める規定および同法に基づく規則にしたがってアイリッシュ・ファイナンシャル・サービスズ・レギュラトリー・オーソリティー（以下「IF S R A」といいます。）の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストです。ただし、このことは本書に記載する内容、ファンド、またはファンドが保有する証券をアイルランド政府が承認していることを意味しません。上記に反する表明は許可されておらず、違法です。

IF S R Aは同機構がダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズを認可したことによって、またダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの債務不履行に起因してダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに関する法律により与えられる機能を同機構が執行することを理由として、債務を負うものではありません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの関係組織の信頼性や財政状態に関してIF S R Aが保証することを意味するものではありません。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2004年6月4日に設立されました。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの規則は信託証書に記載されています。また信託証書は受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束します。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、いくつかのファンドで構成されています。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代り金（もしあれば、前払費用を除きます。）はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

各ファンドの申込金額は各ファンドの表示通貨で支払うものとします。

現在のファンドとその表示通貨は以下のとおりです。

ファンドの名称	表示通貨
ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	米ドル
グローバルC Bファンド	米ドル

管理会社は、事前に書面で受託会社およびIF S R Aの承認を得た上で、追加のファンドを設定することができます。追加されたファンドの名称、受益証券の当初募集の条件、投資目的および投資方針の詳細ならびに報酬と費用については英文目論見書の追補に定めるものとします。管理会社は、IF S R Aおよび受託会社に通知し、30日前までに関係する受益者に通知を送達することで、既存のファンドを終了させる権限を有するものとします。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに投資することは、ファンドの受益証券を購入することです。受益者の資産を蓄積するのは各ファンドです。各ファンドの受益証券は、かかる受益証券が帰属するファンドの資産に対する受益権を表章します。

各ファンドは、管理会社の承認を得た上で、受託会社はその裁量により決定した債務を負担するものとし、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズとしては第三者に対して責任を負いません。ただし、個々の債務が特定のファンドには関係しないと受託会社が判断する場合、かかる債務は、すべ

てのファンドの間で、割当を行う時点のそれぞれの純資産額に比例して、連帯して負担するものとします。

各ファンドの資産は各ファンドのみに帰属し、その他のファンドとは分別され、直接、間接を問わず、その他のファンドの債務またはその他のファンドに対する請求を履行するためには使用しないものとし、またかかる目的に利用してはなりません。

各ファンドの受益証券の発行および買戻しは当該ファンドの取引日においてのみ行われます。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められています。

各ファンドの受益証券は、アイルランド居住者およびアメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡することができます。同一のファンドの各受益証券は、関連ファンドの収益および分配金ならびに解散の際には、関連ファンドの資産に対して、同一のファンドの他の受益証券と同等に参加する権利を有します。各ファンドの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されません。受益証券の端数は発行されません。

ファンドは、主として本書別紙2記載の市場で設立または営業している企業によってグローバルな通貨建てで発行され、公認取引所で上場および取引される転換社債に投資することにより、米ドル建てでの長期的なキャピタルゲインおよびインカムゲインの確保を目指します。

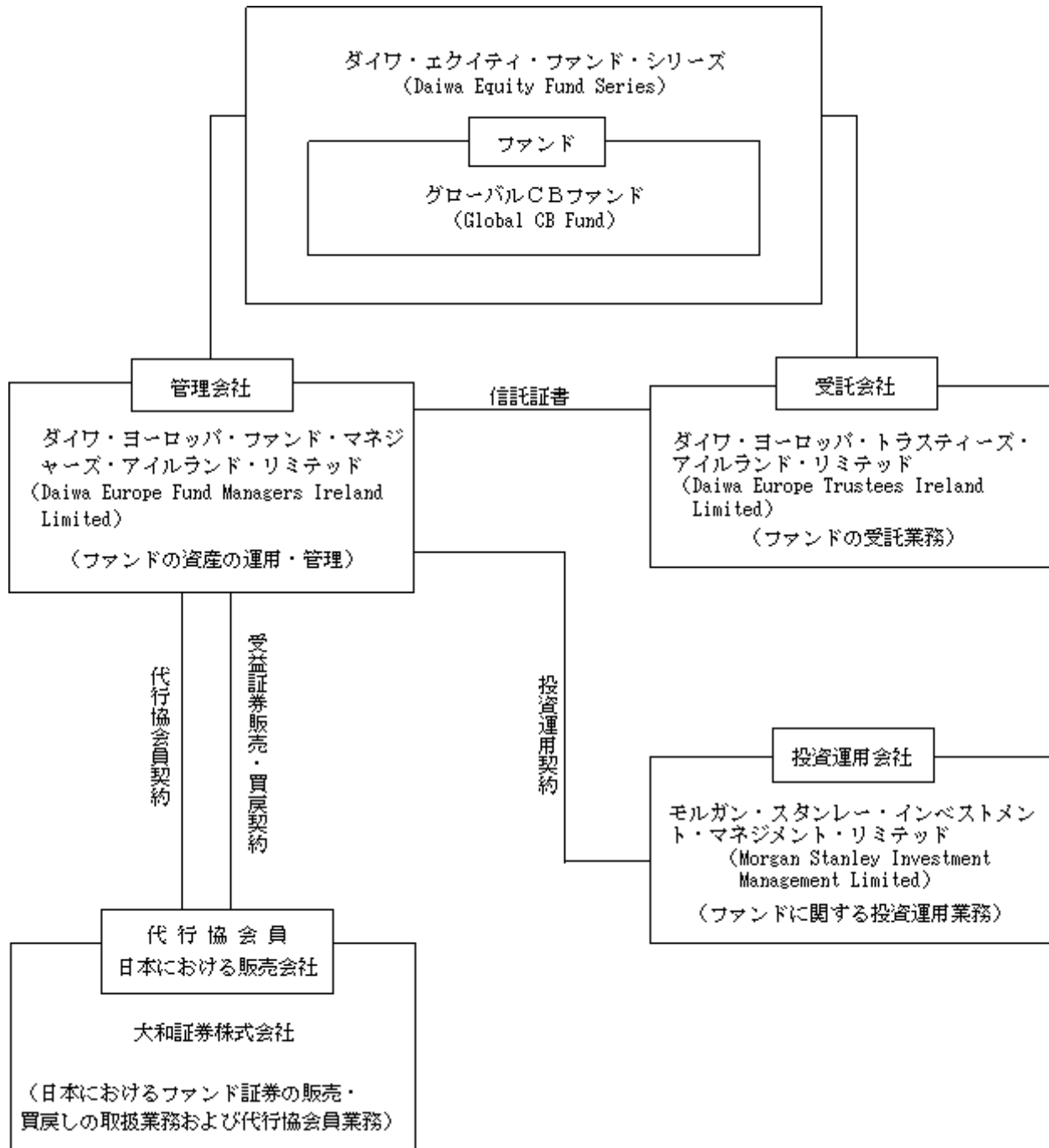
信託金の限度額に関して、管理会社は、ファンドの純資産額が50億米ドルを超える場合には、その裁量により、受益証券の申込みを拒絶することがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 1995年4月25日 管理会社の設立
- 2004年6月4日 ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書締結
- 2004年6月29日 ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書第1追補締結
- 2004年12月21日 グローバルCBファンドの運用開始
- 2005年6月21日 ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ信託証書第2追補締結（2005年6月28日効力発生）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド	管理会社	2004年6月4日に受託会社との間で締結されたダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの信託証書（2004年6月29日付信託証書第1追補および2005年6月28日に効力発生した2005年6月21日付信託証書第2追補により修正済）は、ファンドの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド	受託会社	2004年6月4日の管理会社との間で締結された信託証書（2004年6月29日付信託証書第1追補および2005年6月28日に効力発生した2005年6月21日付信託証書第2追補により修正済）は、ファンド資産の保管、支払代行業務について規定しています。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	投資運用会社	2004年11月26日付で管理会社とモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッドとの間に締結された投資運用契約 ^(注1) （2005年6月10日午前0時に効力が発生した2005年6月15日付の投資運用契約更改・変更契約によりモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更改されています。）は、ファンドの資産の投資運用業務について規定しています。
大和証券株式会社	代行協会員および日本における販売会社	2004年11月12日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約 ^(注2) は、代行協会員業務について規定しています。2004年11月12日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約 ^(注3) は、日本における販売会社業務の提供について規定しています。

(注1) 2004年11月26日付の投資運用契約は、管理会社によって任命されたモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッドが、ファンドの運営に関して投資運用業務を提供することを約する契約です。投資運用契約に基づくモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッドの義務および任務は、2005年6月10日午前0時に効力が発生した2005年6月15日付の投資運用契約更改・変更契約によりモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに更改されています。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が日本証券業協会に対する必要な報告の提出、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに財務書類およびその他の書類の日本証券業協会への提出等を行うことを約する契約です。

(注3) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、アイルランド1963 - 2009年会社法（以下「会社法」といいます。）に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、I F S R Aにより投資信託を管理することが認可されています。

() 会社の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。

() 資本金の額

授權資本金は40万英ポンド（約5,769万円）です。2010年4月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド（約5,769万円）です。

（注）英ポンドの円貨換算は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド = 144.22円）によります。以下同じ。

() 会社の沿革

1995年4月25日設立。

() 大株主の状況

（提出日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッド (Daiwa Securities Trust Europe Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5、レベル3	399,999株	99.99%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの設定準拠法は、ユニット・トラスト法です。

(b) 準拠法の内容

() ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定があります。ユニット・トラスト法は、2003年（2003年S I 211号）欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。））規則（改正済）（以下「UCITS規則」といいます。）に基づき認可されたUCITSには適用されません。

() アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法3、4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定しています。

() ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、I F S R Aから認可を受けることを要します。

() ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがあります。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができます。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散されます。

(b) I F S R Aの権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第3および4条によりユニット・トラストの監督権がI F S R Aに付与されています。

(c) ユニット・トラスト法による要件

ユニット・トラスト法15条は、第75条を含む多数のUCITS規則が反映されており、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けていま

す。

UCITS規則第76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件に対しても適用され、以下のように定めています。

- () ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をIFSAに提出しなければなりません。
- () 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければなりません。
- () 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければなりません。
- () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければなりません。その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければなりません。
- (d) ユニット・トラスト法によるその他の要件
 - () 公募または売出しの申請
ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはIFSAの認可を受けなければならない旨規定しています。
 - () 信託証書の事前承認
ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、IFSAが信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定しています。
 - () 信託証書の変更
ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、IFSAの承認なくして変更できない旨規定しています。
 - () 目論見書の記載内容
管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともIFSAのNON-UCITS通達に記載される情報を含まなければなりません。
 - () 財務状況の報告および監査
UCITS規則第83条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はIFSAに対して、監査人が認識すべきすべての点についてのIFSAが要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定しています。
 - () 財務報告書の提出
UCITS規則第100条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、IFSAが、当該認可が関係する事業に関する情報およびIFSAがその法的機能の適性な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定しています。
 - () 罰則規定
ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断されます。

(5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(a) IFSAに対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、IF S R Aの承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をIF S R Aに提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、IF S R Aにより承認された独立の監査人により監査されなければなりません。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のダブリン事務所です。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、IF S R A諸通達に基づき、IF S R Aに対して、月次報告書を提出することが要求されています。

(b) 受益者に対する開示

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の営業上の住所においても閲覧に供されます。

信託証書の全文（改訂を含みます。）およびIF S R Aの諸通達は受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4カ月以内および半期末後2カ月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所で閲覧に供され、管理会社から交付されます。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズに関する主要な契約は、ユニット・トラスト法、IF S R Aの通達および信託証書の写しと共に管理会社の登記上の住所において閲覧に供されます。

年次および半期報告書には、各ポートフォリオのそれぞれの単独の監査済みおよび未監査の会計報告書が記載されます。ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの連結報告書は作成されません。

通知は受益者に対して交付され、以下のとおり受領されたものとみなされます。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料15ユーロで受託会社が受益者に送付します。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。

ん。また、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産について、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等を2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズはIF S R Aの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(a) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託（以下「認可投資信託」といいます。）（即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、IF S R Aの監督に服し、IF S R Aの認可を受けなければなりません。

(b) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が業務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否されます。

IF S R Aが、（ ）認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、（ ）投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または（ ）（前記（ ）に反することなく）認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、IF S R Aに対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがあります。IF S R Aは管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができますが、IF S R Aが認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所（高等法院）に訴える権利があります。

(c) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、IF S R Aに提出されなければなりません。

(d) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびIF S R Aに提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をIF S R Aに報告しなければなりません。同様にして監査人は、IF S R Aが要求するすべての情報をIF S R Aに提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、主として本書別紙2記載の市場で設立または営業している企業によってグローバルな通貨建てで発行され、公認取引所で上場および取引される転換社債に投資することにより、米ドル建てでの長期的なキャピタルゲインおよびインカムゲインの確保を目指します。ファンドは、投資適格もしくは準投資適格に信用格付けされ、または信用格付機関に全く格付けされていない会社の発行する、転換社債、他社株転換条件付債（EB：Exchangeable Bond）、転換優先証券、強制転換証券およびその他すべての種類の転換証券に投資することがあります。ファンドの保有する証券の価額の50%以上は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズの信用格付基準においてそれぞれ投資適格もしくは常にBBB-/Baa3以上に格付けされているか、またはそれと同等であると投資運用会社が判断する証券になるようにします。ファンドは、主として、固定利付社債である転換証券へ投資します。ファンドは、補助的に、国債もしくは政府機関債、または変動利付転換証券へ投資する場合もあります。

投資運用会社は、多様な転換証券に分散投資されたポートフォリオをアクティブに運用することにより、ファンドの投資目的の達成を目指します。ファンドは、主として転換証券に投資しますが、ファンドの投資する転換証券の転換オプションを行使した結果として、または適切と判断される場合における転換証券の代替手段として、他の債券（新株予約権付社債、割引債およびその他短期利付債を含みますが、これらに限定されません。）や公認取引所で上場または取引される株式（特定業種や地域に限定しません。）を組み合わせた金融商品に、補助的に投資する場合もあります。一般に、転換の結果として保有される株式は可能な限り速やかに売却されます。

投資運用会社の分析により、魅力的な特性およびリターンが期待される証券を、ファンドの投資対象として検討します。これらの証券を対象としてポートフォリオ構築を決定する際には、投資運用会社は、株価感応度（「デルタ」）、金利感応度（「ロー」）および信用スプレッド感応度（「オメガ」）など、ファンドの目標とするファンド特性を十分考慮したうえで、決定を行います。さらに、投資運用会社は、（ボトムアップ分析によって選別した）投資妙味の高い証券を、トップダウン分析によって得られた市場観に即して組み合わせることにより、最適なポートフォリオ構築の実現を目指します。投資運用会社は、通常、ファンドのデルタを、市場情勢の変化に応じて20%から50%の範囲で調整します。

投資対象を選別する際には、主に次のようなパフォーマンス要因に注目します。

- ・転換先株式の価格が上昇した場合の値上がり余地
- ・金利クーポン収入または優先配当金収入の高さ
- ・転換先株式に比べた価格ボラティリティの低さ
- ・転換先株式価格が下落した場合の下値抵抗力

ファンドの運用にあたっては、投資運用会社は、ポートフォリオ・リスクをさらに低下させるべく、業種別、国別、銘柄別、信用力別および時価総額別にポートフォリオの分散化を図ります。

ファンドは、通常、基準通貨に対する為替ヘッジを行います。為替相場変動による望まざるボラティリティを排除するため、投資運用会社は、自己裁量でファンドの為替リスクをヘッジします。投資運用会社は、それが収益の増加につながると強い確信が得られる場合には、非基準通貨に対しても機動的に為替リスクを取れるように、配分の柔軟性を維持します。しかし、こうしたエクスポージャーは戦術的な判断に基づいて限定的に行われるものとします。ファンドの通貨配分は、必ずしも組入証券の比率と合致しないため、パフォーマンスは為替レートの変動による影響を強く受ける場合があります。

ファンドは、そのパフォーマンスの評価基準または市場比較のベンチマーク指標として、メリルリンチG300グローバル・コンバーティブル・インデックス（現地通貨ベース）を採用します。ファンドの運用は、このベンチマークをアウトパフォームすることを目的とはしません。メリルリンチG300グローバル・コンバーティブル・インデックス（現地通貨ベース）は、発行規模が最も大きく、流動性が最も高く、国際市場で取引されている転換証券を代表する銘柄として最も相応しい300

銘柄によって構成されています。

投資哲学

ファンドの投資哲学は、転換証券を利用することにより、価格上昇機会を取り込む一方で、株式投資よりも強固な下値抵抗力を確保することです。転換証券のリスク・リターン特性は、株式と債券の中間に位置しています。転換証券は、債券的価値による下値抵抗力（投資元本が下落することに対する抵抗）を提供すると同時に、株価上昇時には価格上昇機会も提供することによって、債券と株式の双方の特性を併せ持つ独特な有価証券といえます。したがって、転換証券は、通常、株価下落局面では株式に比べ投資元本の保全に優れている傾向があり、一方で株価上昇局面では債券よりも高い投資元本の成長を実現する傾向があります。ポートフォリオの構築に際しては、投資運用会社は、リスク選好に配慮しつつ、長期的な観点（12ヵ月間以上）で値上がりする可能性の高いセクター、地域、企業および証券に関して詳細かつ将来性を考慮した分析に注力しつつ、長期投資の観点に立って、下値抵抗力と収益期待のバランスのとれた資産配分を追求します。

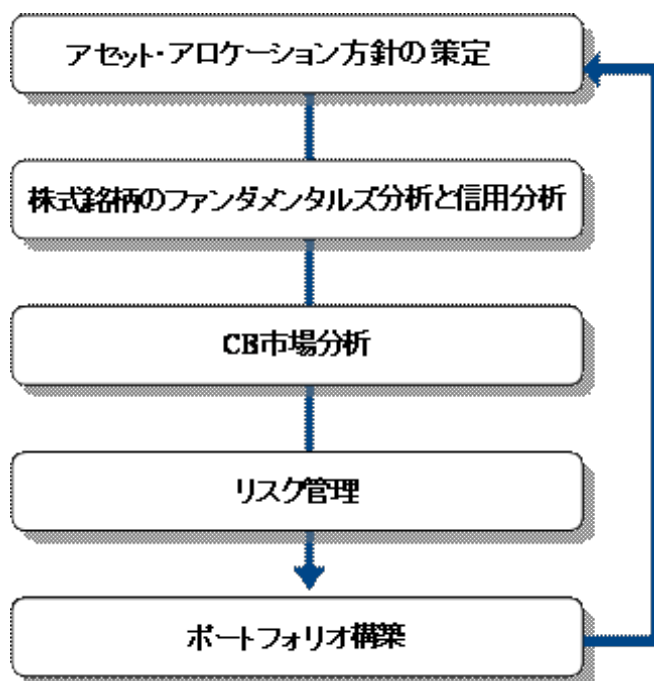
運用プロセス

投資元本の下値抵抗力と価格上昇機会の確保という2つの目的を同時に達成するため、ファンドの運用プロセスでは次の方法を採用します。

まず初めに、投資運用会社は、アセット・アロケーション委員会から金利水準、為替相場および全般的マクロ経済環境に関する基本的な参照データを入手し、これを用いてアセット・アロケーション方針を策定します。このアセット・アロケーション方針を用いて、ファンドの目標とする株価感応度を決定します。

投資運用会社は、株式および信用状況のファンダメンタルズ分析、および定量的手法を駆使して個々の有価証券の分析を行い、転換証券の価値を構成する様々な要因を分解して、適切なバリュエーションを導き出します。また、業界全体および各企業のファンダメンタルズを適切なバリュエーション指標に照らして評価することにより、転換先証券である株式の分析を行います。さらに、発行企業の債務返済能力や返済意欲を判断するため、第三者格付機関による格付けや伝統的な信用分析を用いて転換証券の信用力を分析します。さらに、独自のバリュエーション・モデルを利用して、取引対象とする転換証券の全銘柄について価格感応度を分析します。

さらに、投資運用会社は、予想される新規発行、償還、満期日、プット・オプション、コール・オプションおよびリセット日、信用スプレッド、借株コスト、株価ボラティリティなど、転換証券市場特有のテクニカル特性に配慮します。最後に、投資運用会社は、分散投資に留意し、ファンドのリスク特性を調整することによってリスク管理を行います。下の表は、主な参照データとその重要性、投資運用会社が注目する重要ファクター、および分析から導き出される投資行動をまとめたものです。



	なぜ重要か？ 何を対象とするか？	何に注目すべきか？ 重要ファクターは？	遂行の方法は？ 投資行動：
株式 ストラテジー	ポートフォリオの株価感応度	予想される企業収益、キャッシュフロー、配当利回り、バランスシートおよびバリュエーション指標	転換先株式および転換証券に対し、ポートフォリオのデルタを調整する
金利および信用 ストラテジー	ポートフォリオの金利および信用スプレッド感応度	イールドカーブおよび信用スプレッドに対するマクロ経済指標、クーポン見通し、ファンダメンタルズ、テクニカルおよび流動性要因	転換証券に対し、ポートフォリオのローおよびオメガを調整する
セクター、地域 および通貨 ストラテジー	ポートフォリオのセクター別、地域別および通貨別ウェイト	長期および周期的ベースでの業種別・国別・通貨別ファンダメンタルズ、テクニカルおよびトレンド	セクター別および地域別の株式および信用エクスポージャーと為替ヘッジ比率を調整する
転換証券分析 とポートフォ リオ構築	転換証券の銘柄選択および組入比率	転換先株式の価格上昇時に転換証券が値上がりする可能性、クーポン利率、配当金および債券フロアの上昇、ならびに予想される転換証券の価格ボラティリティ	各転換証券の株式部分、信用およびオプションに関する詳細な分析を行い、各ポジションのリスク/リターン特性の評価に基づいて個々の組入比率を決定する
リスク管理	ポートフォリオの分散化、様々な投資リスク要因に対するエクスポージャーおよびポートフォリオのバリュー・アット・リスク	ポートフォリオのリスク/リターン特性（株式との比較）、金利、信用スプレッドおよびオプション・ボラティリティ	株式・債券・オプションの各市場ファクターに対するエクスポージャー、および転換証券固有のファクター（債券フロアの変動、転換価格および内包されたオプション価値など）に対するエクスポージャーを管理する

（２）【投資対象】

上記(1)をご参照下さい。

（３）【運用体制】

グローバルC B運用戦略は、ロンドンを拠点とする豊富な経験を有する専門の運用チームが担当します。運用チームはまた、運用に際して、投資運用会社のグローバルな株式および債券リサーチ資源を活用することができます。

2010年3月31日現在、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが管理および/またはアドバイザリー業務を行う資産の総額は約2,620億米ドルにのぼっています。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの所在地は連合王国、E 14 4Q A、ロンドン、カナリー・ワーフ、カボット・スクエア25です。

モルガン・スタンレー・グループ

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、法人・機関投資家向け証券部門、グローバル・ウェルス・マネジメント部門、および資産運用部門の各分野でトップクラスのマーケットシェアを誇るグローバル総合金融サービス企業グループであるモルガン・スタンレー・グループに属しています。

法人・機関投資家向け証券部門

・証券の引受・販売および金融アドバイザリー・サービス（M & A、リストラクチャリング、不

動産およびプロジェクト・ファイナンスに関するアドバイザリー・サービスを含む)等の投資
銀行業務

- ・エクイティ証券およびその関連商品、ならびに債券およびその関連商品(外国為替および市況商品を含む)の販売、トレーディング、ファイナンスおよびマーケット・メイキング業務
- ・リサーチ、MSCIなど、その他の業務

グローバル・ウェルス・マネジメント部門

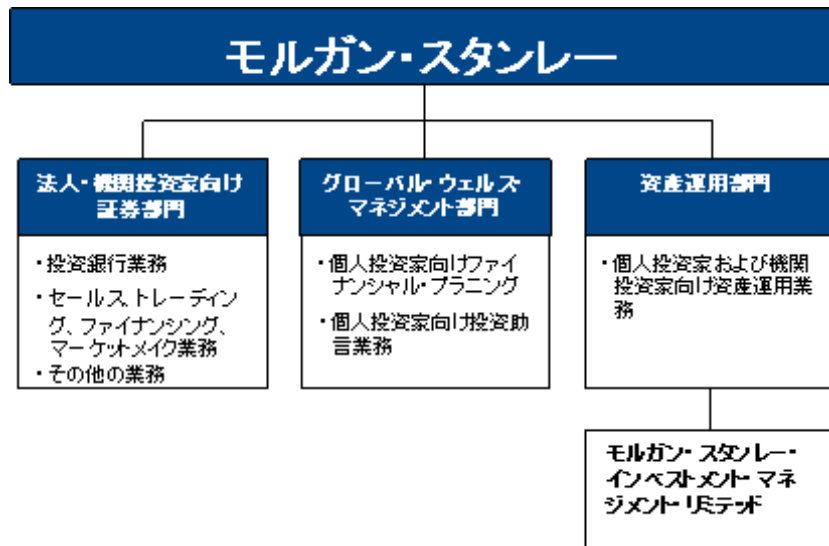
- ・個々の投資目標とリスク特性に合わせた総合的なファイナンシャル・プランニングおよび投資助言業務

資産運用部門

- ・個人投資家および機関投資家のためのグローバル資産運用商品およびサービス業務。これらの商品およびサービスは、(1)モルガン・スタンレーのフィナンシャル・アドバイザーおよび投資代理人から成る独自の販売ネットワーク、(2)第三者である証券会社、銀行、ファイナンシャル・プランナーおよびその他の仲介業者から成る一般的な販売ネットワーク、(3)モルガン・スタンレーの機関投資家販売ネットワーク、という3つの販売ネットワークを通じて提供しています。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、顧客のニーズに合わせたサービスをグローバルに提供する総合金融サービス会社として、業界トップクラスの幅広い品揃えを誇る金融商品および多様な関連投資顧問会社を通じた優れた実績を提供しています。さらに、ハイレベルのクライアント・サービスを、卓越した販売インフラを通じて世界各地のあらゆる市場層に属する顧客に提供しています。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、企業、政府、金融機関および個人など、大規模かつ多種多様な顧客グループにそのサービスを提供しています。

次の図は、モルガン・スタンレー・グループの組織図および投資運用会社の所属を示しています。



モルガン・スタンレーの資産運用部門であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（「MSIM」）には、ファンドの投資運用に関する意思決定の機能を果たすセクションまたは役職があります。各セクションまたは役職の主な職務および権限は、内部規則に従い以下のとおり特定されています。

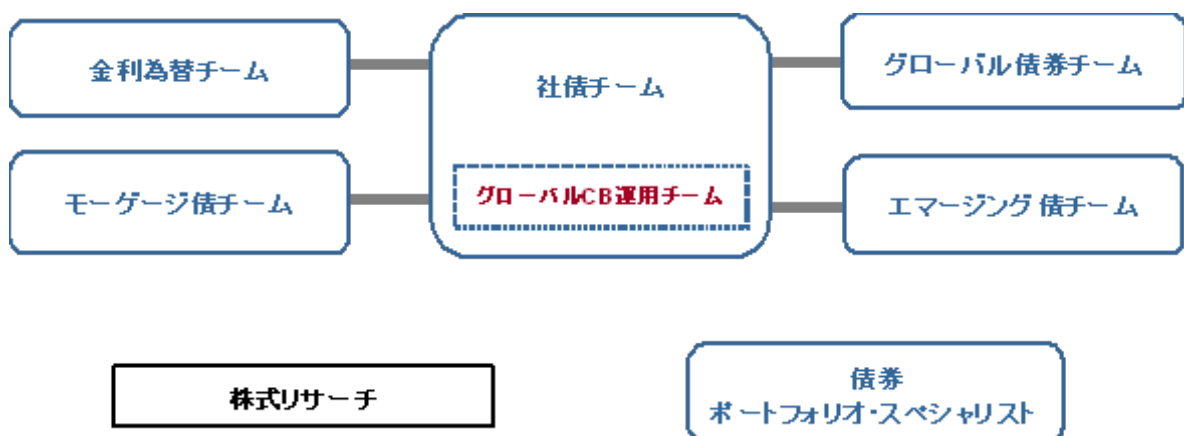
グローバルC B戦略の運用は、グローバルC Bチームが主導しています。

同チームはまた、より広範囲の世界規模債券リサーチ・グループにも属しています。グループは、60名を超える投資専門家とその目覚ましい経験と専門的叡智を結集し、4つのリサーチ・チーム（社債、金利為替、モーゲージおよびエマージング債）に分かれています。

特に、グローバルC Bのリード・ポートフォリオ・マネジャーは、日々のポートフォリオの運営においてグローバル社債チームの豊富な資源に支えられています。

さらに、株式市場の見通しを評価する際、同チームは、MSIMのグローバル・アセット・アロケーション・チームとグローバル・リージョナル・エクイティ・チーム双方の入力情報を有効に活用します。グローバル・アセット・アロケーション・チームは、主要経済指標、市場力学および相対評価についてのファンダメンタル分析および定量分析に基づく独自のマクロ経済・資産クラス分析を提供しています。

次の図は、ファンドの運用に直接または間接に関わる種々の人員間の連絡、相互作用および構造的関係について明確な理念を示す組織図です。



ファンドに関するすべての決定は、協議の上でMSIMグローバルC Bチームが行っています。意思決定を行う手法は、経験豊富な投資専門家から成る小チームが最良の決定を行うとの確信に基づきます。

投資プロセスは、大委員会構造に関連する官僚制を回避し、「スター・システム」手法の限られた意見に依拠していません。その代わりに、専門家の小チームが、優れた戦略決定を行うと考えていま

す。債券市場に関するMSIMの投資専門家の多様な考え方が、投資機会をより深く全体として理解する一因となっています。こうした合議環境で理念を共有し洗練することにより、顧客に対しより良い成果をもたらすことができます。

ポートフォリオ・マネジャーが投資の決定に責任を負っています。ポートフォリオ・マネジャーはまた、リサーチも行ないます。平均で、MSIMのポートフォリオ・マネジャーは、およそポートフォリオ運用に45%、リサーチに45%、マーケティング関連業務に5%、またその他の業務に5%の時間を費やしています。

リサーチ・アナリストは、通常、ポートフォリオ・マネジャーより下位の投資専門家です。このアナリストの職務として提言が行なわれ、ポートフォリオ・マネジャーがこれを審査および承認します。リサーチ・アナリストはポートフォリオの運用業務を行ないませんが、そのリサーチおよび投資理念を通じ投資決定に直接に影響を及ぼしています。

ポートフォリオ・マネジャーは、同じようなガイドラインを持った口座どうしが同じようなリスク特性となるように（すなわち、「モデル・ポートフォリオ手法」）、そしてポートフォリオの保有銘柄がそれぞれの口座の間で継続して適切に維持されるよう、トレーダーとともに業務を行ないます。

ファンドの運用リスクの管理については、運用チームがMSIMグループ開発の様々なモデルを利用して、各種リスクを計測・管理します。

運用チームは、ポートフォリオ構築の際、期待収益率に見合ったリスク特性値（デルタ（株価感応度）、オメガ（信用感応度）、ロー（金利感応度）、ベガ（ボラティリティ・リスク感応度））を銘柄ごとに設定します。これらのリスク特性値の適正水準の算出には、以下の定量分析モデルを活用します。

Quotesheet：個別銘柄のリアル・タイム・データベース/評価モデル

CAS（「転換社債分析システム」）：MSIMグループ独自開発で、ポートフォリオ全体のリスク特性を分析、モニターします。

DTD（Distance to Default）モデル：MSIMグループ独自開発で、当該企業が理論上デフォルト状態に置かれる時点（即ち、資産価値が負債の簿価を割り込む時点）からどの程度の距離にあるか（標準偏差）を示します。

リスク管理は、ポートフォリオ構築の過程にも、日々のポートフォリオ運用においても、プロセスの一環として組み込まれています。リスク管理の重要な構成要因には、デルタ、オメガ、ローの運用が含まれています。ポートフォリオ全体のリターン対比でリスクのバランスをとるために、個々のリスク特性独自のリスクだけでなく、ポートフォリオ内の他の投資との相互作用も考慮されます。

デルタ：

ファンドの運用では、デルタ（株価感応度）のアクティブ運用を運用プロセスの重要な要素と考えています。ポートフォリオは、通常、市場環境の変化に応じて、加重平均デルタが20～50%のレンジに収まるように留意しながら、アクティブ運用を行っています。株式市場が上昇基調にある場合でも、デルタ管理を徹底し、リスク管理の重視を念頭において、十分なダウンサイド・プロテクション（債券フロアー）の維持に努めます。バランスのとれたデルタ管理のアプローチによって、ダウンサイド・プロテクション（債券フロアー）を固めつつ、上昇相場に参入し、リスク対比で最大のリターン獲得を目指します。

オメガ：

ファンドの運用では、投資適格に満たない債券、もしくは無格付債券を組み入れる場合があります。BBBまたはそれ以下の格付けの債券の中にも大きな付加価値が期待される場合があると考えられるからです。MSIMグループの社債リサーチに関する豊富な知識・経験を十分に活用し、格

付けから判断して、割安に放置されている銘柄を発掘していきます。社債チームは、1年を通じて企業経営者と約400～500回の会合を持ちます。信用リスクの管理については、MSIM独自のリスク管理システムにより、ポートフォリオの信用感応度をモニターし、リスクを分離することができます。ポートフォリオの構成銘柄のうち、通常は、およそ50%以上を投資適格債券に投資しますが、市場環境により、投資適格債券の比率が50～100%の範囲内で変動する場合があります。

ロー：

金利チームの情報を活用し、市場と対比してポートフォリオのローの分布をモニターします。ポートフォリオの金利感応度は通常、1～3年のレンジで運用されます。MSIMのリスク管理システムを使用することにより、ポートフォリオの金利感応度のモニターと分離が可能となります。

為替リスクのヘッジ：

一般的に、CB運用では為替ヘッジをしない場合も多くありますが、主としてCBの銘柄選別と運用を通じて付加価値の創出に努め、ポートフォリオは概ね、基本通貨ベースにヘッジされます。CBの運用を重視し、為替変動による予期しないボラティリティを回避することが狙いです。

分散化：

更なるリスク軽減のため、業種、国、株式、信用および時価総額の各要因に基づき、ポートフォリオの分散化を図ります。

ファンドの運用のトレーディングは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの株式トレーディング・デスクが担当します。ポートフォリオ・マネジャーから出された売買注文は、株式トレーディング・デスクのスタッフが速やかにポートフォリオ構築および発注システムである「ロングビュー2000」に入力します。発注内容はポートフォリオ・マネジャーの確認を受けた後、ブローカーに発注される前に、プレ・トレード・コンプライアンス・チェック機能を持つ「センチネル」に自動送信されます。

MSIMのコンプライアンス部門は独立しており、確実に高レベルのコンプライアンス文化が維持され、顧客の投資ガイドラインが順守されるようにMSIMのすべての投資活動を日々監視する責任を負っています。

用いられる主な監視ツールは、取引前コンプライアンス・システムと取引後ガイドライン報告です。チームが利用する取引前コンプライアンス・システムは、転換証券取引を監視するものです。システムは、厳格な投資ガイドラインと制限の監督能力を備えており、違反取引業務を監視して事前に防止するコンプライアンス部門の能力を大幅に強化しています。すべての「動作中の違反」は、取引前に識別されます。取引後ガイドライン報告は、ポートフォリオ・マネジャーとコンプライアンス部門の双方に、市場の変動によりガイドラインの違反が生じる可能性を知らせます（「パッシブ違反」）。

違反が発生した場合、MSIMは適切に改善および取引エラー処理手順を実施しますが、これには適宜、顧客に違反について通知することを含みます。すべての違反について、(a)顧客の勘定に不利益が生じる可能性を査定し、これを可能な限り改善するため、および(b)再発を防止するための手順の変更の必要性を確定するため、関係する業務担当者と協力してコンプライアンス部門が調査を行います。

コンプライアンス部門は、MSIMの取締役会に対し、その監視プログラムからの重要な結果および期間中に発生した重要な管理上の問題点について四半期毎に報告します。同部門はまた、会社が適切かつ十分な、有効で効率的な社内コントロールを実施するように内部監査部門およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの社外監査人の双方と緊密に協力して業務を行います。

MSIMは英国金融サービス機構より認可を受け同機構によって規制された会社として、所定の

審査およびテーマによる訪問を受けています。MSIMはまた、投資顧問として米証券取引委員会に登録されています。

ファンド管理上の管理会社の構造

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド(管理会社)

以下では、ファンドの管理会社の職務を監視する各機関について説明します。

管理会社は、ファンドに関する一任投資運用業務の遂行を投資運用会社に、また受益証券の販売を販売会社に全て委任しています。

以下の各部門は、ファンドの運営に関連する機能を監視します。

運営リスク部門

運営リスク管理部門は、管理会社の例外プロセスの管理および運営リスク委員会の調整を担当しています。同部門はまた、事業継続の調整も担当しています。

内部監査部門

監査・コンプライアンス委員会の指示により、内部監査部門は、管理会社内のすべての運営機能について監査を計画し、実施します。同部門は、内部監査報告書により提言を行います。監査・コンプライアンス委員会は提言の妥当性を評価して、提起された問題を処理するための措置が管理会社経営陣により確実に適時に実行されるよう努めます。

コンプライアンスおよびAML部門

コンプライアンス部門は、管理会社がすべての適用法令に従うこと、特に、ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが管理会社を務めるファンドに投資するすべての投資家のすべての身元が、マネーロンダリング防止のため確認されることを保証します。これには、ファンドに参加するすべての投資家が、マネーロンダリング防止上の検証を行なう規制された機関により紹介されることまたは管理会社が内部でこうした検証を行なうことの確保を要します。

ファンド・コンプライアンス部門

ファンド・コンプライアンス部門の主な機能は、ファンド文書ならびにEUおよびアイルランド政府が施行した法律により定められた投資制限および投資方針にファンドが従っていることの監視です。ファンドがその投資制限および方針上の制限に絶対に違反しないようにする重要な責任は、投資運用会社に委任されています。

（４）【分配方針】

管理会社は、本書の規定にしたがって、毎年、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益（インカム・ゲイン）からの分配（ただし、信託証書に定める規定に基づいて適当な調整を行うことを条件とします。）を宣言する予定です。また管理会社は、年1回または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針にしたがって再投資するものとします。

分配は、決算日に宣言し（以下「分配落日」といいます。）、日本で販売される受益証券については販売会社に対して、分配落日から2営業日目に支払います。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている各受益者に対して支払います。また日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、販売会社が分配金を受け取った後の販売会社が指定した日に、販売会社が日本の受益者に分配金を支払うものとします。

ある分配期間に関する分配対象額は、かかる分配期間中にファンドに関して受託会社が（配当、利息等の形で）受け取った純投資収益の合計額に相当する金額に、純実現損益および純未実現損益を加えた額とし、以下の調整を行うものとします。

- (a) 権利付きまたは分配落ちでの売買を可能とする調整のための額を加算し、または差し引きます。
- (b) 分配期間の終了時に発生し、受託会社が受け取っていない利息、配当またはその他の利益に相当する額を加算し、（以前の分配期間に関して加算の調整が済んでいる）以前の分配期間の終了時に発生した利息、配当またはその他の利益に相当する額を差し引きます。
- (c) 直前の分配期間に関して分配に利用できなかったものの分配されていない金額がある場合はこれを加算します。
- (d) 所得税の減免または二重課税の救済措置等に関連する請求を原因とする実際のまたは予想される税金還付額に相当する額を加算します。
- (e) ファンドの利益から適正に支払うべき租税等の実際のまたは予想される債務の額を差し引きます。
- (f) 分配期間中に受益証券の解約に際して支払われた利益への参加分に相当する額を差し引きます。
- (g) 分配期間中に発生し、ファンドの利益または元本から適正に支払うべき費用、報酬またはその他の支払い（事務管理費用、立替費用、管理会社に支払うサービス料、課徴金などを含みます。）に必要な額を差し引きます。

各分配期間に関してファンドから分配する金額は、投資運用会社と協議した上で管理会社が分配に利用可能な資金の枠内で決定するものとします。ただし、ある分配期間に関して分配されなかった金額は、次の分配期間に繰り越すことができます。

日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、配当については、名義人である販売会社がファンドから分配を受け取った後、遅滞なく受益者に支払うものとします。

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、ファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払いに関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受取人または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

（５）【投資制限】

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、IF S R Aに通知した上で、各ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課す

ことができます。

各ファンドの資産は法に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、法に定める制約および本書に記載する投資制限に服するものとします。

- (1) ファンドは、本書の別紙2に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
- (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくはは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるIFISAの許可を取得しています。
- (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。管理会社が複数のファンドを運用している場合、管理会社は、これらのファンドのために、合計して、いずれか1企業の発行済み株式の50パーセント以上を保有してはなりません。
- (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、または以下の機関に預金し、もしくは以下の機関が保証した金額については30パーセントに拡大します。
 - () EUの金融機関
 - () 欧州経済地域(EEA)の加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可を受けた銀行
 - () EU加盟国またはEEAの加盟国以外に、1988年7月のBIS基準の署名国(スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国)で認可を受けた銀行またはオーストラリアもしくはニュージーランドで認可された銀行
 - () 受託会社
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体と見なされます。
- (6) ファンドの純資産の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。
- (7) ファンドは、発行体の経営に重大な影響力を行使することが可能となる会社の議決権付き株式に投資してはなりません。
- (8) 管理会社が複数の投資ファンドを運用している場合、管理会社は、これらの投資ファンドのために、合計して、発行体の経営に重大な影響力を行使することのできる議決権が付与された株式を取得してはなりません。
- (9) ファンドは、証券を空売りし、またはショート・ポジションを保持してはなりません。ただし、IFISAが定めた枠内で、ポートフォリオの効率的運用のために、先物取引および先渡取引(かかる取引のオプションを含みます。)に関して当初証拠金および維持証拠金を差し入れている場合はこの限りではありません。
- (10) ファンドは、ファンドの純資産額の10パーセントを超える借入れを行ってはなりません。
- (11) ファンドは、商品、商品契約、商品又は商品に関する権利を表象する証券を売買してはなりません。上記規定の解釈上、商品には貴金属を含みます。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、商品に投資し、または商品を取引する会社の証券を売買することができます。
- (12) ファンドは不動産を購入してはなりません。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、不動産に投資する会社の証券を売買することができます。
- (13) ファンドの資産を証券の引き受けまたは下引き受けに使用してはなりません。ただし、対象証券の処分に関連して、証券法に基づく引受人と見なされる場合はこの限りではありません。
- (14) ファンドは、以下に定める条件にしたがってその他のオープンエンド型集合投資ファンドの受

益証券を購入することができます。

- () ファンドは純資産額の10パーセント以上をかかる投資ファンドに投資してはなりません。
 - () ファンドが同一の管理会社または関連会社が運用する集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、投資先のファンドの管理会社は、受益証券の購入に関連して自らの利益のために徴収する手数料を放棄しなければなりません。
 - () その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。
- (15) 管理会社は、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされ、かつ受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する取引をファンドのために行ってはなりません。ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

効率的ポートフォリオ運用

効率的ポートフォリオ運用を遂行するため、投資運用会社は、オプション、先物、先物オプション、金利取引、スワップ、金利先物、有価証券指数先物および金利スワップ取引などのデリバティブ取引を利用することができます。ただし、利用するデリバティブ取引は、監督官庁によって規定され、下記に明記された投資規制および制限・条件を遵守しつつ、効率的ポートフォリオ運用を行ううえで経済的に適切であると投資運用会社が合理的に確信するものとします。

投資運用会社は、監督官庁によって規定され、下記に明記された投資規制および制限・条件を遵守しつつ、その資産および負債を管理するうえで、クロスカレンシー・ヘッジ取引など、為替リスクに対するプロテクションを提供する手法および手段を利用することができます。

ポートフォリオの効率的運用を目的とする譲渡性証券に関する手法および商品の利用の制限

一般的条件

- 1 . ポートフォリオの効率的運用を目的とする手法および商品は、ファンドの投資目的に合う場合に限って使用することができます。
- 2 . かかる手法および商品は（単独で、またはひとつ以上の手法または商品と組み合わせて）ポートフォリオの効率的な運用に経済的に適していると管理会社が合理的に判断するものでなければなりません。
- 3 . これらの手法および商品についてのファンドの意図は目論見書において開示されなければならず、また定期報告書にこれらの手法および商品がどのように利用されてきたかを示さなければなりません。
- 4 . 本書に記載する手法および商品は、以下に定める条件および制限にしたがって使用します。IF S R Aは、場合に応じて、その他の手法および商品の使用について検討することができます。

デリバティブ取引

- 5 . コール・オプションの購入の場合、担保は必要とされません。
- 6 . 原則として、ファンドがコール・オプションの対象となった証券の保有を常に維持することを条件に、コール・オプションを売却することができます。インデックス・コール・オプションには、ファンドのすべての資産、または売却するコール・オプションの行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分がかかるオプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、売却することができます。ただし、アンカバーのコール・オプションについては、上記の要領で売却するコール・オプションの行使価額の合計額が、ファンドの純資産額の10パーセントを超えないことを条件に、これを売却することができます。
- 7 . プット・オプションの対象となった証券が常にファンドの保有に帰することを条件に、プット・オプションを購入することができます。この要件は、オプションが現金決済の場合には適用さ

れません。インデックス・プット・オプションについては、ファンドのすべての資産、または購入するプット・オプションの行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分がかかるプット・オプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、購入することができます。アンカバーのプット・オプションについては、上記の要領で購入するプット・オプションの行使価額がファンドの純資産額の10パーセントを超えないことを条件に、購入することができます。

8．プット・オプションは、オプションの行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件に、売却することができます。また一方、流動資産もしくは市場性のある証券で当該ポジションを担保することは容認されます。

9．先物契約は、先物契約の対象となった証券が常にファンドの保有に帰するか、またはファンドのすべての資産、もしくは売却する先物契約の行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分が先物契約と同じ値動きをすることが合理的に予想できることを条件に、これを売却することができます。

10．先物契約は、契約の行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件に、購入することができます。また一方、流動資産もしくは市場性のある証券で当該ポジションを担保することは容認されます。ただし、債券または株式市場に直接投資するファンドは、ファンドの純エクスポージャーの合計額が、ファンドの資産を対象証券に直接投資した額を超えないことを条件に、先物契約を購入することができます。その場合、ファンドはアクティブな資産配分戦略を投資目的として明記しなければなりません。

11．オプションに関して支払い、または受け取ったプレミアムと先物契約に関して支払った当初証拠金の合計額がファンドの純資産額の10パーセントを超えてはなりません。

12．上記の5から11までに定める条件は、既存のポジションを処分するために実施する取引には適用されません。

13．店頭市場で実施するオプション、スワップ取引（店頭取引）は、以下に定める追加の条件にしたがって実施することができます。

- () スワップ商品により、ファンドが、想定できないリスク（ファンドが直接的に関係しない商品／発行体へのエクスポージャーの増加または現金市場における以上に多大な損失）にさらされないこと。
- () 取引に基づくファンドの債務が、常に流動資産もしくは市場性のある証券として保有されていること。
- () 取引相手方が、最低A2 / P2もしくは同等の信用格付けを有しているか、ファンドにより黙示的にA2 / P2を有しているとみなされること。一方、取引相手方の不履行の結果被る損失に関し、ファンドが格付けA2 / P2を維持する者により補償される場合は、格付けのない相手方でも許容されること。
- () 取引相手方に対するエクスポージャーが純資産の10%（またはNU13号の第2()、() および()項にて指定された機関の場合は30%）を超過しないこと。エクスポージャーには、当該相手方に対しファンドが有するすべてのエクスポージャーが勘案されます。
- () 取引相手方が少なくとも週に1度取引の価値を評価し、ファンドの請求に応じて、適正価格で取引を終えることをファンドが確認していること。
- () ファンドが利用するスワップ商品の明確な説明が、目論見書に記載されており、開示が当該スワップの構成要素を明確にしていること。ならびに、
- () 報告期間中に締結したスワップ商品に関する情報、相手方の名称および契約金額が、定期的な報告書により提供されていること。

スワップ商品がクレジット・デフォルト・スワップ(「CDS」)で、ファンドがプロテクション・セラーである場合、追加で以下の2つの条件が適用となります。

- () 取引が、ファンドにより毎日評価され、少なくとも月1回独立機関に評価されること。
- () CDSに伴うリスクが、半年に1回独立した査定を受けており、当該独立報告書がレビューのためファンドに対し提供されること（当該査定に関連して、査定がファンドの管理

にかかわる者により行われたとしても、独立性を損なうことはありません。但し、査定者は、取引相手方とは無関係である必要があります。)

注：取引相手方のエクスポージャーはグローバルに測定する必要があり、例えば、相手方が発行した証券の直接保有、供託金額および当該者とのデリバティブ取引からのエクスポージャーを含みます。IF S R Aは、取引の相手方によるファンドに対する担保の譲渡によってエクスポージャーの軽減をはかる取り決めを容認しています。引受担保は、第17項の条項を遵守しなければなりません。

14. 上記の手法および商品または借入によって発生した純エクスポージャーの合計額は、N U 3号に定める条件および制限またはその双方にしたがって、ファンドの純資産額の25パーセントを超えないものとします。

レポ取引、リバース・レポ取引および貸株取引の使用

本項の目的上、「関連機関」は、N U 13号の第2()、()および()項にて定められた機関をいいます。

15. レポ取引およびリバース・レポ取引(「レポ取引」)および貸株取引を通常の市場慣行に従う場合に限って実施することができます。

16. レポ取引または貸株取引で取得する担保は、下記のいずれかの形式でなければなりません。

- () 現金
- () 国債またはその他の公債
- () 関連する機関により発行された譲渡性預金証書
- () 関連する機関により発行された債券/コマーシャル・ペーパー
- () 満期まで3ヶ月以内の、取り消し不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状

クレスト決済システムにおけるD B V(有償交付)またはこれと比肩すべき中央証券預託システム証書。ただし、

- これらは集中制限の適用を受けます。
- 対象証券が上記()から()に掲げられた範疇に該当するか、または証券がF T S E 100のような公認された指数を構成すること。
- 対象証券がファンドの投資目的および投資方針と一致すること。

17. レポ取引または貸株取引の期限まで、かかる取引で取得した担保は、

- () 投資した金額または貸し出す株式の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならない、
- () 受託会社または受託会社の代理人の名義に譲渡されなければならない、
- () 相手方当事者の信用リスクにおいて保有されなければならない、かつ
- () 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちにファンドが使用することができるものでなければなりません。

非現金担保

- () 売却または担保に供してはなりません。
- () 毎日値洗いを行わねばなりません。
- () 相手方当事者から独立した実体により発行されなければなりません。
- () ファンドのエクスポージャーが単一の発行体の証券のみにならないよう分散されなければなりません。単一の発行体の証券への投資は、N U 13号の投資制限に反することになります。適切な場合には、非貨幣担保の信用の質は投資目的および投資方針に合致しなくてはなりません。

現金担保

現金は以下に対して以外には投資することはできません。

- () 5営業日以内またはレポ契約または貸株契約に規定されたより短い期間の間に引き出す

ことのできる預金。預金における現金の保持はNU13号 第2段落の規定に従う。現金は相手方当事者または関連する機関に預金することはできません。

- () 国債またはその他の公債
 - () 上記16() 段落に規定された預金証書
 - () 上記16() 段落に規定された信用状
 - () 本書の規定の適用を受ける買戻契約
 - () A a aまたはこれと同等の格付けを有する日々の取引のマナー・マーケット・ファンド。投資がNU13号7(b)段落に規定される関連ファンドにおいて投資される場合は、原マナー・マーケット・ファンドによる買付または買戻手数料は課してはなりません。() 項に従い、毎日取引が行われるマナー・マーケット・ファンドへの投資は、分散投資の要件には服しません。
- 17 A . 17段落の規定にかかわらず、ファンドは、一般的に公認の中央証券預託システムにより組織された貸株組織に加入することができます。ただし当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとしします。
- 18 . レボ契約または貸株契約の相手方当事者は、最低 A 2 / P 2 の信用格付けもしくは同等の信用格付けを有し、または黙示の A 2 / P 2 信用格付けを有するとファンドによりみなされなければなりません。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、ファンドが、A 2 / P 2 格付けを有しかつこれを継続する者により保証される場合、格付けされていない相手方当事者を受容することができます。
- 19 . ファンドは、随時貸株契約を終了させて、貸し出したすべての株式の返却を求める権利を有するものとしします。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の世界慣行に基づくその他の期間内に、当該株式を返却する義務を負うことを規定しておかねばなりません。
- 20 . レボ取引および貸株取引は、I F S R A 通達NU 3号またはNU 8号の目的上、借入または貸付を構成しません。

為替リスクに対する防御

- 21 . ファンドは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う手法および商品を利用することができます。
- (i) ファンドにより行われる外国為替取引が、投機的な性質を持たないこと。つまり、当該取引が、自らの利権への投資ではないこと。
 - () ファンドにより保有される証券の通貨の性質を変える外国為替取引は、ファンドに保有される証券からのキャッシュ・フローにて全額がカバーされていること。
 - () ファンドにより保有される証券の通貨エクスポージャーの性質が変わる外国為替取引は、(a) リスクの軽減、(b) コストの軽減または(c) ファンドに対する資産もしくは収益の増加のうちいずれか(複数も可)の目的でのみ行われること。
 - () I F S R A 通達に記載の一般的条件も、適用されること。特に、ファンドが保有する譲渡可能な証券の通貨エクスポージャーの性質が変わる外国為替取引は、(a) ファンドの投資目的に従い行われること、(b) ファンドがエクスポージャーを受ける通貨は、ファンドが直接的に投資できる通貨であること、ならびに(c) 経済的に適切であることが必要です。
 - (v) 外国為替取引の利用の意向が、目論見書の投資方針において明確に概略が述べられており、開示が、採用することができる通貨戦略およびそれに伴うリスクを中心に行われていること。目論見書には、ファンドの通貨ポジションが保有証券のポジションとは必ずしも相関関係にないことから、パフォーマンスが為替レートの変動により多大な影響を被る旨の記載が必要で。
 - () 報告期間に締結された取引の詳細および契約金額が、定期的な報告書に記載されること。

ポジションの相殺

22. I F S R A は、デリバティブの売りおよび買いを 1 ポジションとしてみなすことを容認しています。但し、両者とも同一の対象資産に関連するか、または同一でない対象債券の場合は、
- 両者が、価格変動に関し高い相関関係にあること。
 - 両者とも、同一の通貨にて現金決済されること。
 - 両者とも、十分な流動性があり、毎日値洗いされること。
- ポジションのひとつが行使された場合には、ファンドは未済のポジションに基づく現実もしくは潜在的な債務を履行するのに必要なカバーを行う予定です。

(注) NUとはI F S R Aにより出されたNon - U C I T Sに関する通達のことをいいます。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドの受益証券 1 口当たりの純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者に帰属します。

主なリスク要因

- 金利リスク

一般論として、金利が上昇すれば債券の価格は下落し、その逆もまた同じです。金利の変動に対する債券の値動きの程度は債務証券の種類によって異なります。

- 株式市場の変動

ファンドの純資産総額は、ファンドのデルタ（株価感応度）によりある程度株式市場の変動を反映します。株式市場は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済の状況の影響を受け大きく変動することがあります。

- 個別銘柄リスク

個別銘柄または特定の種類の銘柄が、市場全体に比して大きく値動きすることや、市場全体の値動きに逆行することがあります。

- 為替・通貨リスク

ファンドの受益証券は特定の通貨で表示されていますが、ファンドは様々な通貨で表示された証券に資産を投資することがあり、一部の通貨は自由に交換できない可能性があります。基準通貨で表示されたファンドの純資産額は、基準通貨とファンドの投資の表示通貨との為替レートの変動に従って変化するため、ファンドは為替リスクにさらされます。

必然的に生じることとなる為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、管理会社および投資運用会社は、独自の判断に従って効果的にポートフォリオを管理する目的に限定して、ヘッジ取引を行うことができます。

- 取引相手のリスク（信用リスク）

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者の破産、支払い不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされます。

- 流動性リスク

一般に、転換証券市場は株式市場よりも時価総額が小さく、出来高も小さくなります。

その他のリスク要因

- 総論

投資家は、いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということは、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味していることを認識するべきです。ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの相当部分を構成するべきではなく、またファンドへの投資はすべての投資家に適しているとは言えません。

- エマージング・マーケット・リスク

ファンドは、エマージング・マーケット（新興市場）の企業の転換社債に投資することがあります。かかる株式には、高度なリスクが伴うことがあり、投機的で不安定であると考えられます。かかるリスクには次のものが含まれます。（ ）強制収用、没収、課税、インフラの未整備、国有化、ならびに社会、政治、規制および経済の不安定さといったより大きなリスクが存在します。（ ）エマージング・マーケットの発行体向の証券市場の規模は小さく、取引量は少ないのが現状です。これらは、保管リスク同様、ファンドが取引する株式の不決済または決済の遅延の危険を増大させる、流動性の乏しさおよび価格変動につながります。（ ）国家政策により、関連する国益に敏感と思われる発行体または業界への投資制限など、ファンドの投資機会が制限されることがあります。（ ）民間投資または外国投資および私有財産を統制する法制度が未整備です。（ ）先進諸国市場に比して情報開示基準が貧弱であり、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

- ロシアへの投資

近年、ロシアにおいて証券投資に関する抜本的な改革および規制が始まっていますが、なお不明確な解釈や矛盾した適用がなされることがあります。ロシアにおける規制の適用の監視および執行は、なお不確実です。

ロシアにおける株式の所有権を証明する唯一の方法は、発行体の株主名簿に株主の名が記載されていることです。ロシアにおいては信認義務の概念が十分に確立しておらず、株主は経営活動により株式希釈または投資上の損失を被っても十分な法的救済措置を受けられないことがあります。コーポレート・ガバナンスの規制は未発達であり少数株主の保護に欠けることがあります。

- 市場リスク

各ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常の市場変動のリスクだけでなく、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

- 政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

- 決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

- 保管リスク

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴います。

- 租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要です。詳細については以下の「課税上の取扱い」と題する項目に記載します。

- プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はありません。

- 評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が公認取引所に上場または取引されていない投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与することと、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在します。

- 流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズへの投資利益を実現することができますが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買戻しが中止または遅延する場合があります。

- 投資の分散

投資運用会社はファンドの資産の投資分散を図る予定ですが、時には一部のセクターまたは発行体にファンドの資産が集中する可能性があります。

- 大量の買戻しの影響

受益者の選択にしたがって大量の買戻しが発生した場合、投資証券の売却が必要になります。こうした売却により、売却しなければ発生しなかった損失を被る可能性があります。

- 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。但し、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に合うことを条件とします。

かかる取引は下記の（ ）項、（ ）項または（ ）項にしたがって執行された場合に承認することができます。

（ ）受託会社が独立した有資格者として承認した者が取引を執行する価格が公正であることを証明した場合、

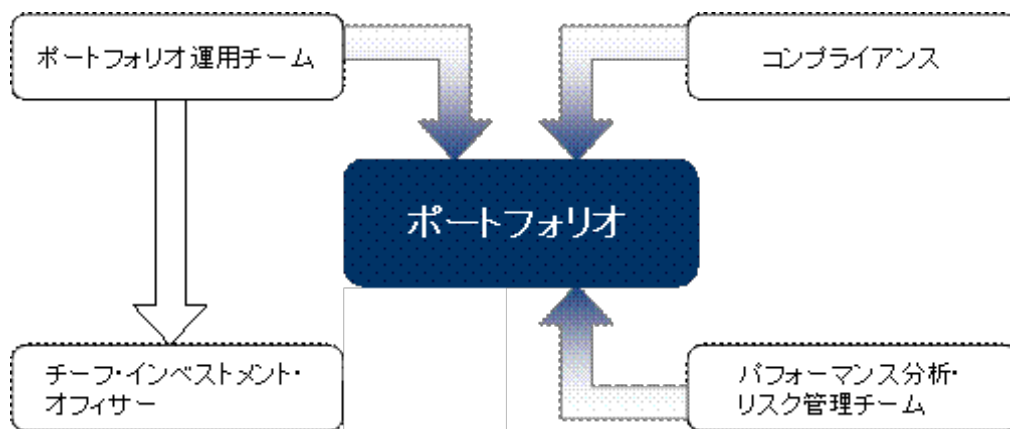
（ ）取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または

（ ）上記の（ ）項または（ ）項に定める条件が実行不可能な場合は、第1文に定める原則に合致することを受託会社が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

投資運用会社のリスクに対する管理体制

ポートフォリオのリスク管理の責任は、ポートフォリオ運用チームが負っています。リスク管理は、投資プロセスの一部として、毎日のポートフォリオ・モニタリング業務の一環として行われています。コンプライアンス（法令遵守）モニタリングはリスク管理の一部と位置付けられており、専従のコンプライアンス・チームとポートフォリオ運用チームが管理責任を担っています。ポートフォリオの定期的な測定およびモニタリングについては、CIO（最高投資責任者）、コンプライアンス、要因分析およびリスク管理チームが担当し、ポートフォリオが確実にガイドラインに沿って運用されるよう、監視を行っています。

リスク管理については定期的なレビューを行い、投資ガイドラインと投資理念に沿った管理運用が行われていることを確認しています。さらに、取引前にコンプライアンス・チェックを実施することにより、投資運用会社がクライアントの取引規約に違反していないことを確認しています。クライアントと定期的な意見交換・意思疎通を図ることにより、あらゆる問題に対して迅速かつ効率的な対処が可能となります。



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

(a) 海外における申込手数料

海外における申込手数料は申込金額の最大5%です。

(b) 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.15% (税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.10% (税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.05% (税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.525% (税抜0.5%)

(2) 【買戻し手数料】

(a) 海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は最大5%です。

(b) 日本における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

報酬の年率合計は、ファンドの純資産額の1.45%を超えないものとします。

管理会社の報酬

ファンドは、ファンドの純資産額につき年率1.45%で、管理会社に月次報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。管理会社は、当該報酬から受託会社報酬、投資運用会社報酬、販売報酬および代行協会員報酬を支払います。

管理会社は、ファンドの資産の中から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的立替費用、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払いを受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

第5会計年度における管理会社報酬は200,241米ドルでした。

受託会社の報酬

管理会社は、管理会社の報酬の中から、受託会社に、ファンドの純資産額の年率0.04%の割合で月次報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金を含む受託会社の全ての立替費用、取引手数料および通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の立替費用の支払いを受ける権利を有するものとします。

第5会計年度における受託会社報酬は5,524米ドルでした。

投資運用会社報酬

管理会社は、管理会社の報酬の中から投資運用会社に年率0.65%の月次報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

第5会計年度における投資運用会社報酬は89,763米ドルでした。

販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は、毎月末に、管理会社の報酬の中から、ファンドの日々の純資産額に対する年率0.55%の販売報酬を受け取る権利を有します。販売会社の立替費用は、ファンドの資産より支払われます。

管理会社は、毎月の月末から翌月の末までに、自らの報酬の中から、代行協会員に対して、ファンドの日々の純資産額に対する年率0.1%の代行協会員報酬を支払います。代行協会員の合理的な立替費用は、ファンドの資産より支払われます。

第5会計年度における販売報酬および代行協会員報酬は合計で89,763米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

各ファンドは訴訟に関連して負担した費用に関して責任を負います。受託会社は、信託証書に定める規定に基づいて、一定の状況下においてファンドによりまたはファンドのために提起した訴訟で負担した費用などを含めてファンドの資産から補償を受けるものとします。また管理会社は、ファンドによりまたはファンドのために提起された訴訟で管理会社が負担した費用を、ファンドから回収する権利を有します。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、ファンドの継続的管理および運営に関連して、管理会社、投資運用会社および受託会社が負担したすべての費用（一般管理費および支出費を含みます。）をファンドの資産から支払います。ファンドがファンドの資産から支払う費用および支出費には下記を含みますがこれに限定されません。

- (a) 監査人の報酬
- (b) 弁護士の報酬
- (c) 代行協会員または受益証券の販売会社へ支払われるべき手数料
- (d) 商業銀行業務、投資調査、株式仲買またはコーポレート・ファイナンスの料金（借入金利息を含みます。）
- (e) 租税当局が賦課する租税
- (f) すべての報告書、証明書、受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配付の

費用

- (g) 公認取引所への受益証券の上場認可または予定された認可に関連して、また公認取引所の規則を遵守する際にかかった費用および料金
 - (h) 保管および譲渡の費用
 - (i) 受益者総会の費用
 - (j) 保険料
 - (k) その他の費用（受益証券の発行または買戻しの事務費用を含みます。）
 - (l) 信託証書およびダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドに関するその他の書類（ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ、ファンドまたはファンドの受益証券またはその販売に対して管轄権を有するすべての当局（現地の証券業協会を含みます。））に提出する登録届出書、目論見書、上場明細書、趣意書、年次報告書、半期報告書、特別報告書などを含みます。）および販売資料をあらゆる言語で作成し、印刷し、登録する費用ならびに上記の書類を受益者に送付する費用
 - (m) ファンドの受益証券の販売に関する宣伝費用
 - (n) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用
- いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に関係するその他の法域で、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが支払うものとし、
- 創業費を償却する期間はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの純資産額によるものとします。管理会社は、5年を超えない期間で創業費を償却することを決定しました。設立当初のファンド（すなわち、ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド）の創業から5年以内に追加のファンドが設定された場合、追加のファンドの設定日の時点で償却されていない創業費の額は、ファンドと追加のファンドの間で配分するものとします。
- 経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとします。
- 第5会計年度におけるその他の費用は162,797米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
 - (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。
 - (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。
 - (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- （注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成24年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金および譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがあります。

(B) アイルランド

管理会社が受けた助言によれば、ファンドが税務上、アイルランドの居住者であることを前提とするファンドおよび受益者の税務上の取扱いは以下のとおりです。

ファンド

ファンドの受託会社が税務上、アイルランドの居住者と見なされる場合、ファンドも税務上、アイルランドの居住者と見なされます。ファンドが税務上、アイルランドの居住者に留まるように、ファンドの事業を営むことは管理会社の意向です。

管理会社が受けた助言によれば、ファンドは1997年連結税制法739章Bに定義される投資会社としての資格を有しています。上記を前提として、現行のアイルランドの法律および慣行に基づき、ファンドの利益および利得にはアイルランドの租税は賦課されません。

但し、ファンドに「課税事由」が発生した際は税金が発生する場合があります。課税事由には、受益者への分配金の支払い、または受益証券の換金、買戻し、解約もしくは譲渡などを含みます。

課税事由が発生した時点でアイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない受益者に関してファンドに税金は発生しません。但し、真実かつ正確な申告が行われていること、およびかかる申告に記載する情報がすでに実質的に正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが所有していないことを条件とします。真実かつ正確な申告がなされていない場合、投資家はアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者であると推定されます。

課税事由は以下を含みません。

- アイルランド歳入委員会の命令にしたがって指定された公認清算機関が保有する受益証券に関する取引、
- 受益者に金銭を支払わないアームズ・レングスの取引として受益者が実施するファンドの受益証券とファンドのその他の受益証券との交換、
- 一定の条件にしたがって配偶者と前配偶者との間で譲渡する場合において、受益者による受益証券に対する権利の譲渡、または
- 1997年連結税法739H章に定める意味に該当する、ファンドとその他の投資事業との適格合併または会社整理から生じる受益証券の交換。

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払いから関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充て、または解約する権利を有するものとします。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとします。

受益証券が公認清算機関によって保有されていない限度で、課税事由に際して以下の税効果が発生します。

受益者

(1) 受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である場合

受益者が適用除外アイルランド人投資家であり、その旨につき真実かつ正確な申告をしており、かつかかる申告に記載する情報がすでに実質的に正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが所有している場合、または受益証券がコート・サービスにより購入される場合でない限り、ファンドは、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である受益者に支払う分配金（支払が年1度またはそれより頻繁になされている場合）から、標準税率（現時点で20パーセント）の所得税を控除して、歳入委員会に送金する義務を負います。上記以外の分配、またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者である受益者によるその他の分配または受益証券の換金、解約、買戻しもしくは譲渡に起因する利益については、ファンドは所得税の標準税率に3パーセントを上乗せした率（現時点で25パーセント）の税金を控除して、歳入委員会に送金する義務を負います。発生したすべての利益は、課税事由が発生した日における受益者のファンドへの投資額と特別規則にしたがって計算した投資コストとの差額として計算します。

真実かつ正確な申告が一旦行われれば、上記の規定の適用が除外されるアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者は多数おり、こうした者を適用除外アイルランド人投資家といいます。さらに、受益証券がコート・サービスにより保有されている場合、ファンドは、コート・サービスに対する支払金に対して租税を控除しません。コート・サービスはファンドが実質的保有者に支払金を配分する際、その支払金に対する租税を処理することを要求されません。

アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である受益者は（各自の税務上の地位により）ファンドからの分配または保有する受益証券の買戻し、買取りもしくは譲渡に起因する利益に関して追加の租税を支払うことを要求される場合があります。一方、課税事由の発生時にファンドが控除した租税の一部または全部の還付を受けられる場合もあります。

(2) 受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合

受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではなく、その旨の真実かつ正確な申告をファンドに行っており、かつかかる申告に記載する情報がすでに正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない場合、ファンドは課税事由が発生した場合は租税を控除する義務はありません。かかる申告がない場合、たとえ受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でなかったとしても、課税事由の発生時に租税を控除する必要があります。その際、控除され、かつ、歳入委員会に送金されるに適当な租税は以上のとおりです。

受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない者のために仲介人を務めている限度において、受益者がかかる者の仲介人を務めていることを正しく申告しており、かつかかる申告に記載する情報がすでに実質的に正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが所有していないことを条件として、ファンドは課税事由の発生時に租税を控除する義務を負いません。

受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではなく、その旨の真実かつ正確な申告をファンドに行っており、かつかかる申告に記載する情報がすでに実質的に正しくないことを合理的に示唆する情報をファンドが所有していない場合、かかる受益者は保有する受益証券に関する分配または保有する受益証券の処分に基づく利益に関してアイルランドの租税を支払う責任を負いません。但し、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない受益者に対する分配、またはかかる受益者が保有する受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に起因する利益について、受益証券が上記の受益者のアイルランドの支店または代理人に帰属する場合、アイルランドの租税が賦課されることがあります。

受益者により真実かつ正確な申告が提出されずにファンドが租税を源泉徴収する場合、アイルランドの法律に基づき、アイルランドの法人税が賦課される企業、一部の無能力者および上記以外の限られた状況下に限って、租税が還付されます。

印紙税

受益証券の発行、申込み、保有、転換、買戻しまたは譲渡に際してアイルランドで支払う印紙税等の租税はありません。受益証券の購入または買戻しがアイルランドの証券またはその他のアイルランドの資産の正貨による譲渡で履行される場合、かかる証券または資産の譲渡に際してはアイルランドの印紙税がかかる場合があります。

資本取得税

受益証券の処分にはアイルランドの贈与税または相続税（資本取得税）が賦課される場合があります。但し、ファンドは（1997年連結税制法739章Bに定める意味の）投資事業の定義に該当する限り、受益者による受益証券の処分は資本取得税を課されません。但し、(a) 贈与または相続の日に、受贈者または承継人がアイルランドの居住者でも通常居住者でないこと、(b) 処分の日に、受益証券を処分する受益者がアイルランドの居住者でも通常居住者でもないか、または当該処分にアイルランドの法律が適用されないこと、および(c) 贈与または相続の日および評価日の時点で、受益証券が贈与または相続に含まれていることを条件とします。

欧州連合（EU）の預金収入の課税通達

2003年6月3日、欧州委員会は預金収入への課税に関する新しい通達（EC通達2003/48/EC）を公布しました。いくつかの重要な条件を満たすことを条件として、当該支払いに関する源泉徴収制度を代わりに選択できる権限を一定の加盟国が持つことを条件に、加盟国は、その法域において個人によってその他の加盟国に居住する個人に対して支払われた利息（投資信託による分配金も含む。）または同様の収入の支払いの明細を、当該その他の加盟国の税務当局へ提供しなければならないとされています。中でもアイルランドとイギリスは、源泉徴収制度の代わりに情報の交換を選択しました。この通達の規定により、すべてのEU加盟国は2005年1月1日までに、この通達を自国の国内法で実施しなければなりません。この通達の遵守のために必要な法律、規制および行政規則は2004年1月1日までに採択されていなければならないとされていました。この通達は現在アイルランドの法律で制定されていますが、スイス、アンドラ、リヒテンシュ

タイン、モナコ、サンマリノおよび加盟国の関係するすべての属地または領地が2005年1月1日以降に同等または同様の措置を導入する日の最低6ヶ月前にすべての加盟国が全会一致で合意している場合に限り、情報の交換に関する実際のシステムは2005年1月1日以降にのみ有効に適用されます。

したがって、受託会社または預金収入の課税通達の目的において「支払代理人^(注)」とみなされるその他の団体は、ファンドの個人またはそれ以外の団体である投資家への預金利息収入の支払明細を、投資家の居住する加盟国に当該明細を送るアイルランド国税庁に対して開示しなければならないことがあります。

(注) この通達の目的において「支払代理人」とは、利息の支払いまたは受益者の即時の利益のために利息の支払いの確保を行う経済担当者をいいます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産及び地域別の投資状況)

(2010年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	アメリカ合衆国	5,669,259.27	42.08
	日本	1,360,908.41	10.10
	ジャージー	729,602.09	5.42
	バミューダ	701,426.01	5.21
	ケイマン諸島	548,493.45	4.07
	イギリス	485,138.66	3.60
	オランダ	470,997.34	3.50
	フランス	363,661.45	2.70
	ルクセンブルグ	342,438.43	2.54
	カナダ	248,658.20	1.85
	シンガポール	227,000.00	1.69
	マレーシア	204,240.00	1.52
	英領ヴァージン諸島	197,901.35	1.47
	オーストラリア	160,517.38	1.19
	ドイツ	139,428.27	1.03
	韓国	118,250.00	0.88
	マン島	115,120.00	0.85
	オランダ領アンティル	93,795.00	0.70
	スウェーデン	74,798.43	0.56
	メキシコ	66,340.00	0.49
スペイン	65,469.45	0.49	
	小計	12,383,443.19	91.92
転換株式	アメリカ合衆国	695,427.00	5.16
変動利付転換社債	ジャージー	108,548.01	0.81
国債	ポルトガル	66,482.31	0.49
	小計	13,253,900.51	98.38
	現金・預金およびその他の資産（負債控除後）	217,854.32	1.62
	合計 (純資産総額)	13,471,754.83 (約1,267百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率(%)	満期日	口数	米ドル		投資比率(%)
							取得価額	時価	
1	WELLS FARGO 7.5PCT PRF PERP L 31DEC49	アメリカ合衆国	転換株式	7.500	2049/12/31	336	249,518.44	330,960.00	2.46
2	SUZUKI MOTOR CORP OPCT 29MAR13	日本	転換社債	0.000	2013/3/29	30,000,000	310,089.97	323,980.94	2.40
3	BANK OF AMERICA 7.25PCT PRF PERP 31DEC49	アメリカ合衆国	転換株式	7.250	2049/12/31	291	206,882.62	285,471.00	2.12
4	ARCELORMITTAL 7.25PCT 01APR14 CNV	ルクセンブルグ	転換社債	7.250	2014/4/1	6,109	222,633.72	280,730.68	2.08
5	NEWMONT MINING 1.25PCT 15JUL14	アメリカ合衆国	転換社債	1.250	2014/7/15	178,000	165,456.50	239,410.00	1.78
6	OLAM INTL 6PCT 15OCT16 CNV	シンガポール	転換社債	6.000	2016/10/15	200,000	220,000.00	227,000.00	1.69
7	SEADRILL LTD 3.625PCT 08NOV12	バミューダ	転換社債	3.625	2012/11/8	200,000	162,300.00	213,663.20	1.59
8	PAKA CAPITAL LTD OPCT 12MAR13	マレーシア	転換社債	0.000	2013/3/12	200,000	202,250.00	204,240.00	1.52
9	WPP PLC 5.75PCT 19MAY14	ジャージー	転換社債	5.750	2014/5/19	100,000	202,067.44	202,687.14	1.50
10	ORIX CORP 1PCT 31MAR14	日本	転換社債	1.000	2014/3/31	14,000,000	137,404.23	200,105.87	1.49
11	ARCHER DANIELS 0.875PCT 15FEB14	アメリカ合衆国	転換社債	0.875	2014/2/15	201,000	201,715.41	196,477.50	1.46
12	GILEAD SCIENCES 0.625PCT 01MAY13 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	0.625	2013/5/1	164,000	200,062.92	194,388.05	1.44
13	MICRON TECHNOLOGY 1.875PCT 01JUN14 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	1.875	2014/6/1	187,000	135,320.31	179,137.59	1.33
14	AMGEN INC 0.375PCT 01FEB13 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	0.375	2013/2/1	173,000	165,466.82	175,595.00	1.30
15	MOLSON COORS BREWING 2.5PCT 30JUL13 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	2.500	2013/7/30	158,000	155,293.86	175,577.50	1.30
16	ALLEGHENY TECH 4.25PCT 01JUN14 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	4.250	2014/6/1	119,000	119,000.00	171,657.50	1.27
17	ANGLO AMERICAN 4PCT 07MAY14	イギリス	転換社債	4.000	2014/5/7	100,000	100,000.00	171,011.40	1.27
18	DANA PETROLEUM JERSEY 2.9PCT 17JUL14	ジャージー	転換社債	2.900	2014/7/17	100,000	160,697.04	163,754.32	1.22
19	AEGIS GROUP 2.5PCT 20APR15 CNV	ジャージー	転換社債	2.500	2015/4/20	100,000	152,916.89	163,408.83	1.21
20	COMMONWEALTH MANAGED INV 5.075PCT 21AUG14	オーストラリア	転換社債	5.075	2014/8/21	176,000	148,306.10	160,517.38	1.19
21	LIBERTY MEDIA CORP 3.125PCT 30MAR23	アメリカ合衆国	転換社債	3.125	2023/3/30	139,000	107,270.77	153,942.50	1.14
22	EMC CORP 1.75PCT 01DEC11	アメリカ合衆国	転換社債	1.750	2011/12/1	117,000	105,215.06	151,368.75	1.12
23	MEDTRONIC INC 1.625PCT 15APR13 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	1.625	2013/4/15	143,000	140,978.25	151,222.50	1.12
24	L-3 COMMUNICATIONS 3PCT 01AUG35	アメリカ合衆国	転換社債	3.000	2035/8/1	142,000	144,601.60	149,632.50	1.11
25	GOLDCORP INC 2PCT 01AUG14 CNV	カナダ	転換社債	2.000	2014/8/1	126,000	134,489.98	149,288.20	1.11
26	TYSON FOODS 3.25PCT 15OCT13 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	3.250	2013/10/15	112,000	138,132.11	148,252.73	1.10
27	ALLERGAN INC 1.5PCT 01APR26 CNV	アメリカ合衆国	転換社債	1.500	2026/4/1	130,000	122,931.06	146,412.50	1.09
28	VORNADO REALTY 3.875PCT 15APR25	アメリカ合衆国	転換社債	3.875	2025/4/15	128,000	126,742.68	146,240.00	1.09
29	HONGKONG LAND CB 2005 2.75PCT 21DEC12	バミューダ	転換社債	2.750	2012/12/21	100,000	92,750.00	141,100.00	1.05
30	GOME ELECTRICAL 3PCT 25SEP14	バミューダ	転換社債	3.000	2014/9/25	800,000	143,273.98	141,044.80	1.05

【投資不動産物件】

該当なし（2010年4月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし（2010年4月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2010年4月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下の通りです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2006年1月15日)	59,467	5,594	10.28 (10.58)	967 (995)
第2会計年度末 (2007年1月15日)	26,332	2,477	10.38 (11.08)	976 (1,042)
第3会計年度末 (2008年1月15日)	20,541	1,932	10.13 (10.90)	953 (1,025)
第4会計年度末 (2009年1月15日)	14,115	1,328	7.84 (7.84)	738 (738)
第5会計年度末 (2010年1月15日)	13,812	1,299	9.94 (9.94)	935 (935)
2009年5月末日	14,301	1,345	8.60	809
6月末日	13,725	1,291	8.69	817
7月末日	14,077	1,324	9.07	853
8月末日	14,152	1,331	9.28	873
9月末日	14,119	1,328	9.50	894
10月末日	13,766	1,295	9.51	895
11月末日	13,585	1,278	9.59	902
12月末日	13,774	1,296	9.80	922
2010年1月末日	13,411	1,262	9.70	912
2月末日	13,342	1,255	9.69	912
3月末日	13,574	1,277	9.94	935
4月末日	13,472	1,267	10.05	945

(注) 分配落日は毎決算日です。分配付の額を括弧内に併記しました。



【分配の推移】

下記会計年度における分配金の推移は以下の通りです。

	分配金（1口当たり）	
	米ドル	円
第1会計年度	0.30	28.22
第2会計年度	0.70	65.85
第3会計年度	0.77	72.43
第4会計年度	0.00	0.00
第5会計年度	0.00	0.00

【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
第1会計年度	5.80%
第2会計年度	7.78%
第3会計年度	5.01%
第4会計年度	-22.61%
第5会計年度	26.79%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額（第1会計年度については、当初発行価格10米ドル））



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日の発行済口数は次の通りです。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	9,679,420 (9,679,420)	3,895,090 (3,895,090)	5,784,330 (5,784,330)
第2会計年度	15,300 (15,300)	3,263,910 (3,263,910)	2,535,720 (2,535,720)
第3会計年度	3,180 (3,180)	511,120 (511,120)	2,027,780 (2,027,780)
第4会計年度	1,490 (1,490)	229,650 (229,650)	1,799,620 (1,799,620)
第5会計年度	7,710 (7,710)	417,310 (417,310)	1,390,020 (1,390,020)

(注1) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における販売手続等

ファンドの受益証券を申し込む者は、管理会社が適宜定めた書式の申込書に必要事項を記入し、管理会社が定め、英文目論見書に記載する条件を遵守するものとします。

すべての申込みは、取引日の午前10時（ダブリン時間）までに管理会社が管理会社の営業住所で受け取らねばなりません。期限後に受け取った申込み請求は、関係する評価時点の次の取引日に関する請求と見なされるものとします。ただし、管理会社が独自の裁量にしたがってかかる請求を承諾することを決定した場合はこの限りではありません。ただし、管理会社は、ファンドの当該取引日の評価時点の後は申込みを承諾しません。

受益証券は、申込みを行った取引日から（かかる取引日を含めて）5営業日以内に受託会社に代金が支払われることを条件に、管理会社が発行するものとします。受益証券は、購入申込みを管理会社が受け取り、承諾した取引日の営業が終了した時点で発行されます。管理会社は、ファンドの純資産額が50億米ドルを超える場合には、その裁量により、受益証券の申込みを拒絶することがあります。

申込み代金の不払いまたは支払い遅延の結果としてファンドが被った損失または費用は、申込人が負担するものとします。

申込みが承諾された申込人またはかかる申込人が指名した代理人には、通常、1週間以内に、申込人のリスクで、割当ての確認書が郵送されます。受益証券は登録式でのみ発行されます。ファンドの受益者名簿は受益者名簿に記載された受益証券に対して権利を有する者に関する確定的証拠となるものとします。また信託の通知は受益者名簿には記載しません。

管理会社は、独自の裁量にしたがって、一定の国または地域に居住し、または設立された個人または法人に対する受益証券の発行を一時的に中止し、最終的に停止し、または制限することができます。また管理会社は、ファンドの受益者および/またはファンドを保護するために必要または望ましい場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁じることができます。

さらに管理会社は、

(a) 独自の裁量にしたがって、受益証券の申込みの一部または全部の受領を拒絶することができます。

(b) 適宜、受益証券の購入または保有を禁じられている受益者が保有している受益証券を買い戻すことができます。

米国人、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である投資家は受益証券を購入することはできません。また申込人は、直接または間接的に、米国人、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家のために受益証券を取得しないことを証明する義務を負います。単独で、またはその他の者との関連で、受益証券の保有を禁じられている者が受益証券の実質的所有者であると管理会社が判断する場合、受託会社はかかる受益証券を強制的に買い戻すことができます。

マネーローンダリング防止の手続き

マネーローンダリングの防止を目的とする措置によって、受益証券の申込人は管理会社に身元を証明する義務を負うものとします。またそれぞれの申込人の事情により、認定仲介機関を通じて申込みを行う場合は証明を求められないことがあります。上記の適用除外は、仲介機関が、関係法によって、アイルランドと同等のマネーローンダリング防止規則を有すると認められる国に所在する場合に限り適用されます。

管理会社は申込人にどのような身元の証拠が必要かを通知するものとします。例として、個人の場合、居住する国の公証人、警察または大使などの当局者が正式に認定したパスポートまたは身分証明書のコピーを、ガス、電気代等の請求書、銀行の取引明細などの住所の証拠と一緒に提示することが求められます。申込人が法人である場合は、会社設立証書（および名称変更）、基本定款および通常定款（または同等物）ならびに取締役全員と実質的所有者の名前、住所および営業住所の認証された謄本の提示が求められます。

上記は単なる例であり、管理会社は、申込人の身元を確認するために必要と見なす情報および書類を要求します。申込人が確認のために必要な情報の提出を怠り、または遅延した場合、管理会社は、適当な情報が提示されるまで、申込みおよび申込み代金の受領を拒絶し、または買戻し請求の処理を拒絶することができます。管理会社が申込人の身元を確認するために請求したすべての情報および書類を受け取り、かつこれに満足するまでは、受益証券は発行されません。申込人が当初、受益証券の発行を希望した取引日の5営業日後の営業が終了するまでに、管理会社が上記の情報および書類を受け取らなかった場合、申込書は投資家に返送され、すべての代金は支払い銀行に返金されるものとします。

特に投資家は、関係する受益者の名義でない口座に買戻し代金を送金することを要請する場合、管理会社は、かかる受益者および買戻し代金を支払う口座の所有者の身元を確認するために合理的に必要な情報を請求する権利を留保する点に注意するべきです。投資家または口座の所有者が上記の情報を提出しなかった場合、買戻し代金は第三者の口座には送金されません。

管理会社は、すべての関係法規ならびに管理会社の社内方針にしたがって十分な記録の更新のために追加の証明書または確認書を請求する権利を留保します。上記の規定は、関係法規が制定され、管理会社の方針の変更が効力を発生する前に投資家が申込みを行った場合でも、適用されるものとします。投資家は、上記の変更の後できる限り速やかに、合理的に請求された追加の証明書または確認書を管理会社に提出することに同意します。

投資家は、関係するすべてのマネーロンダリング防止法規にしたがって管理会社が定めた身元の確認および証明に関するすべての方針を遵守しなかった場合、申込人が身元の確認および証明に関する基準を遵守するまで、申込人が保有する受益証券に関する勘定明細書の発行を管理会社が拒絶できることを認めるよう要求されます。投資家が上記の確認および証明の基準を遵守し、関係法規に違反していないこととなり次第、可能な場合には勘定明細書の発行中止期間を終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとします。

(b) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中の取引日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。各取引日における申込締切時間は、午後5時（日本時間）です。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

販売取扱会社は、販売価格に加えて以下の申込手数料を徴収します。

申込口数	申込手数料
100口以上 1万口未満	申込金額の3.15%（税抜3.0%）
1万口以上 10万口未満	申込金額の2.10%（税抜2.0%）
10万口以上 100万口未満	申込金額の1.05%（税抜1.0%）
100万口以上	申込金額の0.525%（税抜0.5%）

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。この場合、買付代金は、払込期日までに、円貨または米ドル貨で支払われるものとします。米ドル貨との換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれかの取引日に、関係する取引日に算定した受益証券1口当たりの純資産価格に相当する買戻し価格で、受益者が保有する受益証券の買戻しを10口単位で管理会社に申請することができます。但し、管理会社は、上記の取引日の受益証券1口当たりの純資産価格を計算した後に受け取った買戻し請求は受領しないものとします。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズは、買戻代金に賦課されるアイルランドの租税を該当する税率で控除する義務を負います。ただし、受益者が租税の控除を要するアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者の投資家でないことを確認した、所定の書式で作成された適当な法定申告書を受益者から受け取っている場合はこの限りではありません。

買戻請求については、買戻しを行う取引日の午前10時（ダブリン時間）までに管理会社が管理会社の営業場所で受け取らねばなりません。期限後に受け取った買戻請求は、管理会社の独自の裁量にしたがって次の取引日に関する請求と見なされるものとします。受益証券は、管理会社に買戻し請求が受領され、認められた取引日に買い戻されます。

買戻価格は、通常、管理会社が買戻し請求の原本を受領することを条件に買戻しを行った取引日から（かかる取引日を含めて）5営業日以内に受益者に支払われます。

受益者は、事前に書面による管理会社の許可を得ることなく、買戻請求を撤回することはできません。ただし、ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、その際は停止期間が終了する前に管理会社が書面の通知を受け取った場合に限り、撤回の効力が発生するものとします。買戻請求が上記の要領で撤回されない場合、停止期間が終了した直後の取引日に買戻しが実施されません。

上記の買戻しは、受益証券を買い戻す評価日の時点の受益証券1口当たりの純資産価格に相当する価格で実施されます。管理会社はその裁量により、受益証券1口当たりの純資産価格の5%を上限とする買戻手数料を上記の価格から差し引くことができます。管理会社はその裁量により、買戻手数料を放棄し、または買戻手数料の金額に関して許容される範囲内で受益者の間で差別化を図ることができることを了解します。買戻手数料（もしあれば）は管理会社が自らの利益のために、および自ら使用するために管理会社に支払われるものとし、関係するファンドの資産の一部を構成しないものとします。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1を超える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は（常に上記の制限を前提として）後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

(b) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ファンドの取引日に管理会社に取次げられます。

買戻価格は当該取引日に決定される当該ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に相当します。受益証券1口当たりの純資産価格は、米ドルの小数点以下第2位未満を四捨五入して計算されます。

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、円貨または販売取扱会社が応じる場合には米ドルで行われます。買戻しは10口を単位とします。買戻手数料は請求されません。買戻代金は、原則として、約定日から起算して日本の営業日で4営業日目に、円貨または米ドル貨で受益者に支払われます。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1を超える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は（常に上記の制限を前提として）後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの純資産額はファンドの表示通貨で表示され、関連する取引日の評価時点現在で、関連する取引日の評価時点におけるファンドの資産価格からファンドの債務（管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含みます。）を差し引いて計算します。各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、各ファンドの純資産額を、関連する取引日の評価時点で発行済みであるか、または発行済みと見なされる各ファンドの受益証券の数で除し、計算結果をファンドの基準通貨の小数点以下第2位未満を四捨五入して計算します。

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格に基づいて評価するものとします。但し、公認取引所に上場されていますが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社または管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。
- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格が関係する取引日の評価時点における関係する市場の公正市場価格を表示していないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品（スワップ、オプション、先物などを含むがこれに限られません。）は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものとします。店頭市場の派生商品は取引相手が日に一度評価し、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した価格とします。為替予約取引は、関係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格（とりわけ新たに引き受けることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、関係する営業日に取引相手が提示した決済価格）を参考に評価するものとします。
- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。
- (e) ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および債務は、管理会社または管理会社の代理人が状況に応じて妥当と見なす（公定またはその他の）レートでファンドの基準通貨に換算されるものとします。
- (f) 現金およびその他の流動資産は額面に経過利息を加えて評価するものとします。

特定の投資証券について上記の(a)項から(f)項に定める評価ルールに基づく評価が不可能または非実際である場合、またはかかる評価が公正市場価格を表示していない場合、管理会社はかかる投資証券の適正価格に到達するために受託会社が承認した一般に認められたその他の評価原則を使用することができます。

管理会社は関連するとみられる通貨、市場性、取引価格その他の事情に鑑みた投資証券の適正価格を反映するために調整が必要と考える場合、受託会社の承認を得た上で、上記の価格を調整することができます。

ファンドの資産またはその一部の価格を計算する場合、およびかかる価格をファンドの発行済みまたは発行済みと見なされる受益証券の総数で除す場合には、

- (a) 管理会社が発行することに同意したすべての受益証券は、関係する取引日の営業が終了した時点で発行済みと見なすものとし、ファンドの資産は、受託会社の手元にある現金および財物だけでなく、発行することに同意した受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額から（現金と引き換えに受益証券を発行することに同意した場合は）販売手数料を差し引いた金額を含むと見なすものとします。
- (b) 投資証券を購入または売却することに合意したものの、かかる売買がまだ完了していない場合、かかる投資証券は、売買が正式に完了したのものとして、場合に応じて総購入価格または純処分価格を除き、または含ませるものとします。
- (c) ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが回収できるファンドに帰属する資本金的性格の租税については実際の額または予想額をファンドの資産に加算するものとします。
- (d) 発生したもののまだ受け取っていない利息、配当およびその他の所得（発生したと見なされる利息、配当およびその他の所得）に相当する金額は各ファンドの資産に加算するものとします。
- (e) 利益またはキャピタル・ゲイン（二重課税の減免措置に関する請求を含みます。）に関して賦課された租税に対する還付請求（実際の金額または管理会社が予想した金額）の合計額を各ファンドの資産に加算するものとします。
- (f) 受益証券の解約通知が受託会社に送付されたものの、解約が完了していない場合、解約する受益証券は発行されていないものと見なし、上記の解約に際して支払うべき金額だけ関係するファンドの純資産額を減額するものとします。

ファンドの債務は下記を含むと見なすものとします。

- (a) ファンドの資産から適正に支払うべき債務の実際のコストまたは予想額の合計額（ファンドの未払いの借入金およびかかる借入金に関して支払うべき経過利息、料金または費用（但し、ファンドの資産価値を算定する際に考慮に入れた債務を除きます。）ならびに未実現のキャピタル・ゲインに対する納税財務の予想額などを含みます。）、
- (b) 評価を行う前に、当事業年度中に実現した純キャピタル・ゲインに関して管理会社が支払いを予想する租税の額（もしあれば）、
- (c) 直前の事業年度に関して管理会社が宣言したものの、分配を行っていない分配金の額（もしあれば）、
- (d) 発生したものの未払いとなっている管理会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税ならびに一般管理費、
- (e) 所得に賦課される納税債務の（実際のコストまたは予想額の）合計額（もしあれば）（所得税および法人税を含むが、資本金または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに賦課される租税を除きます。）、
- (f) 当事業年度に関してファンドの投資証券に関して支払うべき源泉徴収税の実際のコストまたは予想額の合計額（もしあれば）、
- (g) 発生したものの未払いとなっている受託会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税（もしあれば）ならびに支出費用および「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」および「(4) その他の手数料等」と題する項目に記載する費用、および
- (h) ファンドの資産から適正に支払うべきその他の債務の（実際のコストまたは管理会社が予想した金額の）合計額。

有価証券、および信託証書に従った受益証券1口当たりの純資産価格を計算するにあたっては、管理会社またはその代理人は、合理的に決定した自動値付けサービスによることができ、特定の値付けサービス、独立の情報源および/または独立のブローカー、マーケット・メーカー、その他仲介機関もしくは第三者から提供された情報を用いることができます。

さらに、証券の価値および受益証券1口当たりの純資産価格を計算するにあたっては、管理会社またはその代理人は、不可能または実際的でない場合を除き、投資運用会社から提供される値付け情報、または関係人を吟味するよう合理的な努力をするものとします。

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格の算定が以下に定める状況下で中止されている場合を除き、各営業日における受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で毎日入手可能であり、ファンドの取引日の2営業日以内にフィナンシャル・タイムズに公表されます。

ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格の計算停止

以下の場合、管理会社は各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の大部分を評価する基準となる市場が閉鎖されている場合、またはかかる市場での取引が制限され、もしくは停止している場合。
 - (b) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融またはその他の緊急事態によって、ファンドの資産の処分または評価が、通常の状態では不可能または非実際的な場合、かかる処分または評価が受益者の利益を損う場合、または管理会社の考えによれば資産の購入価格が公平に計算できない場合。
 - (c) 関係する通信ネットワーク網の混乱またはその他の理由で、ファンドの大部分の資産の価格決定が不可能または実行不能である場合。
 - (d) ファンドが受益者から受益証券を買い戻す際に支払いを行い、または投資証券の換金もしくは取得に伴う資金を送金することができない場合、または受益者から受益証券を買い戻す際の支払い時期にある支払いが通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する場合。
 - (e) ファンドの大部分の資産の価格を決定できないその他の理由がある場合。
- 可能な限り、停止期間をできる限り速やかに終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとし、

上記の停止については上記の停止を宣言した日に、直ちにIFSR Aに通知するものとし、停止が14日間を超える恐れがあると管理会社が判断した場合は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受益者が居住する国で発行されている新聞に公告すると共に、管理会社に受益証券の発行または買戻しを請求した投資家または受益者に、発行を申請し、または書面の買戻請求を提出した時点で、その旨を通知するものとし、

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、各販売会社の名義で保管されます。ファンド証券の取引の確認書は、販売会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、自らのリスクでファンド証券を自らの口座に日本の受益者が保管する場合には適用されません。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務は負いません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限です。

ただし、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、受託会社は下記の要領で書面の通知をしてダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- () 管理会社が清算に入り（ただし、事前に書面で受託会社が承認した条件に基づく会社再建または合併を目的とする任意清算を除きます。）、営業を中止し、（受託会社の合理的判断に基づいて）受託会社が合理的な理由から承認していない個人もしくは法人に事実上支配され、または1990年会社法改正法に基づいて管理会社もしくは管理会社の資産に管財人もしくは検査官が任命された場合。
- () 受託会社の合理的判断に基づいて、管理会社もしくは管理会社の受任者が十分に義務を履行できないか、もしくは実質的に義務の履行を怠るか、または受託会社の合理的判断に基づいて、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドの評判を下げ、もしくは受益者の

利益を損なうことを目的とするその他の行為に従事している場合、または管理会社の後任が見つからない場合、

- () ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと受託会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- () 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づいて新しい受託会社を任命できなかった場合。

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記のとおり書面の通知をしてダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- () 受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が300万米ドルに相当する額を下回った場合。
- () ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズが法に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、またはファンドがIF S R Aの認可を取り消された場合。
- () ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと管理会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- () 管理会社が辞任の希望を書面で受託会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社の後任が任命されなかった場合。
- () 投資運用会社が辞任の希望を書面で管理会社に表明した日から3カ月以内に、管理会社が投資運用会社の後任を任命できなかった場合。
- () 管理会社が受託会社および受益者の許可を得た上で、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを清算させることが受益者の最善の利益にかなうと判断した場合。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させる者は、本項に定める要領で受益者にその旨を通知するものとします。かかる通知には上記の終了が効力を発生する日(ただし、通知が送達されてから3カ月以上が経過した日とします。)を記載するものとします。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドは、信託証書の付属書に定める規定にしたがって正式に招集され、開催された受益者総会の特別決議によって、随時終了させることができます。かかる終了は、上記の特別決議が可決された日または(該当する場合)上記の特別決議で指定されたそれ以降の日から効力を発生するものとします。

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2カ月前までに、間もなくダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払い請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限って実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払い責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払い期日が到来した日から12カ月が経過した時点で、裁判所に支払うか、または受託会社が選んだ慈善事業に寄付することができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する

権利を有するものとします。

(4) 【計算期間】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの会計年度は毎年1月15日をもって終了します。

(5) 【その他】

(a) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額についての定めはなく、随時発行することができます。

(b) 信託証券の変更

受託会社および管理会社は、IF S R Aによる通知の要件に従い、ファンドが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的のために必要または適切と思料する方法および範囲で、信託証券の追補証券により、信託証券の規定を変更、修正または追記することができます。ただし、かかる変更、修正または追記が受益者または関係サブ・ファンドの受益者、またはこれらの一部の利益を損なわず、受託会社または管理会社の受益者に対する責任を免除するように運用されない旨受託会社が書面で証明しない限り、またはかかる変更、修正もしくは追記が、ユニット・トラスト法に基づきIF S R Aが策定した規則により要求されない限り、当該変更、修正または追記は、信託証券別紙の規定に従い適法に招集され、開催された受益者集会または関係サブ・ファンドの受益者集会の特別決議による裁可なしには行われません。また、かかる変更、修正または追記は、受益者に対し、その受益証券に関する追加支払の義務を課す、または何らかの責任を引き受けさせるものであってはなりません。

信託証券の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知されます。

(c) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、いずれかの当事者が他方当事者に対し90日前の書面による通知をなすことにより同契約を解約することができます。さらに、いずれかの当事者は、いずれかの当事者が、他方当事者、もしくは当該当事者の取締役の業務もしくは評価に、何らかの害悪もしくは悪評をもたらす行為もしくは事柄を行いまは関与する場合には、直ちに同契約を解約することができます。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3カ月前に他方当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、同契約のいずれかの当事者が3カ月前に他方当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および/または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させ

ることができます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができます。

残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、適宜受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済み受益証券（管理会社が保有する受益証券を除きます。）の15パーセント以上を保有する受益者から書面の請求を受けた場合、集会を招集しなければなりません。

適正に招集され、開催された受益者集会で審議するすべての議事は特別決議によるものとします。

少なくとも14日前までに受益者に集会の開催通知を送付しなければなりません。

開催通知には集会の場所および日時ならびに決議案の条件を記載するものとします。受託会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で受託会社に送付するものとします。管理会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で管理会社に送付するものとします。いずれかの受益者に対して事故により開催通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が開催通知を受け取らなかった場合でも、集会の議事は無効とはならないものとします。

定足数は1名の受益者本人または代理人の出席とします。審議を開始する時点で必要な定足数が出席していない限り、集会で議事を審議してはなりません。

集会では、(a)挙手に際して、本人または代理人が出席したすべての受益者は、1票の議決権を有するものとし、(b)また投票に際して、本人または代理人が出席した各受益者は、保有する受益証券1口につき1票の議決権を有するものとします。

異なるファンドの各受益者の権利および利益に関して、上記の規定は以下の修正を前提として、効力を有するものとします。

(a) あるファンドだけに影響すると受託会社が判断する決議については、個別的に開催されたかかるファンドの受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。

(b) 複数のファンドに影響するものの、かかるファンドの受益者の間で利益相反が発生しないと受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。

(c) 複数のファンドに影響し、かつかかるファンドの受益者の間で利益相反が発生すると受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決することに代えて、別々に開催された各ファンドの受益者集会で可決された場合に限り、正式に可決されたと見なすものとします。

（注）受益者の管理会社または受託会社に対する上記に関する請求権の時効期間は、かかる請求権を生じさせる事由発生日から6年間です。受益者の管理会社または受託会社に対する上記に関する請求権の時効期間は、かかる請求権を生じさせる事由発生日から12ヶ月間です。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されません。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (a) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- (b) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されています。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、
- 弁護士 三浦 健
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成22年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝94.07円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
- グローバルC Bファンド
資産・負債計算書
2010年1月15日現在

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
現金預金	7	880,724	82,850	1,031,106	96,996
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,6	13,076,888	1,230,143	13,304,517	1,251,556
未収債権	8	66,428	6,249	123,916	11,657
資産合計		14,024,040	1,319,241	14,459,539	1,360,209
負債					
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	2,3,6	6,928	652	236,861	22,282
未払債務	9	205,106	19,294	172,009	16,181
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債合計		212,034	19,946	408,870	38,462
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産、買呼値		13,812,006	1,299,295	14,050,669	1,321,746
FRS26による調整				63,853	6,007
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産、公正価額		13,812,006	1,299,295	14,114,522	1,327,753

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン

ブライアン・ガイエット

日付：2010年5月7日

(2) 【損益計算書】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
- グローバルC Bファンド
運用計算書
2010年1月15日に終了した年度

	注記	2010年		2009年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産・負債の純(損)益	14	3,731,642	351,036	(3,982,204)	(374,606)
純収益/(損失)合計		3,731,642	351,036	(3,982,204)	(374,606)
費用					
投資運用会社報酬	11	89,763	8,444	113,417	10,669
販売会社・代行協会会員報酬	11	89,763	8,444	113,417	10,669
管理事務代行報酬	11	15,191	1,429	19,193	1,805
受託会社報酬	11	5,524	520	6,978	656
副保管報酬	11	9,117	858	8,947	842
監査報酬		4,826	454	8,651	814
その他の費用		148,854	14,003	146,955	13,824
費用合計		363,038	34,151	417,558	39,280
源泉徴収税	2	(27,342)	(2,572)	(8,239)	(775)
ファイナンス費用					
FRS26による調整		(63,853)	(6,007)	63,853	6,007
運用による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増/(減)		3,277,409	308,306	(4,344,148)	(408,654)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ
 - グローバルC Bファンド
 買戻可能受益証券保有者に帰属する
 純資産の変動計算書
 2010年1月15日に終了した年度

	2010年		2009年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
期首現在の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	14,114,522	1,327,753	20,541,250	1,932,315
買戻可能受益証券の発行手取金	66,819	6,286	14,136	1,330
買戻可能受益証券の買戻支払金	(3,646,744)	(343,049)	(2,096,716)	(197,238)
運用による買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増 / (減)	3,277,409	308,306	(4,344,148)	(408,654)
期末現在の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産	13,812,006	1,299,295	14,114,522	1,327,753

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2010年1月15日

1. 一般的情報

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ(「ファンド」)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイリッシュ・ファイナンシャル・サービス・レギュラトリー・オーソリティー(「規制機構」)の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2004年6月4日に設定された。

信託証券は、二つのサブ・ファンドから構成されるファンドを設定している。サブ・ファンドにおける受益証券の発行手取金は、当該サブ・ファンドに関するファンドの帳簿に計上され、それに起因する資産・負債および収益・費用は、信託証券の規定に従って、当該サブ・ファンドに計上される。各サブ・ファンドの出資金は、当該サブ・ファンドの通貨で表示されなければならない。サブ・ファンドおよび表示通貨は、ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド(米ドル)およびグローバルC Bファンド(米ドル)である。

ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドの投資目的は、ブラジル、ロシア、東欧、インドおよび中華圏という分散化された今後高い経済成長が見込まれる株式市場において投資することにより、受益者に投資元本の成長を提供することである。

グローバルC Bファンドの投資目的は、公認取引所で上場および取引される転換社債に主として投資することにより、長期的な投資元本の成長および利益の増大を目指すことである。補助的に、当該サブ・ファンドは、国債もしくは政府機関債、または変動利付転換証券に投資する場合もある。

ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドは、2004年7月16日に運用を開始し、グローバルC Bファンドは、2004年12月21日に運用を開始した。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会が発行したものである。

会計方針および開示の変更

採用された会計方針は、前会計年度の方針と一致しているが、ファンドは2009年1月1日現在以下の基準および修正を採用している。

・FRS29(財務報告基準第29号)「金融商品：開示」に対する修正

投資有価証券

取引用証券は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益の傾向が存在するポートフォリオに含まれている証券である。これらには、株式、先物契約、債務証券および優先証券が含まれる。

先渡為替契約のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、各サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、各サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価値で取得される。取引費用は、発生時に費用計上され、運用計算書に計上される。取引用証券に係る利益および損失は、関連取引費用を含み先入先出法で計算され、運用計算書に計上される。公正価値の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

外貨

サブ・ファンドの外貨建て資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨(機能通貨)を用いて計算される。これは米ドル(US\$)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書の日付現在の為替レートで米ドルに換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか

付加される。

費用

費用は、発生主義により会計処理される。

買戻可能受益証券

1口当たりの純資産価格は、各取引日に算出される。受益証券の割当時または買戻時の価格は、ファンドの2004年6月4日付信託証書の規定に従って当該取引日の営業終了時点の1口当たり純資産価格を参照して計算される。買戻可能受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の一部に相当する現金としていつでも各サブ・ファンドに入れ戻されることができる。受益者が各サブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、年度末日現在の買戻金額で計上される。

各サブ・ファンドの受益証券は、受益者の選択により買い戻され資産・負債計算書に金融負債として分類され、受益者が各サブ・ファンドの受益証券を買い戻す権利を行使した場合には資産・負債計算書日現在未払いの買戻金額が計上される。

財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS 3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS 1「キャッシュ・フロー計算書」に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		
取引用の保有：		
- 株式	126,453,783	85,780,077
- 債務証券	7,510,701	3,447,801
	<u>133,964,484</u>	<u>89,227,878</u>
	グローバルCBファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		
取引用の保有：		
- 債務証券	12,832,847	12,792,627
- 優先証券	217,590	434,517
- 先渡為替契約	26,451	77,373
	<u>13,076,888</u>	<u>13,304,517</u>
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債		
取引用の保有：		
- 先物契約	-	65,166
- 先渡為替契約	6,928	171,695
	<u>6,928</u>	<u>236,861</u>

4. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・（価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド

2010年	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
損益計算書を通じて公正価値で測定する 金融資産				
取引用に保有される金融資産				
株式	111,118,035	15,335,748	-	126,453,783
債務証券	-	7,510,701	-	7,510,701
	<u>111,118,035</u>	<u>22,846,449</u>	<u>-</u>	<u>133,964,484</u>

グローバルC Bファンド

2010年	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
損益計算書を通じて公正価値で測定する 金融資産				
取引用に保有される金融資産				
優先証券	217,590	-	-	217,590
債務証券	12,832,847	-	-	12,832,847
先渡為替契約	-	26,451	-	26,451
	<u>13,050,437</u>	<u>26,451</u>	<u>-</u>	<u>13,076,888</u>
損益計算書を通じて公正価値で測定する 金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	(6,928)	-	(6,928)

財務報告日現在公的に取引されるデリバティブと同様に上場株式および債務証券の公正価値が、取引費用を控除せずに、取引相場価格またはディーラーの拘束力ある建値（ロング・ポジションに関しては買呼値）に基づく場合、商品は階層のレベル1に含まれる。ファンドは、相殺される市場リスクを伴う資産および負債を有する場合、相殺リスク・ポジションに関して公正価値を確立するための基準として市場仲値を用い、適切なネット・オープン・ポジションに対する買呼値または売呼値を適用する。

ファンドは、先渡為替契約の公正価値を決める際に広く認識される評価モデルを利用する。最も頻繁に採用される評価技法には、現在価値の計算を用いて、先渡し価格付けおよびスワップ・モデルが含まれる。モデルは、取引相手方の信用度、為替スポットおよび先渡しレートを含み様々なインプットに立脚している。これらの金融商品に関して、モデルへのインプットは、観測可能な市場であり、それ故レベル2に含まれる。

すべてのその他の金融商品に関して、公正価値は相応しい評価技法を用いて決定される。

5. 財務リスク管理

ファンドの目論見書は、ファンドが直面するリスク全体を記載している。そのため、本財務書類の読者は、かかるリスクを確実に完全に理解するため目論見書を参照すべきである。単に本財務書類のためおよび会計基準の遵守を促すため、ファンドの投資戦略およびその施策から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

ニュー・メジャー・エコノミーズ

市場価格リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来価格の不確実性から生じる。市場リスクは、サブ・ファンドが、価格変動に直面する市場ポジションの保有により被り得る損失を示す。投資運用会社は、リスク管理につき重層アプローチを用いる。投資運用会社レポートにある「リスク管理プロセス」を参照のこと。投資有価証券明細表には、金融商品の種類および地域別部門によるポートフォリオの分析が含まれている。

2010年1月15日において、サブ・ファンドの保有株式が上場されていた公式株式市場が5%上昇し（2009年：5%）かつ各持分投資額が5%上昇したものの、為替レートが一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産はほぼ以下のように増加したと思われる。

2010年1月15日：6,322,689米ドル（4.54%） 2009年1月15日：4,289,004米ドル（4.60%）

5%下落した場合（2009年：5%）には、他のすべての変動要因が一定であることを前提に、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産について、上記の数値と等しいが、逆の影響を及ぼすことになる。

本計算は、2010年1月15日および2009年1月15日における上場株式の想定額の調整に基づいている。

感応度分析の限界

- ・上記の分析は、FRS29コンプライアンスのみのため記載されており、リスク管理の際に運用担当者は使用しない。
- ・分析は、過去の資料に基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相互関係および市場ストレスがある状況での市場流動性レベルは過去の傾向とは全く関係がないとの事実を考慮しない。
- ・市場価格リスクの情報は、正確で誤差のない数字というよりリスクに係る比較上の予想である。
- ・市場価格の情報は、仮定の所産であり、予測を示すものではない。
- ・将来の市場の状況は、過去の市況とは大幅に異なる可能性がある。

ニュー・メジャー・エコノミーズおよびグローバルC Bに関する金融商品の地域別内訳は、投資有価証券明細表に記述されている。

金利リスク

金利リスクは、サブ・ファンドが、関係金利の不利な変動により被り得る損失を示す。サブ・ファンドの金融商品は、直接には金利リスクにさらされない。サブ・ファンドの保有する現金残高の大部分は、変動金利で利息を生じる。サブ・ファンドの金利リスク・エクスポージャーについての詳細情報は、注6に記載される。結果として、投資運用会社は、金利リスクを最低限にしたいと考えている。

通貨リスク

サブ・ファンドは、機能通貨である米ドル以外の通貨建て資産を保有する。そのため、他の通貨建て証券の価格は為替レートの変化により変動することから、サブ・ファンドは通貨リスクにさらされる。サブ・ファンドは、通貨ヘッジ取引を行わない方針である。

新興市場の通貨リスクは国家リスクと相互に関係するため、通貨トラウマに関する出来事は、政治セクターおよび財務セクターの脆弱性についての認識ならびに海外債務を履行する能力と一致する。投資運用会社は、その株式ポートフォリオの十分な通貨リスクを想定し、主要イベント・リスクの管理に努めるが、組織的には通貨ヘッジを行わない。特にイールドカーブのロング部分での地域の金利市場の未発達状況、残余資本管理の存在、比較的高額の的外貨取引コストおよび貧弱な市場流動性等のため、こうした施策も非現実的であると投資運用会社は考えている。

サブ・ファンドの通貨リスク・エクスポージャーは、重大ではないと思われる。サブ・ファンドの通貨リスク・エクスポージャーについては、注6に記載される。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方がその負担した義務を履行することができないかまたは履行する意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。現金および取引用証券は、A+の信用格付（2009年：A+）で副保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーにおいて保管される。2010年1月15日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、先渡為替契約およびいかなる借入金に対してもファンドの資産を超えて抵当権を有していた。

投資運用会社レポートにある「リスク管理プロセス」を参照のこと。

資産・負債計算書の日付までに生じた損失（もしあれば）に対し、減損引当金が計上される。サブ・ファンドの主要な信用リスクが集中しているのは、債務証券および派生商品取引である。有効な黒字契約の公正価額のうち、同一発行者とのものは10%足らずである。サブ・ファンドは、有名格付機関により投資適格の格付を得ている金融資産に投資する。無格付資産について

は、格付機関と一致するアプローチを用いて格付が割り当てられる。

流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが、その債務を履行するためボラティリティおよび財務ストレスが高い時期に合理的な価格でその投資ポジションの額を速やかに調整することができない可能性を示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。詳細は、注2の買戻し条件を参照のこと。

投資運用会社は、一般に、過去3か月間の平均日間取引額を評価することにより新興市場の流動性を決定する。また投資運用会社は、市場流動性は、通常、高騰市場で提供され、下落市場では不足するとの理論を適用する。流動性の考察は、ポートフォリオの構成要素を決定する際の一要素である。これにより、投資運用会社は、状況に応じて国または証券の組入比率を柔軟に変更することができる。投資運用会社の新興市場のトレーダーは、市場への影響を最少限にする方法でポートフォリオの変更を実施する。この市場への影響の最少化は、重要な考察事項である。予測上の年間回転率は50%である。

以下の表は、サブ・ファンドの金融負債と決済済派生金融負債を分析し、年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づき該当満期でグループ化したものである。

	1ヶ月未満 (米ドル)	合計 (米ドル)
2010年		
負債		
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	139,207,128	139,207,128
未払債務	34,761,438	34,761,438
負債合計	173,968,566	173,968,566
2009年		
負債		
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	93,237,364	93,237,364
未払債務	457,524	457,524
負債合計	93,694,888	93,694,888

グローバルC B

市場価格リスク

市場価格リスクは、保有する金融商品の将来価格の不確実性から生じる。市場リスクは、サブ・ファンドが、価格変動に直面する市場ポジションの保有により被り得る損失を示す。投資有価証券明細表には、商品別および地域別のポートフォリオ分析を記述している。

投資運用会社は、市場価格リスクを測定するためリスク・モデルを使用する。2010年2月現在、デルタ（株価感応度）は46%（2009年：21%）であった。「リスク管理プロセス」の詳細は、投資運用会社レポートを参照のこと。

他のすべての要因を一定に保ちつつ年度末日現在において、デルタに帰属するサブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に対し感応度要素の変化が及ぼす影響は、デルタに世界株式市場リターン指数（MSCIワールド指数）を乗じた値を用いて測定することができる。これに基づき、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動は、以下の通りである。

MSCIワールド指数が5%変動した場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産はほぼ以下のように増加したと思われる。

2010年1月15日：300,160米ドル（2.30%） 2009年1月15日：160,849米ドル（1.05%）

5%下落した場合（2009年：5%）には、他のすべての変動要因が一定であることを前提に、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産について、上記の数値と等しいが、逆の影響を及ぼすことになる。

本計算は、2010年1月15日および2009年1月15日における上場株式の想定額の調整に基づいている。

感応度分析の限界

- ・上記の分析は、FRS29コンプライアンスのみのため記載されており、リスク管理の際に運用担当者は使用しない。
- ・分析は、過去の資料に基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相互関係および市場ストレスがある状況での市場流動性レベルは過去の傾向とは全く関係がないとの事実を考慮しない。
- ・市場価格リスクの情報は、正確で誤差のない数字というよりリスクに係る比較上の予想である。
- ・市場価格の情報は、仮定の所産であり、予測を示すものではない。
- ・将来の市場の状況は、過去の市況とは大幅に異なる可能性がある。
- ・用いられたデルタ値は、1月15日の数値が入手できず、2010年2月および2009年2月のものである。

金利リスク

金利リスクは、サブ・ファンドが、関係金利の不利な変動により被り得る損失を示す。サブ・ファンドの利付金融商品は、市場金利の実勢レベルの変動がサブ・ファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをサブ・ファンドに負わせる。注6の表は、サブ・ファンドの金利リスクの負担を要約している。同表は、公正価額でのサブ・ファンドの資産および取引負債を、契約上の価格変更日または満期日のいずれか早期の日により分類したものである。

投資運用会社は、転換証券に関するポートフォリオ内のロー（金利感応度）の分布を積極的に監視する。かかるリスク・モデルは、金利リスクを測定する。2010年2月現在、ローは1.96%であった（2009年2月：（2.27）%）。「リスク管理プロセス」の詳細は、投資運用会社レポートを参照のこと。ローは金利感応度であり、各転換証券に関してオプションおよび債券の構成要素の両方に依拠する。ポートフォリオのレベルで、単一証券のローの加重平均である。

金利が0.5%（2009年：0.5%）上昇した場合、負債ポジションのポートフォリオの簿価は、68,568米ドル（2009年：63,963米ドル）下落することになる。5%下落した場合（2009年：5%）には、他のすべての変動要因が一定であることを前提に、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産について、上記の数値と等しいが、逆の影響を及ぼすことになる。

通貨リスク

投資運用会社は、主に転換証券の選別および運用を通じ価値を増大させることを目指す。従って、ポートフォリオは、転換社債の運用に重点を置きつつ、主として基準通貨に対しヘッジされる。先渡為替契約は、通貨リスクをヘッジするため利用される。一般に、非基準通貨リスク・エクスポージャーの大半は、四半期毎に基準通貨に対しヘッジされる。ただし、投資運用会社は、非基準通貨建て資産への配分が収益を助けると確信する場合、臨機応変にかつ柔軟にかかる非基準通貨に投資する。残存リスクは、サブ・ファンドに対して重大ではない。サブ・ファンドの通貨リスク・エクスポージャーについては、注6に記載される。

信用リスク

信用リスクとは、発行体または取引相手方がその負担した義務を履行することができないかまたは履行する意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。現金および取引用証券は、A+の信用格付（2009年：A+）で副保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーにおいて保管される。2010年1月15日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、先渡為替契約およびいかなる借入金に対してもファンドの資産を超えて抵当権を有していた。

投資運用会社レポートに述べているとおり、投資運用会社は積極的に信用感応度（オメガ）を管理する。投資運用会社は、その信用リスク・エクスポージャーを管理する際、上記のように証券レベルおよびポートフォリオ全体レベルのそれぞれで、独自のシステムであるクウォートシートとCASを利用する。さらに、証券レベルの信用感応度について、投資運用会社は、信用リサーチを行う際にグローバル・フィクスト・インカム・チームが用いる独自のデフォルト距離（DTD）モデルを有効に活用する。投資運用会社は、信用リスクを測定するためかかるリスク・モデルを利用する。2010年2月現在、オメガは6.3%であった（2009年2月：（4.5）%）。「リスク管理プロセス」の詳細は、投資運用会社レポートを参照のこと。ポートフォリオの信用格付は、以下の表で見ることができる。6.3%のオメガのレベルは、信用スプレッドが1%減少する場合にポートフォリオの評価額が6.3%増加することを意味する。

2010年1月15日および2009年1月15日現在の信用度分析は、以下のとおりである。

信用格付 2010年	買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 の比率（%）
現金	6.01%
A A A	1.12%
A A	2.12%
A	15.03%
B B B	27.43%
B B	7.21%
B	4.97%
C	0.00%
格付なし	34.32%
その他	2.23%

信用格付 2009年	買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 の比率（%）
現金	6.03%
A A A	4.38%
A A	2.75%
A	18.55%
B B B	20.02%

BB	4.41%
B	3.86%
C	0.69%
格付なし	39.72%
その他	-0.41%

流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが、その債務を履行するためボラティリティおよび財務ストレスが高い時期に合理的な価格でその投資ポジションの額を速やかに調整することができない可能性を示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。詳細は、注2の買戻し条件を参照のこと。

以下の表は、サブ・ファンドの金融負債と決済済派生金融負債を分析し、年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

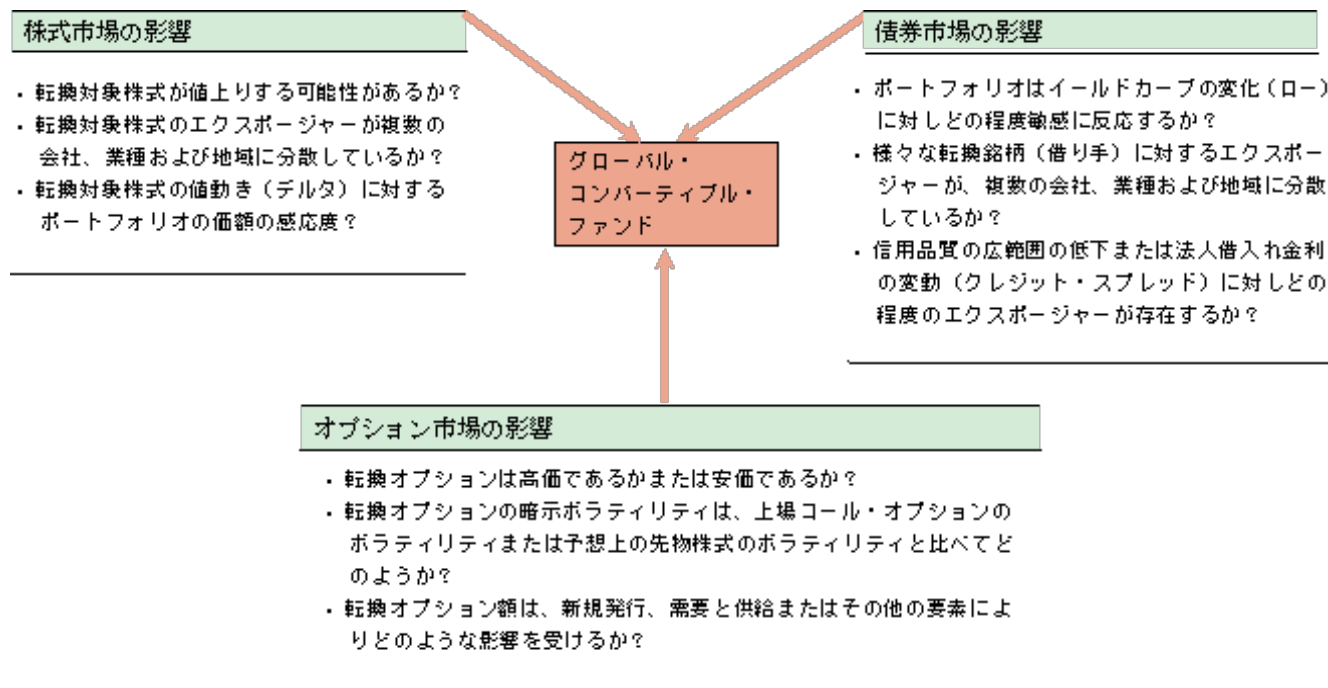
	1ヶ月未満 (米ドル)	1～3ヶ月 (米ドル)	合計 (米ドル)
2010年			
負債			
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	13,812,006	-	13,812,006
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融負債	6,928	-	6,928
未払債務	205,106	-	205,106
負債合計	14,024,040	-	14,024,040
2009年			
負債			
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	14,114,522	-	14,114,522
未払債務	330,392	78,478	408,870
負債合計	14,444,914	78,478	14,523,392

売却規律

売却の決定は以下に基づく

- ・ 株式市場の観点 - サブ・ファンドが転換証券を購入した際の基本的基準が、公正に証券価格に反映されていること。
- ・ 信用市場の観点 - 証券の信用スプレッドが、公正価額を反映して緊張したこと。
- ・ オプション市場の観点 - 転換オプションがもはや安価ではないこと。

以下の図は、特定の証券を購入するか（または売却するか）否かを決定する際に用いられる重要な基準を説明している。投資運用会社は、株式市場、オプション市場および債券市場の変動が個々の証券に及ぼす影響を検討する。さらに、投資運用会社は、各特定証券がポートフォリオ全体の特徴に及ぼす影響を判断する。例えば、転換証券は個別投資として魅力的に思われるが、リスク管理についてポートフォリオ全体に好ましくない影響を及ぼす。これは、ポートフォリオのデルタに特に関係する。



ポジションの削減にかかる時間は、証券の流動性に依拠する。しかし、投資運用会社は、世界の2,000種の転換証券のうち約600種と推定する、転換分野の最も流動性のある部分に投資を集中する傾向である。

異常な事態では、投資運用会社は、一日でポートフォリオを現金化できる。

6. 金融商品

サブ・ファンドの資産の大部分は、米ドル以外の通貨で投資され、これらの投資からサブ・ファンドが受領する収益は、当該通貨で受領されるが、その内のいくつかは米ドルに対して価値が減損する可能性がある。サブ・ファンドは、その純資産額を米ドルで計算し、従って受益証券の評価額に影響を及ぼす為替リスクを伴う。

サブ・ファンドの投資および現金の通貨エクスポージャーは、以下に記述されている。

ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド

	2010年	2010年	2009年	2009年
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
	非貨幣性	貨幣性	非貨幣性	貨幣性
ブラジル・リアル	18,442,054	-	16,230,369	-
ユーロ	-	823	5,356	5,356
香港ドル	21,821,430	522	20,915,892	254
ハンガリー・フォリント	-	176	153	153
台湾ドル	-	1	9,894,696	534,579
	<u>40,263,484</u>	<u>1,522</u>	<u>47,046,466</u>	<u>540,342</u>

グローバルC B ファンド

	2010年	2010年	2009年	2009年
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
	非貨幣性	貨幣性	非貨幣性	貨幣性
オーストラリア・ドル	(214)	-	-	-
英ポンド	(37,001)	481	17,242	1
ユーロ	51,340	3,745	170,613	8,560
香港ドル	69,192	-	91,733	-
日本円	16,416	-	(81,318)	1
シンガポール・ドル	6,721	-	23,388	-
スイス・フラン	23,776	56	(658)	-
	130,230	4,282	221,000	8,562

2010年1月15日現在の（短期債権および債務を除く）サブ・ファンドの金融資産の金利の概要は、以下のとおりであった。

サブ・ファンド名	合計 (米ドル)	変動利付 (米ドル)	固定利付 (米ドル)	利息支払無し
				金融資産 (米ドル)
ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	11,542,338	4,031,637	-	7,510,701
グローバルC B ファンド	13,931,161	880,724	10,949,968	2,100,469

サブ・ファンド名	固定利付金融資産 加重平均利回り率 (%)	固定利付金融資産 利回り確定の 加重平均期間 (年)	利息支払無し金融
			資産、満期までの 加重平均期間 (年)
ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	-	-	4.39
グローバルC B ファンド	3.00	9.49	5.49

2009年1月15日現在の（短期債権および債務を除く）サブ・ファンドの金融資産の金利の概要は、以下のとおりであった。

サブ・ファンド名	合計 (米ドル)	変動利付 (米ドル)	固定利付 (米ドル)	利息支払無し
				金融資産 (米ドル)
ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	7,442,657	3,994,856	-	3,447,801
グローバルC B ファンド	13,887,586	1,211,201	8,876,354	3,800,031

サブ・ファンド名	固定利付金融資産 加重平均利回り率 (%)	固定利付金融資産 利回り確定の 加重平均期間 (年)	利息支払無し金融
			資産、満期までの 加重平均期間 (年)
ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	-	-	1.76
グローバルC B ファンド	2.77	8.44	7.08

2010年1月15日現在、現金預金を除き、サブ・ファンドの金融負債に係る未払利息はなかった（2009年：なし）。

デリバティブ金融商品は、財務書類上記帳されないが当該金融商品に対してサブ・ファンドが参加する限りにおいて表示される想定価額に一般的に基づく。2010年1月15日現在保有されるデリバティブ金融商品の想定額または約定額は、投資有価証券明細表に表示されている。

先渡：先渡為替契約を締結する際に、各サブ・ファンドは同意した将来期日に同意価格で外貨の特定数量を受領するかまたは引き渡すことに同意する。すべての先渡為替契約は、2010年2月24日にもしくは当該日前に満了する。未決済の先渡為替契約に係る未実現利益または損失は、約定レートと契約終結時のレートとの間の差額に関連して計算される。取引相手方は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーである。

7. 現金預金

現金預金は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーに保有されている。副保管会社は、前払金または借入金

の評価額まで、各サブ・ファンド資産について担保権を保持する。

8. 未収債権

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
ファンド受益証券発行未収金	-	49,356
投資有価証券売却未収金	35,904,808	-
未収利息	58	50
未収配当金	67,579	422,748
	<u>35,972,445</u>	<u>472,154</u>

	グローバルCBファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
投資有価証券売却未収金	-	-
未収利息	64,603	84,223
未収配当金	1,825	-
その他の資産	-	39,693
	<u>66,428</u>	<u>123,916</u>

9. 未払債務

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
受益者への未払分配金	34,309,400	-
ファンド受益証券買戻未払金	194,968	264,791
未払報酬引当金（注11）	257,070	192,733
	<u>34,761,438</u>	<u>457,524</u>

	グローバルCBファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
未払銀行利息	4	-
ファンド受益証券買戻未払金	61,816	48,058
投資有価証券購入未払金	71,948	74,324
未払報酬引当金（注11）	71,338	49,627
	<u>205,106</u>	<u>172,009</u>

10. 期中発行および買戻しの買戻可能受益証券

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	
	2010年 (口)	2009年 (口)
期首現在発行済受益証券数	9,707,540	11,582,920
発行受益証券数	387,820	775,450
買戻受益証券数	(1,524,710)	(2,650,830)
期末現在発行済受益証券数	8,570,650	9,707,540

	グローバルCBファンド	
	2010年 (口)	2009年 (口)
期首現在発行済受益証券数	1,799,620	2,027,780
発行受益証券数	7,710	1,490
買戻受益証券数	(417,310)	(229,650)
期末現在発行済受益証券数	1,390,020	1,799,620

11. 報酬および費用

管理会社は、その報酬から各関係法人の報酬を支払う。ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率1.88%で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

グローバルCBファンドは、サブ・ファンドの純資産額につき年率1.45%で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬(該当する場合は付加価値税を加算する。)を管理会社に支払う。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な実費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを受益者は留意されたい。

各サブ・ファンドは、管理会社の報酬から受託会社に、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を支払う。ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドは、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.07%であり、グローバルCBファンドは、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.04%である。受託会社は、サブ・ファンドの資産から、副保管会社の費用を含む、すべての合理的な実費の払戻しを受ける権利を有する。

各サブ・ファンドは、管理会社の報酬から投資運用会社に、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を支払う。ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドは、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.90%であり、グローバルCBファンドは、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.65%である。

各サブ・ファンドは、管理会社の報酬から販売会社に、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を支払う。ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドは、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.70%であり、グローバルCBファンドは、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.55%である。

各サブ・ファンドは、管理会社の報酬から代行協会員に、当該サブ・ファンドの純資産額に対する年率0.10%で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を支払う。

未払報酬は、以下のとおりである。

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
投資運用会社報酬	63,246	115,116
販売会社および代行協会員報酬	56,229	33,128
管理事務代行報酬	7,723	4,555
受託会社報酬	4,914	2,899
副保管報酬	27,451	21,058
監査報酬	41,143	25,233
その他の費用	56,364	(9,256)
	257,070	192,733

グローバルC Bファンド

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
投資運用会社報酬	3,729	11,602
販売会社および代行協会員報酬	3,729	11,602
管理事務代行報酬	597	1,963
受託会社報酬	229	714
副保管報酬	1,027	1,140
監査報酬	4,188	25,232
その他の費用	57,839	(2,626)
	<u>71,338</u>	<u>49,627</u>

12. 利害関係者間取引

通常の取引過程で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、受託会社、投資運用会社および関連会社は、財務報告基準第8号(FRS8)の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注11に開示されている。

13. 分配金

2010年1月15日に、ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドは、2010年1月15日の配当落日に34,309,400米ドルの分配を宣言した。分配金は、2010年1月20日に支払われた。分配の比率は、8,577,350口で1口当たり4米ドルであった。グローバルC Bファンドに関して、分配は宣言されなかった。

14. 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品の純(損)益

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド	
	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
以下からの実現純(損)益:		
- 投資有価証券および通貨	3,554,977	23,595,293
- 先渡為替契約	(66,940)	(91,920)
	<u>3,488,037</u>	<u>23,503,373</u>
以下からの未実現(損)益の純変動:		
- 投資有価証券および通貨	93,793,656	(184,998,953)
- 先渡為替契約	1,776	5,465
	<u>93,795,432</u>	<u>(184,993,488)</u>
- 投資有価証券配当金	3,180,462	4,197,158
債務証券に係るクーポンおよび利息	<u>46,325</u>	<u>29,894</u>
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融商品の純(損)益	<u>100,510,256</u>	<u>(157,263,063)</u>

グローバルC B ファンド

	2010年 (米ドル)	2009年 (米ドル)
以下からの実現純(損)益:		
- 投資有価証券および通貨	(222,525)	(2,043,075)
- 先渡為替契約	(371,216)	(194,674)
	<u>(593,741)</u>	<u>(2,237,749)</u>
以下からの未実現(損)益の純変動:		
- 投資有価証券および通貨	3,819,011	(2,169,570)
- 先渡為替契約	112,727	183,424
	<u>3,931,738</u>	<u>(1,986,146)</u>
- FRS26による調整	63,853	(63,853)
- 投資有価証券配当金	13,072	7,412
債務証券に係るクーポンおよび利息	316,720	298,132
	<u>3,731,642</u>	<u>(3,982,204)</u>

15. 純資産額の推移

	ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンド		
	2010年	2009年	2008年
純資産額(米ドル)	139,207,128	93,237,364	283,839,073
FRS26による調整(米ドル)	-	-	2,705,897
報告済純資産額(米ドル)	<u>139,207,128</u>	<u>93,237,364</u>	<u>286,544,970</u>
受益証券数(口)	8,570,650	9,707,540	11,582,920
1口当たり純資産価格(米ドル)	16.24	9.60	24.74

	グローバルC B ファンド		
	2010年	2009年	2008年
純資産額(米ドル)	13,812,006	14,050,669	20,477,765
FRS26による調整(米ドル)	-	63,853	63,485
報告済純資産額(米ドル)	<u>13,812,006</u>	<u>14,114,522</u>	<u>20,541,250</u>
受益証券数(口)	1,390,020	1,799,620	2,027,780
1口当たり純資産価格(米ドル)	9.94	7.84	10.13

16. 税金

現行法および慣行に従って、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。それに基づき、ファンドは、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかし、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税事由には、受益者への分配金支払い、または受益証券の換金、償還、解約もしくは譲渡が含まれる。以下に関しては、課税事由のためにファンドに税金は生じない。

(a) アイルランド非居住者および課税事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年租税統合法(改正済)の規定に準拠して必要な署名入り法定申告書が、ファンドによって保持されなければならない。

(b) 一定のアイルランド居住の免税投資家。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。ファンドが行う投資により受領される配当金、利息および(もしあれば)キャピタル・ゲインには、投資収益が受領される国によって徴税される源泉税が課せられることがあり、かかる税金はファンドまたは受益者に還付されない。

17. 本書で使用された為替レート

以下の為替レートが、資産および負債を1米ドルへ換算するために用いられた。

	2010年	2009年
オーストラリア・ドル	1.0818	1.5096
ブラジル・レアル	1.7600	2.3660
英ポンド	0.6142	0.6843

ユーロ	0.6950	0.7596
香港ドル	7.7593	7.7599
ハンガリー・フォリント	185.6700	213.5450
日本円	90.7150	88.8950
シンガポール・ドル	1.3893	1.4965
スイス・フラン	1.0268	1.1201
台湾ドル	31.7980	33.3740

18. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

19. 後発事象

当期末後に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

20. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2010年5月7日に当財務書類を承認した。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ

- グローバルC Bファンド

投資有価証券明細表

2010年1月15日現在

債務証券	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
オーストラリア			
Commonwealth Managed Investment 5.08% 21-Aug-14	176,000	161,065	1.17
		161,065	1.17
バミューダ			
Aquarius Platinum 4.00% 18-Dec-15	100,000	122,000	0.89
Hongkong Land CB 2005 2.75% 21-Dec-12	100,000	131,500	0.95
Seadrill Ltd 3.63% 08-Nov-12	300,000	301,500	2.18
		555,000	4.02
カナダ			
Goldcorp Inc 2.00% 01-Aug-14	126,000	146,808	1.06
		146,808	1.06
ケイマン諸島			
EFG ORA FDG II 1.70% 29-Oct-14	50,000	66,458	0.48
Fair Vantage 1.00% 03-Jun-13	500,000	72,494	0.52
NC International 0.00% 15-Mar-11	10,000,000	126,219	0.91
Soho China 3.75% 02-Jul-14	800,000	100,525	0.73
Subsea 7 Inc 2.80% 06-Jun-11	100,000	99,000	0.72
Subsea 7 Inc 3.50% 13-Oct-14	100,000	118,370	0.86
Transocean Inc 1.50% 15-Dec-37	149,000	144,530	1.05
YTL Power Financia 0.00% 09-May-10	100,000	125,000	0.90
Zeus Cayman 0.00% 19-Aug-13	5,000,000	53,602	0.39
		906,198	6.56
フランス			
Alcatel Lucent Tel 5.00% 01-Jan-15	13,823	73,595	0.53
Cap Gemini 1.00% 01-Jan-12 Convertible	3,093	199,702	1.45
Cap Gemini Sogeti 3.50% 01-Jan-14	1,088	68,839	0.50
Neopost 3.75% 01-Feb-15	615	77,602	0.56
Unibail-Rodamco 3.50% 01-Jan-15	253	70,558	0.51
		490,296	3.55
ドイツ			
KfW 3.25% 27-Jun-13	100,000	153,939	1.11
Salzgitter Ag 1.13% 06-Oct-16	100,000	162,674	1.18
		316,613	2.29
マン島			
Anglogold Ashanti 3.50% 22-May-14	100,000	118,000	0.86
Genting International 0.00% 26-Apr-12	100,000	93,076	0.67
		211,076	1.53

債務証券（続き）	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率（%）
日本			
アサヒビール 0.00% 26-May-28	16,000,000	190,487	1.38
京都銀行 0.00% 31-Mar-14	10,000,000	112,991	0.82
ホシデン 0.00% 30-Jan-14	5,000,000	58,838	0.43
松井証券 0.00% 31-Mar-11	6,000,000	63,740	0.46
オリックス 1.00% 31-Mar-14	14,000,000	189,825	1.37
シャープ 0.00% 30-Sep-13	4,000,000	42,926	0.31
スズキ 0.00% 29-Mar-13	30,000,000	345,140	2.50
高島屋 0.00% 14-Nov-14	4,000,000	46,960	0.34
東芝 0.00% 21-Jul-11	20,000,000	253,541	1.83
		1,304,448	9.44
ジャージー（チャネル諸島）			
Aldar Funding Ltd 5.77% 10-Nov-11	100,000	101,252	0.73
IIG Funding Ltd 6.75% 10-Jul-12	200,000	66,125	0.48
Shire Pharmaceuticals 2.75% 09-May-14	100,000	99,250	0.72
Soco Finance 4.50% 16-May-13	110,000	111,232	0.81
Vedanta Finance Jersey 4.60% 21-Feb-26	100,000	105,000	0.76
		482,859	3.50
ルクセンブルグ			
Actelion Finance SCA LUX 0.00% 22-Nov-11	65,000	74,290	0.54
Arcelormittal 7.25% 01-Apr-14	2,697	144,050	1.04
Sonata Securities 1.50% 09-Dec-10	200,000	208,658	1.51
		426,998	3.09
マレーシア			
Cherating Capital Ltd 2.00% 05-Jul-12	200,000	221,340	1.60
Paka Capital Ltd 0.00% 12-Mar-13	200,000	212,100	1.54
		433,440	3.14
オランダ			
Portugal Telecom International Finance 4.13% 28-Aug-14	100,000	160,443	1.16
Stmicroelectronics 0.00% 23-Feb-16	100,000	105,950	0.77
Sudzucker International Finance 2.50% 30-Jun-16	50,000	81,840	0.59
Wereldhave 4.38% 16-Sep-14	50,000	81,661	0.59
		429,894	3.11
パナマ			
Carnival Corporation 2% 15-Apr-21	80,000	81,800	0.59
		81,800	0.59
ポルトガル			
Parpublica 2.69% 16-Dec-10	50,000	75,027	0.54
		75,027	0.54
シンガポール			
Olam International 6.00% 15-Oct-16	100,000	110,000	0.80
		110,000	0.80
韓国			
SK Telecom 1.75% 07-Apr-14	100,000	116,470	0.84
		116,470	0.84

債務証券(続き)	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
スウェーデン			
Industrivarden AB 2.50% 27-Feb-15	50,000	75,264	0.54
		75,264	0.54
スイス			
Clariant AG 3.00% 07-Jul-14	75,000	120,742	0.88
		120,742	0.88
イギリス			
3I Group Plc 3.63% 29-May-11	150,000	242,530	1.75
Anglo American 4.00% 07-May-14	100,000	176,642	1.28
Sainsbury 4.25% 16-Jul-14	100,000	184,401	1.34
		603,573	4.37
アメリカ合衆国			
Alcatel-Lucent 2.88% 15-Jun-25	87,000	75,743	0.55
Alcoa Inc 5.25% 15-Mar-14	14,000	36,085	0.26
Allegheny Technology 4.25% 01-Jun-14	119,000	161,840	1.17
Allergan Inc 1.50% 01-Apr-26	130,000	146,643	1.06
Alliance Data Systems 1.75% 01-Aug-13	105,000	103,950	0.75
AMD 6.00% 01-May-15	139,000	127,533	0.92
Amgen Inc 0.13% Convertible 01-Feb-11	154,000	153,423	1.11
Amgen Inc 0.38% 01-Feb-13	112,000	112,484	0.82
Archer Daniels 0.88% 15-Feb-14	220,000	226,600	1.64
Avis Budget Group 3.50% 01-Oct-14	102,000	108,757	0.79
Bank Of America 7.25% 31-Dec-49	291	266,993	1.93
Beckman Coulter 2.50% 15-Dec-36	122,000	139,080	1.01
Borg Warner 3.50% 15-Apr-12	27,000	35,573	0.26
Boston Properties 2.88% 15-Feb-37	113,000	111,588	0.81
Cameron International Corporation 2.50% 15-Jun-26	36,000	47,700	0.35
Cephalon Inc 0.00% 15-Jun-33	100,000	116,152	0.84
Chesapeake Energy Corporation 2.75% 15-Nov-35	100,000	100,000	0.73
CMS Energy 2.88% 01-Dec-24	67,000	82,913	0.60
DR Horton 2.00% 15-May-14	51,000	60,180	0.44
Emc Corp 1.75% 01-Dec-11	117,000	140,108	1.01
Emc Corp Mass 1.75% 01-Dec-13	86,000	108,521	0.79
Gaylord Entert 3.75% 01-Oct-14	46,000	49,235	0.36
Gilead Sciences 0.63% 01-May-13	164,000	209,100	1.48
Health Care Reit 4.75% 15-Jul-27	98,000	107,923	0.78
Hologic Inc 2.00% 15-Dec-37	43,000	35,260	0.26
Intel Corp 2.95% 15-Dec-35	159,000	157,728	1.14
Intel Corp 3.25% 01-Aug-39	33,000	37,521	0.27
International Game Technology 3.25% 01-May-14	55,000	69,108	0.50
Invitrogen Corp 1.50% 15-Feb-24	32,000	35,360	0.26
L-3 Communications 3.00% 01-Aug-35	142,000	148,390	1.07
Lab Corp Amer Holding 0.00% 11-Sep-21	22,000	22,797	0.17
Liberty Media Corp 3.13% 30-Mar-23	113,000	115,644	0.84
Linear Technology 3.00% 01-May-27	116,000	112,520	0.81
Medtronic Inc 1.50% 15-Apr-11	139,000	142,214	1.03
Medtronic Inc 1.63% 15-Apr-13	143,000	150,709	1.09
Micron Technology 1.88% 01-Jun-14	115,000	112,116	0.81

債務証券(続き)	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
アメリカ合衆国(続き)			
Millipore Corp 3.75% 01-Jun-26	71,000	73,485	0.53
Molson Coors Brewing 2.50% 30-Jul-13	111,000	122,655	0.89
Nabors Industries Inc 0.94% 15-May-11	127,000	126,238	0.91
Navistar International 3.00% 15-Oct-14	89,000	96,231	0.70
Newmont Mining 1.25% 15-Jul-14	178,000	224,280	1.62
NII Holdings Inc 3.13% 15-Jun-12	41,000	38,028	0.28
Prologis 2.25% 01-Apr-37	82,000	77,285	0.56
Qwest Communications International 3.50% 15-Nov-25	120,000	127,200	0.92
Sandisk Corp 1.00% 15-May-13	45,000	37,688	0.27
Symantec Corp 0.75% 15-Jun-11	79,000	87,803	0.64
Tech Data Corp 2.75% 15-Dec-26	205,000	220,375	1.60
Teva Pharma Fin II 1.75% 01-Feb-26	120,000	150,000	1.09
Vornado Realty 3.88% 15-Apr-25	54,000	58,725	0.43
Wells Fargo 7.50%	336	321,132	2.33
		5,728,616	41.48
ヴァージン諸島(イギリス領)			
Champion Path 0.00% 28-Oct-15	400,000	56,660	0.41
		56,660	0.41
債務証券合計		12,832,847	92.91
優先証券			
アメリカ合衆国			
News Corp Financial Trust 0.75% 15-Mar-23	217	217,590	1.58
		217,590	1.58
優先証券合計		217,590	1.58

先渡為替契約	想定価額 (米ドル)	未実現利益 (米ドル)
スイス・フラン		
Short forward currency contracts 19-Feb-10	(380,569)	721
Short forward currency contracts 18-Feb-10	(382,807)	2,892
ユーロ		
Short forward currency contracts 11-Feb-10	(1,516,693)	4,433
香港ドル		
Short forward currency contracts 12-Feb-10	(160,579)	92
日本円		
Short forward currency contracts 25-Jan-10	(1,485,220)	17,366
英ポンド		
Short forward currency contracts 24-Feb-10	(464,881)	947
先渡為替契約未実現利益合計		26,451
	想定価額 (米ドル)	未実現損失 (米ドル)
オーストラリア・ドル		
Short forward currency contracts 12-Feb-10	(160,415)	(864)
スイス・フラン		
Long forward currency contracts 19-Jan-10	382,739	(2,891)
シンガポール・ドル		
Short forward currency contracts 12-Feb-10	(85,844)	(512)
英ポンド		
Long forward currency contracts 21-Jan-10	465,003	(966)
Short forward currency contracts 21-Jan-10	(462,341)	(1,695)
先渡為替契約未実現損失合計		(6,928)

DAIWA EQUITY FUND SERIES

Global CB Fund

Statement of Assets and Liabilities

As at 15th January 2010

	Notes	2010 US\$	2009 US\$
Assets			
Cash at bank	7	880,724	1,031,106
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3,6	13,076,888	13,304,517
Debtors	8	66,428	123,916
Total Assets		14,024,040	14,459,539
Liabilities			
Financial liabilities at fair value through profit or loss	2,3,6	6,928	236,861
Creditors	9	205,106	172,009
Total Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		212,034	408,870
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at bid value		13,812,006	14,050,669
FRS 26 adjustment		-	63,853
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at fair value		13,812,006	14,114,522

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Peter Callaghan

Brian Guyett

Date: 7th May 2010

DAIWA EQUITY FUND SERIES

Global CB Fund

Statement of Operations

For the year ended 15th January 2010

	Notes	2010 US\$	2009 US\$
Income			
Net gain / (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	14	<u>3,731,642</u>	<u>(3,982,204)</u>
Total net income / (loss)		<u>3,731,642</u>	<u>(3,982,204)</u>
Expenses			
Investment Manager fees	11	89,763	113,417
Distributor and Agent Security fees	11	89,763	113,417
Administration fees	11	15,191	19,193
Trustee fees	11	5,524	6,978
Sub-Custodian fees	11	9,117	8,947
Audit fees		4,826	8,651
Other expenses		<u>148,854</u>	<u>146,955</u>
Total expenses		<u>363,038</u>	<u>417,558</u>
Withholding taxes	2	<u>(27,342)</u>	<u>(8,239)</u>
Finance costs			
FRS 26 adjustment		<u>(63,853)</u>	<u>63,853</u>
Increase / (decrease) in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units from operations		<u>3,277,409</u>	<u>(4,344,148)</u>

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Operations.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

DAIWA EQUITY FUND SERIES

Global CB Fund

Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units

For the year ended 15th January 2010

	2010	2009
	US\$	US\$
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at start of year	14,114,522	20,541,250
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	66,819	14,136
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	(3,646,744)	(2,096,716)
Increase / (decrease) in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units from operations	<u>3,277,409</u>	<u>(4,344,148)</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at end of year	<u><u>13,812,006</u></u>	<u><u>14,114,522</u></u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

DAIWA EQUITY FUND SERIES
Notes to the Financial Statements
15th January 2010

1 . GENERAL INFORMATION

Daiwa Equity Fund Series (the "Fund") was constituted on 4th June 2004 as an open-ended umbrella unit trust authorised by the Irish Financial Services Regulatory Authority (the "Authority") pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990.

The Trust Deed constitutes the Fund, which is comprised of two Sub-Funds. The proceeds from the issue of Units in a Sub-Fund are applied in the records and accounts of the Fund for that Sub-Fund and the assets and liabilities and income and expenditure attributable thereto are applied to that Sub-Fund subject to the provisions of the Trust Deed. Monies subscribed for each Sub-Fund must be in the denominated currency of the relevant Sub-Fund. The Sub-Funds and their denominated currencies are: New Major Economies Fund (US\$) and Global CB Fund (US\$).

The investment objective of New Major Economies Fund is to provide Unitholders with capital appreciation by investing in a selection of diversified and potential high growth stock markets namely Brazil, Russia, Eastern Europe, India and Greater China.

The investment objective of Global CB Fund is to seek long-term capital appreciation and income through investment primarily in Convertible Bonds listed and traded on recognised exchanges. On an ancillary basis, the Sub-Fund may invest in securities issued by government or government agencies, or in convertible securities, which carry a floating rate coupon.

New Major Economies Fund commenced operations on 16th July 2004 and Global CB Fund commenced operations on 21st December 2004.

2 . PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Sub-Funds are as follows:

Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Unit Trusts Act 1990. Accounting Standards generally accepted in Ireland, in preparing financial statements giving a true and fair view, are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.

Changes in accounting policy and disclosures

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year except that the Fund has adopted the following standards and amendments as of 1st January 2009:

- Amendments to FRS 29 Financial Instruments: Disclosures

Investments

Trading Securities are securities that are acquired for generating a profit from short-term fluctuations in price or dealer's margin or are included in a portfolio in which a pattern of short-term profit taking exists. These include equities, futures contracts, debt securities and preferred securities.

Derivatives such as forward foreign currency contracts are also categorised as held for trading. All derivatives are carried in assets when amounts are receivable by each Sub-Fund and in liabilities when amounts are payable by each Sub-Fund. Changes in fair values of derivatives are included in the Statement of

Operations.

The Sub-Funds trading securities are accounted for on the trade date and are acquired at fair value at time of acquisition and transaction costs are expensed as incurred and included in the Statement of Operations. Gains and losses on trading securities are calculated on a “first in first out” basis and include related transaction charges and are included in the Statement of Operations. Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

Foreign Currencies

Assets and liabilities of the Sub-Fund's denominated in foreign currencies are measured using the currency (the functional currency) of the primary economic environment in which the Sub-Fund operates. This is the US Dollar (US\$). Securities transactions are recorded in their financial statements on the trade date of the transaction and translated into US\$ at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US\$ at the exchange rates ruling at the Statement of Assets and Liabilities date. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Operations.

Income

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-date basis. Interest income is accounted for on an effective interest basis gross of any non-reclaimable withholding taxes. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted rateably over the life of the respective securities.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

Redeemable Participating Units

The Net Asset Value per Unit is computed for each dealing day. The price at which units are allotted or redeemed is calculated by reference to the Net Asset Value per Unit as at the close of business on the relevant dealing day in accordance with the provisions of the Fund's Trust Deed dated 4th June 2004. The Redeemable Participating Units can be put back into each Sub-Fund at any time for cash equal to a proportionate share of the Sub-Fund's Net Asset Value. The Redeemable Participating Unit is carried at the redemption amount which is payable at the year end date if the Unitholder expressed its right to put the Unit back into the each Sub-Fund.

Units in the each Sub-Fund are redeemable at the option of the Unitholders and are classified as a financial liability in the Statement of Assets and Liabilities and are carried at the redemption amount that would be payable at the Statement of Assets and Liabilities date if the Unitholder exercised the right to redeem units in each Sub-Fund.

Reporting Financial Performance

The format and certain wording of the financial statements have been adopted from those contained in FRS 3 “Reporting Financial Performance” so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of each Sub-Funds business as an investment fund.

Cash Flow Statement

The Fund has availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS1 “Cash Flow Statements” not to prepare a cash flow statement.

	New Major Economies Fund 2010 US \$	New Major Economies Fund 2009 US \$
Financial assets at fair value through profit or loss		
Held for trading:		
- Equities	126,453,783	85,780,077
- Debt securities	7,510,701	3,447,801
	133,964,484	89,227,878
	Global CB Fund 2010 US \$	Global CB Fund 2009 US \$
Financial assets at fair value through profit or loss		
Held for trading:		
- Debt securities	12,832,847	12,792,627
- Preferred securities	217,590	434,517
- Forward foreign currency contracts	26,451	77,373
	13,076,888	13,304,517
Financial liabilities at fair value through profit or loss		
Held for trading:		
- Futures contracts	-	65,166
- Forward foreign currency contracts	6,928	171,695
	6,928	236,861

4 . FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The following table shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2); and
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

New Major Economies

	2010	2010	2010	2010
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US \$	US \$	US \$	US \$
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Equities	111,118,035	15,335,748	-	126,453,783
Debt securities	-	7,510,701	-	7,510,701
	<u>111,118,035</u>	<u>22,846,449</u>	<u>-</u>	<u>133,964,484</u>

Global CB

	2010	2010	2010	2010
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US \$	US \$	US \$	US \$
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Preferred securities	217,590	-	-	217,590
Debt securities	12,832,847	-	-	12,832,847
Forward foreign currency contracts	-	26,451	-	26,451
	<u>13,050,437</u>	<u>26,451</u>	<u>-</u>	<u>13,076,888</u>

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Financial liabilities held for trading

Forward foreign currency contracts	<u>-</u>	<u>(6,928)</u>	<u>-</u>	<u>(6,928)</u>
------------------------------------	----------	----------------	----------	----------------

When fair values of listed equity and debt securities as well as publicly traded derivatives at the reporting date are based on quoted market prices or binding dealer price quotations (bid price for long positions), without any deduction for transaction costs, the instruments are included within level 1 of the hierarchy. When the Fund has assets and liabilities with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the off-setting risk positions and applies the bid or ask price to the net open position as appropriate.

The Fund uses widely recognised valuation models for determining fair values of forward foreign exchange contracts. The most frequently applied valuation techniques include forward pricing and swap models, using present value calculations. The models incorporate various inputs including the credit quality of counterparties, foreign exchange spot and forward rates. For these financial instruments, inputs into models are market observable and are therefore included within Level 2.

For all other financial instruments, fair value is determined using a suitable valuation technique.

5 . FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The prospectus of the Fund sets out a comprehensive disclosure of the risks that the Fund faces and readers of these financial statements should therefore refer to the prospectus to ensure they have a full understanding of these risks. Purely for the purposes of these financial statements and to facilitate compliance with accounting standards, the main risks arising from the Fund's investment strategies and measures thereof can be summarised as follows:

New Major Economies

Market Price Risk

Market price risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Investment Manager employs a multi-layer approach to risk management. Please refer to the “Risk Management Process” in the Investment Manager’s Report. The Schedule of Investments on pages 51 to 53 contains an analysis of the portfolio by type of instrument and by geographical sector.

At 15th January 2010, if the official stock markets on which the shares held by the Sub-Fund had increased by 5% (2009: 5%) and the price of each equity investment had increased by 5%, whilst the foreign currency rates held constant, there would have been the following approximate increases in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units.

15th January 2010: US\$ 6,322,689 (4.54%) 15th January 2009: US\$ 4,289,004 (4.60%)

A decrease by 5% (2009: 5%) would result in an equal but opposite effect on Net Assets attributable to Holders of Redeemable Units to the figures shown above, on the basis that all other variables remain constant.

This calculation is based on adjusting the notional value of listed equities, as at 15th January 2010 and 15th January 2009.

Limitation of Sensitivity Analysis

- The above analysis is included for the purposes of FRS29 compliance only and is not used by management in managing risk.
- The Analysis is based on historical data and does not account for the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity in conditions of market stress may bear no relation to historical patterns.
- The market price risk information is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number.
- The market price information represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive.
- Future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.

The geographical breakdown of the Financial Instruments for New Major Economies and Global CB can be viewed in the Schedule of Investments on pages 51 to 69.

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Sub-Fund might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The financial instruments of the Sub-Fund are not exposed directly to interest rate risk. The majority of the cash balances held by the Sub-Fund bear interest at a floating rate. Further information on the Sub-Fund’s interest rate risk exposure is included in Note 6. As a result the Investment Manager considers the interest risk to be minimal.

Currency Risk

The Sub-Fund holds assets denominated in currencies other than the US\$, the functional currency. It is therefore exposed to currency risk, as the value of the securities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. The Sub-Fund’s policy is not to enter into any currency hedging transactions.

Currency risks in emerging markets are correlated with sovereign risks, such that episodes of currency trauma coincide with perceptions of political and financial sector vulnerability, as well as the ability to meet external debt obligations. The Investment Manager assumes the full currency risk in the equity portfolios and attempt to control for major event risks, but not to systematically hedge currency. The Investment Manager

states that to do so is impractical because of the undeveloped state of local interest rate markets especially at the long end of the yield curve, the existence of residual capital controls, the relatively high foreign currency trading costs, and limited market liquidity.

The Sub-Fund's exposure to currency risk is not considered material. The currency exposure of the Sub-Fund is shown in Note 6.

Credit Risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. Cash and trading securities are held with the Sub-Custodian, Brown Brothers Harriman & Co which has a credit rating of A+ (2009: A+). At 15th January 2010, Brown Brothers Harriman & Co had a lien over the assets of the Fund against forward currency contracts and any borrowings.

Please refer to the "Risk Management Process" in the Investment Manager's Report.

Impairment provisions are provided for losses that have been incurred by the Statement of Assets and Liabilities date, if any. The Sub-Fund's main credit risk concentration is spread between debt securities and trading derivative products. Less than 10% of the fair value of favourable contracts outstanding are with a single issuer. The Sub-Fund invests in financial assets, which have an investment grade as rated by a well-known rating agency. For unrated assets a rating is assigned using an approach that is consistent with rating agencies.

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Sub-Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price in order to meet its liabilities. The main liability of the Sub-Fund is the redemption of any units that investors may wish to sell. Units can be redeemed on any Dealing day that the redemption request is received and accepted by the Manager or the Administrator as its delegate. For further details, please refer to the terms of redemptions in Note 2.

The Investment Manager typically determines the liquidity of an emerging market by assessing the average daily trading volume over the last three months. The Investment Manager also applies their theory that market liquidity is usually available in rising markets and lacking in declining ones. Liquidity considerations are one factor in determining the constituents of their portfolio. This affords the Investment Manager the flexibility in making changes to country or security weights as conditions warrant. The Investment Manager's emerging markets traders implement portfolio changes in a manner that minimises market impact. This minimisation of market impact is a key consideration. Expected annual turnover is 50%.

The table below analyses for the Sub-Fund the financial liabilities and net settled derivatives into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual Maturity date.

	Less than 1 month	Total
2010	US\$	US\$
Liabilities		
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	139,207,128	139,207,128
Creditors	34,761,438	34,761,438
Total Liabilities	<u>173,968,566</u>	<u>173,968,566</u>

2009

Liabilities

Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	93,237,364	93,237,364
Creditors	457,524	457,524
Total Liabilities	<u>93,694,888</u>	<u>93,694,888</u>

Global CB

Market Price Risk

Market price risk arises from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the Sub-Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The Schedule of Investments on pages 57 to 61 contains an analysis of the portfolio by type of instrument and by geographical sector.

The Investment Manager uses a risk model to measure market price risk. As at February 2010 the Delta was 46% (February 2009: 21%). Please refer to the Investment Manager Report for further details on the Risk Management Process on pages 14 and 15.

The effect of variations in the sensitivity factors on the Sub Fund's Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units attributable to Delta, as at the year end date holding all other factors constant may be measured by using Delta multiplied by the World Stock Market Return (MSCI World). Based on this the movement in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units is as follows. If MSCI World moved by 5% there would have been the following approximate increases in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating units 15th January 2010: US\$300,160 (2.30%) 15th January 2009: US\$160,849 (1.05%).

A decrease by 5% (2009: 5%) would result in an equal but opposite effect on Net Assets attributable to Holders of Redeemable Units to the figures shown above, on the basis that all other variables remain constant.

This calculation is based on adjusting the notional value of listed equities, as at 15th January 2010 and 15th January 2009.

Limitation of Sensitivity Analysis

- The above analysis is included for the purposes of FRS29 compliance only and is not used by management in managing risk.
- The Analysis is based on historical data and does not account of the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity in conditions of market stress may bear no relation to historical patterns.
- The market price risk information is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number.
- The market price information represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive.
- Future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.
- The Delta figures used are for February 2010 and February 2009 as the 15th January figures are not available.

Interest Risk

Interest rate risk represents the potential losses that the Sub-Fund might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The Sub-Fund's interest-bearing financial instruments expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows. The table in Note 6 summarises the Sub-Fund's exposure to interest rate risks. It includes the Sub-Fund's assets and trading liabilities at fair values, categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates.

The Investment Manager actively monitors the distribution of Rho (Interest Rate Sensitivity) within the portfolio relative to the convertible universe. As at February 2010 the Rho was 1.96% (February 2009: (2.27%)). Please refer to the Investment Manager Report for further details on the Risk Management and Process. Rho is the interest rate sensitivity and for each convertible it depends on both the option and the bond component. At the portfolio level it is a weighted average of the single securities.

If interest rates increased by 0.5% (2009: 0.5%), the carrying value of the Debt Positions portfolio would go down by US\$68,568 (2009: US\$63,963). A decrease of 0.5% (2009: 0.5%) would result in an equal but opposite effect on Net Assets attributable to Holders of Redeemable Units to the figures shown above, on the basis that all other variables remain constant.

Currency Risk

The Investment Manager's aim is to add value primarily through convertible security selection and management. Therefore, the portfolios are largely hedged back to the base currency, emphasising the focus on convertibles management. Forward foreign currency contracts are used to hedge currency exposure. Typically the majority of non-base currency exposure is hedged back to base currency at quarterly intervals. However, the Investment Manager retains flexibility to take non-base currency exposure on an opportunistic basis where we have strong conviction that such an allocation will aid returns. The residual risk is not material to the Sub-Fund. The currency exposure of the Sub-Fund is shown in Note 6.

Credit Risk

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. Cash and trading securities are held with the Sub-Custodian, Brown Brothers Harriman & Co which has a credit rating of A+ (2009: A+). At 15th January 2010, Brown Brothers Harriman & Co had a lien over the assets of the Fund against forward currency contracts and any borrowings.

As mentioned in the Investment Manager's Report, the Investment Manager actively manages credit sensitivity (Omega). In managing the credit exposure, the Investment Manager uses the proprietary systems Quotesheet and CAS, at a security and overall portfolio level respectively. In addition, for credit sensitivity at a security level the Investment Manager also leverage on the proprietary distance to default (DTD) model, used by the wider Global Fixed Income team in conducting credit research. The Investment Manager uses this risk model to measure credit risk. As at February 2010, the Omega was 6.3% (February 2009: (4.5%)). Please refer to the Investment Manager Report for further details on the Risk Management Process. The credit rating of the Portfolio can be seen in the tables below and overleaf. An Omega level of 6.3% means that if credit spreads decreases by 100 basis points the portfolio value increases by 6.3%.

The quality breakdown as of 15th January 2010 and 15th January 2009 are as follows:

Credit Rating 2010	% of Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units
Cash	6.01%
A A A	1.12%
A A	2.12%
A	15.03%
B B B	27.43%
B B	7.21%
B	4.97%
C	0.00%
NR	34.32%
Other	2.23%

Credit Rating 2009	% of Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units
Cash	6.03%
A A A	4.38%
A A	2.75%
A	18.55%
B B B	20.02%
B B	4.41%
B	3.86%
C	0.69%
NR	39.72%
Other	- 0.41%

Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Sub-Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price in order to meet its liabilities. The main liability of the Sub-Fund is the redemption of any units that investors may wish to sell. Units can be redeemed on any Dealing day that the redemption request is received and accepted by the Manager or the Administrator as its delegate. For further details, please refer to the terms of redemptions in Note 2.

The table below analyses for the Sub-Fund the financial liabilities and net settled derivatives into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date.

2010	Less than 1 Month US \$	1-3 Months US \$	Total US \$
Liabilities			
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	13,812,006	-	13,812,006
Financial liabilities at fair value through profit or loss	6,928	-	6,928
Creditors	205,106	-	205,106
Total Liabilities	14,024,040	-	14,024,040
2009	Less than 1 Month US \$	1-3 Months US \$	Total US \$
Liabilities			
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	14,114,522	-	14,114,522
Creditors	330,392	78,478	408,870
Total Liabilities	14,444,914	78,478	14,523,392

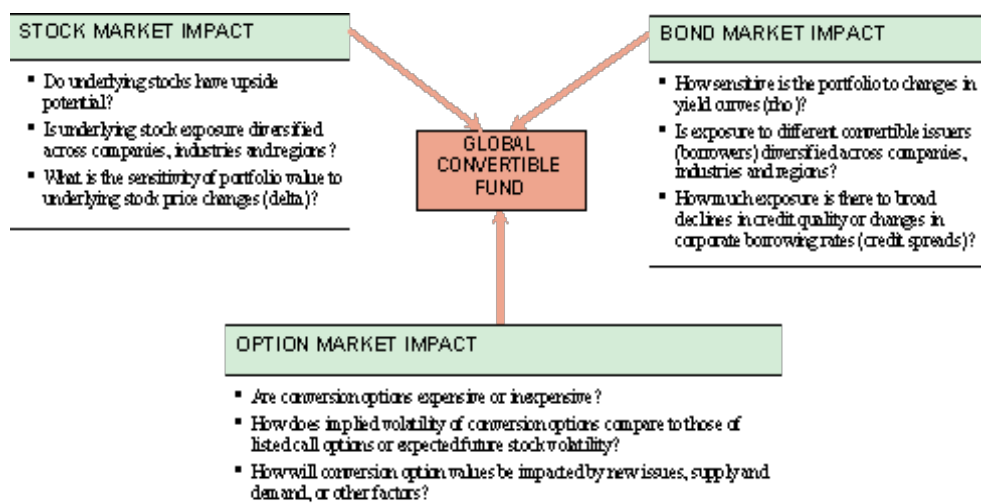
Sell Discipline

Sell decisions are based upon:

- Equity market view - the fundamental criteria upon which we bought the convertible are fairly reflected in the security price.
- Credit market view - credit spreads on the security have tightened to reflect fair value.
- Option market view - conversion option is no longer cheap.

The diagram below explains the key criteria used in deciding whether to buy (or sell) particular securities. The Investment Manager examines the effect of movement in the stock market, options market and bond market on individual securities. Furthermore, the investment manager determines the effect on the overall portfolio

characteristics of each specific security. For example, a convertible security may look attractive as an individual investment, but have an undesired impact on the overall portfolio in terms of risk management. This is particularly relevant with respect to the delta of the portfolio.



The time it takes to reduce a position depends on the liquidity of the security. However, the Investment Manager tends to concentrate on the most liquid portion of the convertible universe, which the Investment Manager estimate to be around 600 out of 2000 convertible securities worldwide.

In extreme circumstances, the Investment Manager would be able to liquidate the portfolio in one day.

6 . FINANCIAL INSTRUMENTS

A substantial portion of the Sub-Funds assets are invested in currencies other than US\$ and any income received by the Sub-Funds from these investments will be received in those currencies, some of which may fall in value against the US\$. The Sub-Funds calculate their Net Asset Values in US\$, and there is therefore a currency exchange risk, which may affect the value of units.

The currency exposure of the Sub-Funds' investments and cash are set out as follows:

	New Major Economies Fund 2010 US \$ Non-Monetary	New Major Economies Fund 2010 US \$ Monetary	New Major Economies Fund 2009 US \$ Non-Monetary	New Major Economies Fund 2009 US \$ Monetary
Brazilian Real	18,442,054	-	16,230,369	-
Euro	-	823	5,356	5,356
Hong Kong Dollar	21,821,430	522	20,915,892	254
Hungarian Forint	-	176	153	153
Taiwan Dollar	-	1	9,894,696	534,579
	<u>40,263,484</u>	<u>1,522</u>	<u>47,046,466</u>	<u>540,342</u>
	Global CB Fund 2010 US \$ Non-Monetary	Global CB Fund 2010 US \$ Monetary	Global CB Fund 2009 US \$ Non-Monetary	Global CB Fund 2009 US \$ Monetary
Australian Dollar	(214)	-	-	-
British Pound	(37,001)	481	17,242	1
Euro	51,340	3,745	170,613	8,560
Hong Kong Dollar	69,192	-	91,733	-
Japanese Yen	16,416	-	(81,318)	1
Singapore Dollar	6,721	-	23,388	-

Swiss Francs	23,776	56	(658)	-
	<u>130,230</u>	<u>4,282</u>	<u>221,000</u>	<u>8,562</u>

The interest rate profile of the Sub-Funds' financial assets (excluding short term debtors and creditors) at 15th January 2010 was:

Sub Fund	Total	Floating Rate	Fixed Rate	Financial Assets on which no interest is paid
	US \$	US \$	US \$	US \$
New Major Economies Fund	11,542,338	4,031,637	-	7,510,701
Global CB Fund	13,931,161	880,724	10,949,968	2,100,469

Sub Fund	Fixed rate financial assets weighted average yield %	Fixed rate financial assets weighted average period for which yield is fixed Years	Financial Assets on which no interest is paid weighted average until maturity Years
New Major Economies Fund	-	-	4.39
Global CB Fund	3.00	9.49	5.49

The interest rate profile of the Sub-Funds' financial assets (excluding short term debtors and creditors) at 15th January 2009 was:

Sub Fund	Total US \$	Floating Rate US \$	Fixed Rate US \$	Financial Assets on which no interest is paid US \$
New Major Economies Fund	7,442,657	3,994,856	-	3,447,801
Global CB Fund	13,887,586	1,211,201	8,876,354	3,800,031

Sub Fund	Fixed rate financial assets weighted average yield %	Fixed rate financial assets weighted average period for which yield is fixed Years	Financial Assets on which no interest is paid weighted average until maturity Years
New Major Economies Fund	-	-	1.76
Global CB Fund	2.77	8.44	7.08

There was no interest payable on the Sub-Funds' financial liabilities, except cash, as at 15th January 2010 (2009: Nil).

Derivative financial instruments are generally based on the notional values, which are not recorded in the financial statements but represent the extent of the Sub-Funds participation in these financial instruments. The notional or contractual amounts of derivative financial instruments held at 15th January 2010 are shown in the Schedule of Investments.

Forwards: When entering a forward foreign currency contract each Sub-Fund agrees to receive or deliver a fixed quantity of a foreign currency for an agreed price upon an agreed future date. All forward foreign currency contracts expire on or before 24th February 2010. The unrealised gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. The counterparty is Brown Brothers Harriman & Co.

7 . CASH AT BANK

Cash at bank is held with Brown Brothers Harriman & Co. The Sub-Custodian retains a security interest over the assets of each Sub-Fund, up to the value of any advances or borrowings.

8 . DEBTORS

	New Major Economies Fund	New Major Economies Fund
	2010	2009
	US \$	US \$
Receivable for fund units sold	-	49,356
Receivable for investments sold	35,904,808	-
Interest receivable	58	50
Dividends receivable	67,579	422,748
	<u>35,972,445</u>	<u>472,154</u>
	Global CB Fund	Global CB Fund
	2010	2009
	US \$	US \$
Receivable for investments sold	-	-
Interest receivable	64,603	84,223
Dividends receivable	1,825	-
Other assets	-	39,693
	<u>66,428</u>	<u>123,916</u>

9 . CREDITORS

		New Major Economies Fund	New Major Economies Fund
		2010	2009
		US \$	US \$
Distribution payable to unitholders	Note	34,309,400	-
Payable for fund units repurchased		194,968	264,791
Provision for fees payable	11	257,070	192,733
		<u>34,761,438</u>	<u>457,524</u>
		Global CB Fund	Global CB Fund
		2010	2009
		US \$	US \$
Bank interest payable	Note	4	-
Payable for fund units repurchased		61,816	48,058
Payable for investments purchased		71,948	74,324
Provision for fees payable	11	71,338	49,627
		<u>205,106</u>	<u>172,009</u>

10 . REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

	New Major Economies Fund	New Major Economies Fund
	2010	2009
Number of Units outstanding at start of year	9,707,540	11,582,920
Number of Units issued	387,820	775,450
Number of Units redeemed	(1,524,710)	(2,650,830)
Number of Units outstanding at end of year	<u>8,570,650</u>	<u>9,707,540</u>

	Global CB Fund	Global CB Fund
	2010	2009
Number of Units outstanding at start of year	1,799,620	2,027,780
Number of Units issued	7,710	1,490
Number of Units redeemed	(417,310)	(229,650)
Number of Units outstanding at end of year	<u>1,390,020</u>	<u>1,799,620</u>

11. FEES AND EXPENSES

The Manager pays each relevant parties' fees out of its fee. The New Major Economies Fund will pay to the Manager a monthly fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate of 1.88% of the Net Asset Value of the Sub-Fund.

Global CB Fund will pay to the Manager a monthly fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate of 1.45% of the Net Asset Value of the Sub-Fund (plus VAT, if any).

The Manager shall be entitled to be repaid all of its Administration Expenses out of the assets of the Sub-Funds which shall include legal fees, courier's fees, reasonable out-of-pocket expenses of the Investment Manager and telecommunication costs and expenses. Unitholders are advised that the total of all such expenses, which will be charged at normal commercial rates, may constitute a significant charge to the Sub-Funds.

Each Sub-Fund pays to the Trustee out of the Manager's fee, a fee accrued daily and payable monthly, at an annual rate as follows: New Major Economies Fund at an annual rate of 0.07% of the Net Asset Value of the Sub-Fund; Global CB Fund at an annual rate of 0.04% of the Net Asset Value of the Sub-Fund. The Trustee is entitled to be repaid out of the assets of the Sub-Fund all of its reasonable out-of-pocket expenses, including the costs of the sub-custodian.

Each Sub-Fund pays to the Investment Manager, out of the Manager's fee, a fee accrued daily and payable monthly, at an annual rate as follows: New Major Economies Fund at an annual rate of 0.90% of the Net Asset Value of the Sub-Fund; Global CB Fund at an annual rate of 0.65% of the Net Asset Value of the Sub-Fund.

Each Sub-Fund pays to the Distributor, out of the Manager's fee, a fee accrued daily and payable monthly, at an annual rate as follows: New Major Economies Fund at an annual rate of 0.70% of the Net Asset Value of the Sub-Fund; Global CB Fund at an annual rate of 0.55% of the Net Asset Value of the Sub-Fund.

Each Sub-Fund pays to the Agent Company out of the Manager's fee, a fee accrued daily and payable monthly at an annual rate of 0.10% of the Net Asset Value of the Sub-Fund.

The fees payable are as follows:

	New Major Economies Fund	New Major Economies Fund
	2010	2009
	US \$	US \$
Investment Manager fees	63,246	115,116
Distributor and Agent Security fees	56,229	33,128
Administration fees	7,723	4,555
Trustee fees	4,914	2,899
Sub-Custodian	27,451	21,058
Audit fees	41,143	25,233
Other expenses	56,364	(9,256)
	<u>257,070</u>	<u>192,733</u>
	Global CB Fund	Global CB Fund
	2010	2009
	US \$	US \$
Investment Manager fees	3,729	11,602
Distributor and Agent Security fees	3,729	11,602
Administration fees	597	1,963
Trustee fees	229	714
Sub-Custodian	1,027	1,140
Audit fees	4,188	25,232
Other expenses	57,839	(2,626)
	<u>71,338</u>	<u>49,627</u>

12. RELATED PARTY TRANSACTIONS

There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Trustee, Investment Manager and their related companies are deemed to be related parties under Financial Reporting Standard (FRS 8). Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 11.

13. DIVIDENDS

On 15th January 2010, New Major Economies Fund declared a distribution of US\$34,309,400, with an ex date of 15th January 2010. The distribution was paid on 20th January 2010. The rate of the dividend was US\$4 per share on 8,577,350 shares. For the Global CB Fund, there was no dividend declared.

14. NET GAIN / (LOSS) ON FINANCIAL INSTRUMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	New Major Economies Fund 2010 US \$	New Major Economies Fund 2009 US \$
Net realised gain from:		
- Investments in securities and currencies	3,554,977	23,595,293
- Forward foreign currency contracts	(66,940)	(91,920)
	<u>3,488,037</u>	<u>23,503,373</u>
Net change in unrealised gain / (loss) from:		
- Investments in securities and currencies	93,793,656	(184,998,953)
- Forward foreign currency contracts	1,776	5,465
	<u>93,795,432</u>	<u>(184,993,488)</u>
- Dividends on investments	<u>3,180,462</u>	<u>4,197,158</u>
Coupon on debt securities and interest	<u>46,325</u>	<u>29,894</u>
Net gain / (loss) on financial instruments at fair value through profit or loss	<u>100,510,256</u>	<u>(157,263,063)</u>
	Global CB Fund 2010 US \$	Global CB Fund 2009 US \$
Net realised loss from:		
- Investments in securities and currencies	(222,525)	(2,043,075)
- Forward currency contracts	(371,216)	(194,674)
	<u>(593,741)</u>	<u>(2,237,749)</u>
Net change in unrealised gain / (loss) from:		
- Investments in securities and currencies	3,819,011	(2,169,570)
- Forward currency contracts	112,727	183,424
	<u>3,931,738</u>	<u>(1,986,146)</u>
- FRS 26 adjustments	63,853	(63,853)
Dividends on investments	13,072	7,412
Coupon on debt securities and interest	<u>316,720</u>	<u>298,132</u>
Net gain / (loss) on financial instruments at fair value through profit or loss	<u>3,731,642</u>	<u>(3,982,204)</u>

15. NET ASSET VALUE HISTORY

	New Major Economies Fund 2010	New Major Economies Fund 2009	New Major Economies Fund 2008
Net Asset Value	139,207,128	93,237,364	283,839,073
FRS 26 adjustment	-	-	2,705,897
Reported Net Asset Value (US\$)	<u>139,209,128</u>	<u>93,237,364</u>	<u>286,544,970</u>
Number of Units	8,570,650	9,707,540	11,582,920
Net Asset Value per Unit (US\$)	16.24	9.60	24.74

	Global CB Fund	Global CB Fund	Global CB Fund
	2010	2009	2008
Net Asset Value	13,812,006	14,050,669	20,477,765
FRS 26 adjustment	-	63,853	63,485
Reported Net Asset Value (US\$)	13,812,006	14,114,522	20,541,250
Number of Units	1,390,020	1,799,620	2,027,780
Net Asset Value per Unit (US\$)	9.94	7.84	10.13

16. TAXATION

Under current law and practice the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis, it is not chargeable to Irish tax on its income or gains.

However, Irish tax may arise on the happening of a "chargeable event". A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, redemption, cancellation or transfer of shares.

No Irish tax will arise on the Fund in respect of chargeable events in respect of:

(a) a Unitholder who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes, at the time of the chargeable event, provided appropriate valid declarations in accordance with the provisions of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended, are held by the Fund; and (b) certain exempted Irish tax resident Unitholders who have provided the Fund with the necessary signed statutory declarations.

Dividends, interest and capital gains (if any) received on investments made by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Fund or its unitholders.

17. EXCHANGE RATES USED IN THIS REPORT

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one US Dollar:

	2010	2009
Australian Dollar	1.0818	1.5096
Brazilian Real	1.7600	2.3660
British Pound	0.6142	0.6843
Euro	0.6950	0.7596
Hong Kong Dollar	7.7593	7.7599
Hungarian Forint	185.6700	213.5450
Japanese Yen	90.7150	88.8950
Singapore Dollar	1.3893	1.4965
Swiss Francs	1.0268	1.1201
Taiwan Dollar	31.7980	33.3740

18. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Fund does not have any soft commission arrangements.

19. POST BALANCE SHEET EVENTS

There were no events subsequent to the year end, which require disclosure in the financial statements.

20 . APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The Directors approved the financial statements on the 7th May 2010.

[次へ](#)

DAIWA EQUITY FUND SERIES

GLOBAL CB FUND

Schedule of Investments

15th January 2010

Debt Securities	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Australia			
Commonwealth Managed Investment 5.08% 21-Aug-14	176,000	161,065	1.17
		<u>161,065</u>	<u>1.17</u>
Bermuda			
Aquarius Platinum 4.00% 18-Dec-15	100,000	122,000	0.89
Hongkong Land CB 2005 2.75% 21-Dec-12	100,000	131,500	0.95
Seadrill Ltd 3.63% 08-Nov-12	300,000	301,500	2.18
		<u>555,000</u>	<u>4.02</u>
Canada			
Goldcorp Inc 2.00% 01-Aug-14	126,000	146,808	1.06
		<u>146,808</u>	<u>1.06</u>
Cayman Islands			
EFG ORA FDG II 1.70% 29-Oct-14	50,000	66,458	0.48
Fair Vantage 1.00% 03-Jun-13	500,000	72,494	0.52
NC International 0.00% 15-Mar-11	10,000,000	126,219	0.91
Soho China 3.75% 02-Jul-14	800,000	100,525	0.73
Subsea 7 Inc 2.80% 06-Jun-11	100,000	99,000	0.72
Subsea 7 Inc 3.50% 13-Oct-14	100,000	118,370	0.86
Transocean Inc 1.50% 15-Dec-37	149,000	144,530	1.05
YTL Power Financia 0.00% 09-May-10	100,000	125,000	0.90
Zeus Cayman 0.00% 19-Aug-13	5,000,000	53,602	0.39
		<u>906,198</u>	<u>6.56</u>
France			
Alcatel Lucent Tel 5.00% 01-Jan-15	13,823	73,595	0.53
Cap Gemini 1.00% 01-Jan-12 Convertible	3,093	199,702	1.45
Cap Gemini Sogeti 3.50% 01-Jan-14	1,088	68,839	0.50
Neopost 3.75% 01-Feb-15	615	77,602	0.56
Unibail-Rodamco 3.50% 01-Jan-15	253	70,558	0.51
		<u>490,296</u>	<u>3.55</u>
Germany			
KFW 3.25% 27-Jun-13	100,000	153,939	1.11
Salzgitter Ag 1.13% 06-Oct-16	100,000	162,674	1.18
		<u>316,613</u>	<u>2.29</u>
Isle of Man			
Anglogold Ashanti 3.50% 22-May-14	100,000	118,000	0.86
Genting InternationalI 0.00% 26-Apr-12	100,000	93,076	0.67
		<u>211,076</u>	<u>1.53</u>

Schedule of Investments (continued)

Debt Securities (continued)	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Japan			
Asahi Breweries Ltd 0.00% 26-May-28	16,000,000	190,487	1.38
Bank Of Kyoto Ltd 0.00% 31-Mar-14	10,000,000	112,991	0.82
Hosiden Corp 0.00% 30-Jan-14	5,000,000	58,838	0.43
Matsui Securities 0.00% 31-Mar-11	6,000,000	63,740	0.46
Orix Corp 1.00% 31-Mar-14	14,000,000	189,825	1.37
Sharp Corp 0.00% 30-Sep-13	4,000,000	42,926	0.31
Suzuki Motor Corporation 0.00% 29-Mar-13	30,000,000	345,140	2.50
Takashimaya Co 0.00% 14-Nov-14	4,000,000	46,960	0.34
Toshiba Corp 0.00% 21-Jul-11	20,000,000	253,541	1.83
		<u>1,304,448</u>	<u>9.44</u>
Jersey C.I.			
Aldar Funding Ltd 5.77% 10-Nov-11	100,000	101,252	0.73
IIG Funding Ltd 6.75% 10-Jul-12	200,000	66,125	0.48
Shire Pharmaceuticals 2.75% 09-May-14	100,000	99,250	0.72
Soco Finance 4.50% 16-May-13	110,000	111,232	0.81
Vedanta Finance Jersey 4.60% 21-Feb-26	100,000	105,000	0.76
		<u>482,859</u>	<u>3.50</u>
Luxembourg			
Actelion Finance SCA LUX 0.00% 22-Nov-11	65,000	74,290	0.54
Arcelormittal 7.25% 01-Apr-14	2,697	144,050	1.04
Sonata Securities 1.50% 09-Dec-10	200,000	208,658	1.51
		<u>426,998</u>	<u>3.09</u>
Malaysia			
Cherating Capital Ltd 2.00% 05-Jul-12	200,000	221,340	1.60
Paka Capital Ltd 0.00% 12-Mar-13	200,000	212,100	1.54
		<u>433,440</u>	<u>3.14</u>
Netherlands			
Portugal Telecom International Finance 4.13% 28-Aug-14	100,000	160,443	1.16
Stmicroelectronics 0.00% 23-Feb-16	100,000	105,950	0.77
Sudzucker International Finance 2.50% 30-Jun-16	50,000	81,840	0.59
Wereldhave 4.38% 16-Sep-14	50,000	81,661	0.59
		<u>429,894</u>	<u>3.11</u>
Panama			
Carnival Corporation 2% 15-Apr-21	80,000	81,800	0.59
		<u>81,800</u>	<u>0.59</u>
Portugal			
Parpublica 2.69% 16-Dec-10	50,000	75,027	0.54
		<u>75,027</u>	<u>0.54</u>
Singapore			
Olam International 6.00% 15-Oct-16	100,000	110,000	0.80
		<u>110,000</u>	<u>0.80</u>
South Korea			
SK Telecom 1.75% 07-Apr-14	100,000	116,470	0.84
		<u>116,470</u>	<u>0.84</u>

Schedule of Investments (continued)

Debt Securities (continued)	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Sweden			
Industrivarden AB 2.50% 27-Feb-15	50,000	75,264	0.54
		<u>75,264</u>	<u>0.54</u>
Switzerland			
Clariant AG 3.00% 07-Jul-14	75,000	120,742	0.88
		<u>120,742</u>	<u>0.88</u>
United Kingdom			
3I Group Plc 3.63% 29-May-11	150,000	242,530	1.75
Anglo American 4.00% 07-May-14	100,000	176,642	1.28
Sainsbury 4.25% 16-Jul-14	100,000	184,401	1.34
		<u>603,573</u>	<u>4.37</u>
United States			
Alcatel-Lucent 2.88% 15-Jun-25	87,000	75,743	0.55
Alcoa Inc 5.25% 15-Mar-14	14,000	36,085	0.26
Allegheny Technology 4.25% 01-Jun-14	119,000	161,840	1.17
Allergan Inc 1.50% 01-Apr-26	130,000	146,643	1.06
Alliance Data Systems 1.75% 01-Aug-13	105,000	103,950	0.75
AMD 6.00% 01-May-15	139,000	127,533	0.92
Amgen Inc 0.13% Convertible 01-Feb-11	154,000	153,423	1.11
Amgen Inc 0.38% 01-Feb-13	112,000	112,484	0.82
Archer Daniels 0.88% 15-Feb-14	220,000	226,600	1.64
Avis Budget Group 3.50% 01-Oct-14	102,000	108,757	0.79
Bank Of America 7.25% 31-Dec-49	291	266,993	1.93
Beckman Coulter 2.50% 15-Dec-36	122,000	139,080	1.01
Borg Warner 3.50% 15-Apr-12	27,000	35,573	0.26
Boston Properties 2.88% 15-Feb-37	113,000	111,588	0.81
Cameron International Corporation 2.50% 15-Jun-26	36,000	47,700	0.35
Cephalon Inc 0.00% 15-Jun-33	100,000	116,152	0.84
Chesapeake Energy Corporation 2.75% 15-Nov-35	100,000	100,000	0.73
CMS Energy 2.88% 01-Dec-24	67,000	82,913	0.60
DR Horton 2.00% 15-May-14	51,000	60,180	0.44
Emc Corp 1.75% 01-Dec-11	117,000	140,108	1.01
Emc Corp Mass 1.75% 01-Dec-13	86,000	108,521	0.79
Gaylord Entert 3.75% 01-Oct-14	46,000	49,235	0.36
Gilead Sciences 0.63% 01-May-13	164,000	209,100	1.48
Health Care Reit 4.75% 15-Jul-27	98,000	107,923	0.78
Hologic Inc 2.00% 15-Dec-37	43,000	35,260	0.26
Intel Corp 2.95% 15-Dec-35	159,000	157,728	1.14
Intel Corp 3.25% 01-Aug-39	33,000	37,521	0.27
International Game Technology 3.25% 01-May14	55,000	69,108	0.50
Invitrogen Corp 1.50% 15-Feb-24	32,000	35,360	0.26

Schedule of Investments (continued)

Debt Securities (continued)	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
United States (continued)			
L-3 Communications 3.00% 01-Aug-35	142,000	148,390	1.07
Lab Corp Amer Holding 0.00% 11-Sep-21	22,000	22,797	0.17
Liberty Media Corp 3.13% 30-Mar-23	113,000	115,644	0.84
Linear Technology 3.00% 01-May-27	116,000	112,520	0.81
Medtronic Inc 1.50% 15-Apr-11	139,000	142,214	1.03
Medtronic Inc 1.63% 15-Apr-13	143,000	150,709	1.09
Micron Technology 1.88% 01-Jun-14	115,000	112,116	0.81
Millipore Corp 3.75% 01-Jun-26	71,000	73,485	0.53
Molson Coors Brewing 2.50% 30-Jul-13	111,000	122,655	0.89
Nabors Industries Inc 0.94% 15-May-11	127,000	126,238	0.91
Navistar International 3.00% 15-Oct-14	89,000	96,231	0.70
Newmont Mining 1.25% 15-Jul-14	178,000	224,280	1.62
NII Holdings Inc 3.13% 15-Jun-12	41,000	38,028	0.28
Prologis 2.25% 01-Apr-37	82,000	77,285	0.56
Qwest Communications International 3.50% 15-Nov-25	120,000	127,200	0.92
Sandisk Corp 1.00% 15-May-13	45,000	37,688	0.27
Symantec Corp 0.75% 15-Jun-11	79,000	87,803	0.64
Tech Data Corp 2.75% 15-Dec-26	205,000	220,375	1.60
Teva Pharma Fin II 1.75% 01-Feb-26	120,000	150,000	1.09
Vornado Realty 3.88% 15-Apr-25	54,000	58,725	0.43
Wells Fargo 7.50%	336	321,132	2.33
		5,728,616	41.48
Virgin Islands, British			
Champion Path 0.00% 28-Oct-15	400,000	56,660	0.41
		56,660	0.41
Total Debt Securities		12,832,847	92.91
Preferred Securities			
United States			
News Corp Financial Trust 0.75% 15-Mar-23	217	217,590	1.58
		217,590	1.58
Total Preferred Securities		217,590	1.58

Schedule of Investments (continued)

	Notional Cost US\$	Unrealised Gain US\$
Forward currency contracts		
Swiss Francs		
Short forward currency contracts 19-Feb-10	(380,569)	721
Short forward currency contracts 18-Feb-10	(382,807)	2,892
Euro		
Short forward currency contracts 11-Feb-10	(1,516,693)	4,433
Hong Kong Dollar		
Short forward currency contracts 12-Feb-10	(160,579)	92
Japanese Yen		
Short forward currency contracts 25-Jan-10	(1,485,220)	17,366
Pound Sterling		
Short forward currency contracts 24-Feb-10	(464,881)	<u>947</u>
Total unrealised gain on forward currency contracts		26,451
	Notional Cost US\$	Unrealised Loss US\$
Australian Dollars		
Short forward currency contracts 12-Feb-10	(160,415)	(864)
Swiss Francs		
Long forward currency contracts 19-Jan-10	382,739	(2,891)
Singapore Dollar		
Short forward currency contracts 12-Feb-10	(85,844)	(512)
Pound Sterling		
Long forward currency contracts 21-Jan-10	465,003	(966)
Short forward currency contracts 21-Jan-10	(462,341)	<u>(1,695)</u>
Total unrealised loss on forward currency contracts		(6,928)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2010年4月末日現在)

		米ドル(を除く)	千円(および を除く)
.	資産総額	13,625,394.36	1,281,741
.	負債総額	153,639.53	14,453
.	純資産総額(-)	13,471,754.83	1,267,288
.	発行済口数	1,339,830口	
.	1口当たり純資産価格(/)	10.05	945円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5、レベル3

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

(2) 受益者集会

信託証券の規定に従い受益者集会が開催されることがあります。

受託会社または管理会社は受益者集会を適宜招集することができます。受託会社は、発行済ファンド証券総口数（管理会社が保有するファンド証券を除きます。）の15%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われます。受益者集会においては、信託証券の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議されます。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授權資本金は40万英ポンド（約5,769万円）です。2010年4月末日現在、払込済株主資本は、40万英ポンド（約5,769万円）です。

最近5年間における管理会社の資本金の額の増減はありません。

（注）英ポンドの円貨換算は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

（1英ポンド=144.22円）によります。以下同じ。

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えています。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役は受益者の利益に適うよう公正な解決の確保に努力します。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は特別な資格を要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができます。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数です。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入されます。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されません。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決によります。

(3) 役員及び従業員の状況

(本書提出日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ピーター・キャラハン (Peter Callaghan)	取締役	1991年 - 1997年 メイザー公認会計事務所、監査人・ 会計士 1997年 - 2001年 KPMGチャネル諸島、ファイナン シャル・サービス・アシユランス部 門 2001年 - 2004年 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マ ネジャーズ・アイルランド・リミ テッド、インターナル・マネー ジャー/シニアマネージャー 2004年 - 2005年 同アイルランド及び英国運用部内部 監査ヘッド 2005年 - 2006年 同財務、ファンド会計及びコーポ レートガバナンス部ヘッド 2006年 - 2008年 同財務及びファンド会計部ディレク ター 2008年 - 現在 同ジョイント・チーフ・オペレー ティング・オフィサー	0株
ブライアン・ガイエット (Brian Guyett)	取締役	1979年 - 1988年 アライド・アイリッシュ・バンク、 ストック・エクスチェンジおよびト ラスト・サービス部門シニア・オ フィサー 1988年 - 1990年 イーグル・スター・生命保険、決済 ヘッド 1990年 - 2004年 ダイワ・セキュリティーズ・トラス ト・アンド・バンキング(ヨーロッ パ) ピーエルシー、執行取締役 2004年 - 現在 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マ ネジャーズ・アイルランド・リミ テッド 最高執行責任者	0株
カール・マケネフ (Karl McEneff)	取締役	1972年 - 1983年 アライド・アイリッシュ・バンク 1983年 - 1990年 デビー・ストックブローカーズ 1990年 - 現在 ダイワ・セキュリティーズ・トラス ト・ヨーロッパ・リミテッド、アイ ルランド、マネージング・ディレク ター 1994年 - 1998年 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マ ネジャーズ・アイルランド・リミ テッド、アソシエイト・ディレク ター 1998年 - 2000年 同エグゼクティブ・ディレクター 2000年 - 現在 同マネージング・ディレクター	0株

(注) 管理会社の秘書役はリサ・エリオットです。そのほか、管理会社には従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とします。管理会社は、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産の管理・運用を行う義務があります。また、管理会社はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの管理事務業務を行います。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行います。管理会社は、ファンドの資産の投資について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドを任命しています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、IF S R Aが承認する他の会社のために辞任する権利を有します。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3カ月経過後、(I F S R Aの承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。管理会社は、自己の故意による違法行為、懈怠、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき、善意により行うことについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失、懈怠、悪意のある不正や重大な不作為による義務の不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドに対し、賠償責任を負いません。

上記の管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います。)。取締役はこれに従った責任を負います。

信託証書は、IF S R Aの承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社は、また、ファンドおよび各ポートフォリオのために管理事務業務を遂行します。

現在、管理会社は、本ファンドを含むアイルランド籍契約型投資信託6本(2010年4月末日現在の純資産総額:2,964,881,695.39米ドル、216,128,962.44ユーロ、1,780,921,619.26豪ドル、77,680,613.03カナダドル、1,036,850,857.57ニュージーランド・ドル)の管理および運用を行っています。

設立国	タイプ	タイプごとの ファンド数	通貨別ファンドのタイプごとの資産総額
アイルランド	MMF	1	2,293,671,643.41米ドル
			184,822,406.65ユーロ
			1,652,357,747.34豪ドル
			28,387,075.28カナダドル
			881,548,195.40ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	5	671,210,051.98米ドル
			31,306,555.79ユーロ
			128,563,871.92豪ドル
			49,293,537.75カナダドル
			155,302,662.17ニュージーランド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成22年4月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.48円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

貸借対照表

2009年3月31日現在

	注記	2009年		2008年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	5	907,067	112,912	2,073,102	258,060
流動資産					
債権	6	2,953,029	367,593	4,567,197	568,525
現金および預金	7	7,730,431	962,284	9,395,964	1,169,610
		10,683,460	1,329,877	13,963,161	1,738,134
債務：1年以内支払期限到来金額	8	(2,816,108)	(350,549)	(5,087,515)	(633,294)
正味流動資産		7,867,352	979,328	8,875,646	1,104,840
債務引当金	9	(800,000)	(99,584)	-	-
純資産		7,974,419	992,656	10,948,748	1,362,900
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	10	492,338	61,286	492,338	61,286
損益勘定	11	7,482,081	931,369	10,456,410	1,301,614
株主持分	11	7,974,419	992,656	10,948,748	1,362,900

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

ピーター・キャラハン

取締役

ブライアン・ガイエット

取締役

2009年6月24日

(2) 【損益計算書】

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

損益計算書

2009年3月31日終了年度

	注記	2009年		2008年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		17,846,974	2,221,591	26,393,993	3,285,524
管理事務費	2	(20,971,894)	(2,610,581)	(24,380,880)	(3,034,932)
利息および税金加減前経常(損)益		(3,124,920)	(388,990)	2,013,113	250,592
受取利息		266,555	33,181	241,656	30,081
税引前経常(損)益	3	(2,858,365)	(355,809)	2,254,769	280,674
経常損益に係る税金	4	(115,964)	(14,435)	(360,583)	(44,885)
当期(損)益		(2,974,329)	(370,244)	1,894,186	235,788

当社には、当期利益以外に認識される損益はない。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

ピーター・キャラハン

取締役

ブライアン・ガイエット

取締役

2009年6月24日

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

会計方針

2009年3月31日終了年度

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、発生基準で会計処理される受取報酬から構成されている。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得しまたそれらプロバイダーに支払われた金額の純額を表示している。

現金

現金は、手許現金、および要求払い当座借越を除く要求払い預け金から成る。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ(€)で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートをを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年

メインフレーム機器 3年

パーソナル・コンピュータ 2年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先物契約のような簿外項目は、専らヘッジ目的で利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引に従って認識される。

政府助成

受取支援金は、供与契約に概要が示されているように、供与期間にわたり損益計算書に計上される。

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド

注記

(財務書類の一部を形成する。)

1 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務サービスの提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である株式会社大和証券グループ本社である。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

2 管理事務費

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
人件費	14,915,215	16,176,201
その他の管理事務費	6,056,679	8,204,679
	<u>20,971,894</u>	<u>24,380,880</u>
人件費は以下から構成される。		
賃金給料	9,757,938	9,923,725
社会福祉費	1,237,641	1,372,894
年金費用	786,061	857,580
その他の費用	3,133,575	4,022,002
	<u>14,915,215</u>	<u>16,176,201</u>

当年度中に当社が採用した従業員(取締役を含む)の平均人数は、202人であった(2008年:210人)。当社は、当期中ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド(「DETEL」)と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。リストラの費用に関する800,000ユーロの例外項目の金額は、人件費に計上されている。

3 税引前経常(損)益

税引前経常(損)益は、以下を控除後に算定された。

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
取締役報酬:		
報酬	-	-
年金拠出金を含むその他の報酬	931,662	1,370,287
監査人報酬		
監査報酬	36,340	36,340
その他	26,410	37,500
減価償却費	1,513,804	1,551,560
オペレーティング・リース賃借料	48,776	41,900
	<u>2,466,992</u>	<u>2,977,987</u>

4 経常損益に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
--	--------------	--------------

現行税

当期利益に係るアイルランド法人税	23,529	460,123
繰延税金	92,435	(99,540)
税金費用合計	115,964	360,583

(b) 現行税の調整

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
税引前経常（損）益	(2,858,365)	2,254,769
12.5%の標準税率に基づく法人税（2008年：12.5%）	(357,296)	281,846
前年度の（過剰）/不足引当金	(28,915)	181
資本引当金を超える減価償却費	83,178	93,043
控除できない費用を超える控除可能費用の（過剰）/不足	(80,061)	29,609
預金金利保持税控除	-	-
高税率から生じる差額	12,660	6,179
プレミアムに係る源泉税	52,444	49,265
返還グループ軽減額	129,119	-
繰越欠損金	212,400	-
	23,529	460,123

5 有形固定資産

2009年3月31日

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2008年3月31日現在	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
期中付加	129,819	59,777	158,173	347,769
期中除却	-	-	-	-
2009年3月31日現在	1,565,266	3,248,324	1,186,296	5,999,886
減価償却費				
2008年3月31日現在	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
期中償却額	257,274	1,037,855	218,675	1,513,804
期中除却	-	-	-	-
2009年3月31日現在	929,888	3,174,769	988,162	5,092,819
正味簿価				
2009年3月31日現在	635,378	73,555	198,134	907,067

2008年3月31日

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2007年3月31日現在	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
期中付加	143,582	18,070	198,098	359,750
期中除却	(23,202)	(3,680)	-	(26,882)
2008年3月31日現在	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
減価償却費				
2007年3月31日現在	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
期中償却額	243,375	1,042,995	265,190	1,551,560
期中除却	(17,118)	(2,862)	-	(19,980)
2008年3月31日現在	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
正味簿価				
2008年3月31日現在	762,833	1,051,633	258,636	2,073,102

6 債権：1年以内に期限到来の金額

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
報酬未収金	2,076,781	3,334,010
前払金その他の資産	869,143	1,133,647
繰延税金	7,105	99,540
	2,953,029	4,567,197

さらに、当社には787,384ユーロの未計上の繰延税金がある(2008年：なし)。これは繰延税金が実現して将来の課税対象利益の可能性および時期にわたる不確実性のゆえに計上されていない。

7 現金および預金

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
現金および現金等価物	7,730,431	9,395,964
	7,730,431	9,395,964

8 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
未払費用	1,716,236	4,112,753
買掛金	253,603	312,889
法人税	497	68,856
親会社に対する債務	322,738	351,420
関連会社に対する債務	523,034	241,597
	<u>2,816,108</u>	<u>5,087,515</u>

親会社に対する債務には、管理運用業務契約に概要が示されているように、管理運用業務に関連した残高が含まれている。残高は、無担保かつ無利子である。

9 債務引当金

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
期首残高	-	-
期中繰入額	800,000	-
期末残高	<u>800,000</u>	<u>-</u>

引当金は、リストラの費用に関するものであり、人件費に計上されている（注2を参照）。

10 払込請求済株式資本

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
授權資本：		
額面1スターリング・ポンドの普通株式400,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1スターリング・ポンドの普通株式400,000株	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

11 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
期首株主持分	10,948,748	9,054,562
当期（損）益	<u>(2,974,329)</u>	<u>1,894,186</u>
期末株主持分	<u>7,974,419</u>	<u>10,948,748</u>
	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
期首損益勘定	10,456,410	8,562,224
当期（損）益	<u>(2,974,329)</u>	<u>1,894,186</u>
期末損益勘定	<u>7,482,081</u>	<u>10,456,410</u>

12 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2009年		2008年	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	-	49,117	-	-
2年～5年で満期	-	-	-	48,971
5年超に満期	898,089	-	898,089	-
	898,089	49,117	898,089	48,971

契約に基づき、当社はダイワ・ヨーロッパ・トラステーズ・アイルランド・リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または調達する義務を負っている。対価として、当社は提供されたサービスに関して支払うことに同意している。

13 年金費用

	2009年 ユーロ	2008年 ユーロ
当期年金費用	786,061	857,580
期末現在未払年金費用	56,837	63,935

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

14 利害関係者

取締役は、アイルランド共和国で設立された親会社であるダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドの財務書類に当社の実績が連結されているので、利害関係者間取引を開示しないという財務報告基準第8号の普通株式資本の90%以上を親会社が所有することで連結される会社に関する「利害関係者の開示」に含まれる免除規定を享受している。

15 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、公けに入手可能な親会社である大和証券グループ本社の財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号に含まれる免除規定を享受している。

16 最終的親会社

当社の最終的親会社は、日本において設立された大和証券グループ本社である。当社の実績が連結される最大グループは、大和証券グループ本社が筆頭となっている。大和証券グループ本社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-6751日本国東京都千代田区丸の内1丁目9-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが筆頭となっている。

17 後発事象

会社に影響を及ぼす、重大な後発事象は生じなかった。

18 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2009年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル

購入：ユーロ

未実現（損）益

\$ 7,405,000	€5,277,716	€(286,607)
売却：日本円		
¥ 216,700,000	€1,550,958	€(101,096)
売却：豪ドル		
\$ 970,000	€376,098	€25,211
		€(362,492)

これらのヘッジは、2009年4月1日から2010年3月31日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現利益および損失は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる利益および損失は、対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2008年3月31日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 17,820,000	€12,322,215	€1,052,293
売却：日本円		
¥ 358,200,000	€2,382,382	€106,218
売却：豪ドル		
\$ 2,080,000	€1,202,401	€2,447
		€1,160,958

19 1986年アイルランド会社法（改訂済）による保証

1986年アイルランド会社法（改訂済）の第17条に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、従って、ダイワ・セキュリティーズ・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドは、法の第17条に準拠して、2009年3月31日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

20 偶発債務

当社は、一定の従業員費用に関して支援金を受領している。一定の条件が継続ベースで満たされない場合に、当社は契約上、支援金の全部または一部を返済する義務がある。

21 財務書類の承認

当財務書類は、2009年6月24日に取締役会によって承認された。

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Balance sheet
at 31 March 2009

	Note	2009 €	2008 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	5	907,067	2,073,102
Current assets			
Debtors	6	2,953,029	4,567,197
Cash at bank and in hand	7	7,730,431	9,395,964
		10,683,460	13,963,161
Creditors: amounts falling due within one year	8	(2,816,108)	(5,087,515)
Net current assets		7,867,352	8,875,646
Provision for liabilities and charges	9	(800,000)	-
Net assets		7,974,419	10,948,748
Capital and reserves			
Called up share capital	10	492,338	492,338
Profit and loss account	11	7,482,081	10,456,410
Equity shareholder's funds	11	7,974,419	10,948,748

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

24 June 2009

Peter Callaghan

Brian Guyett

Director

Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Profit and loss account
for the year ended 31 March 2009

	Note	2009 €	2008 €
Turnover		17,846,974	26,393,993
Administrative expenses	2	<u>(20,971,894)</u>	<u>(24,380,880)</u>
(Loss)/profit on ordinary activities before interest and taxation		(3,124,920)	2,013,113
Interest income		<u>266,555</u>	<u>241,656</u>
(Loss)/profit on ordinary activities before taxation	3	(2,858,365)	2,254,769
Taxation on loss/profit on ordinary activities	4	<u>(115,964)</u>	<u>(360,583)</u>
(Loss)/profit for the year		<u>(2,974,329)</u>	<u>1,894,186</u>

The company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

24 June 2009

Peter Callaghan
Director

Brian Guyett
Director

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Statement of accounting policies
for the year ended 31 March 2009

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown net of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non- group service providers.

Cash

Cash comprises cash in hand and deposits repayable on demand, less overdrafts payable on demand.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of the deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of the business are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging purposes. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

Government grants

Grant income is recognised in the profit and loss account over the term of the grant as outlined in the grant agreement.

Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

Notes

forming part of the financial statements

1 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

2 Administrative expenses

	2009 €	2008 €
Staff costs	14,915,215	16,176,201
Other administrative expenses	6,056,679	8,204,679
	<u>20,971,894</u>	<u>24,380,880</u>
Staff cost comprise:		
Wages and salaries	9,757,938	9,923,725
Social welfare costs	1,237,641	1,372,894
Pension Costs	786,061	857,580
Other costs	3,133,575	4,022,002
	<u>14,915,215</u>	<u>16,176,201</u>

The average number of persons employed by the company (including directors) during the year was 202 (2008:210). The Company shared the use of facilities with Daiwa Europe Trustees Ireland Limited ("DETIL") during the year. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements. An exceptional item amount of € 800,000 relating to costs of restructuring, is included in staff costs.

3 Profit on ordinary activities before taxation

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	2009 €	2008 €
Directors' remuneration:		
Fees	-	-
Other remuneration including pension contributions	931,662	1,370,287
Auditor's remuneration		
Audit Fees	36,340	36,340
Other	26,410	37,500
Depreciation	1,513,804	1,551,560
Operating lease rentals	48,776	41,900
	<hr/>	<hr/>

4 Taxation on profit on ordinary activities

(a) Analysis of charge in year

	2009 €	2008 €
Current tax		
Irish corporation tax on profit for year	23,529	460,123
Deferred tax	92,435	(99,540)
Total tax charge	<hr/> 115,964 <hr/>	<hr/> 360,583 <hr/>

(b)Current tax reconciliation

	2009 €	2008 €
Profit / (Loss) on ordinary activities before taxation	(2,858,365)	2,254,769
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (2008: 12.5%)	(357,296)	281,846
(Over)/under provision in prior year	(28,915)	181
Excess of depreciation over capital allowances	83,178	93,043
Deficiency/(excess) of deductible over non-deductible expenses	(80,061)	29,609
DIRT credit	-	-
Differences arising from tax at the higher rate	12,660	6,179
Withholding tax on premiums	52,444	49,265
Group relief surrendered	129,119	
Losses carried forward	212,400	-
	<u>23,529</u>	<u>460,123</u>

5 Tangible Fixed Assets

As at 31 March 2009

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2008	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
Additions during year	129,819	59,777	158,173	347,769
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2009	<u>1,565,266</u>	<u>3,248,324</u>	<u>1,186,296</u>	<u>5,999,886</u>
Depreciation				
At 31 March 2008	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
Depreciation for year	257,274	1,037,855	218,675	1,513,804
Disposals during year	-	-	-	-
At 31 March 2009	<u>929,888</u>	<u>3,174,769</u>	<u>988,162</u>	<u>5,092,819</u>
Net book value at 31 March 2009	<u>635,378</u>	<u>73,555</u>	<u>198,134</u>	<u>907,067</u>

As at 31 March 2008

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 31 March 2007	1,315,067	3,174,157	830,025	5,319,249
Additions during year	143,582	18,070	198,098	359,750
Disposals during year	(23,202)	(3,680)	-	(26,882)
At 31 March 2008	1,435,447	3,188,547	1,028,123	5,652,117
Depreciation				
At 31 March 2007	446,357	1,096,781	504,297	2,047,435
Depreciation for year	243,375	1,042,995	265,190	1,551,560
Disposals during year	(17,118)	(2,862)	-	(19,980)
At 31 March 2008	672,614	2,136,914	769,487	3,579,015
Net book value at 31 March 2008	762,833	1,051,633	258,636	2,073,102

6 Debtors: amounts falling due within one year

	2009 ?	2008 ?
Fee debtors	2,076,781	3,334,010
Prepayments and other assets	869,143	1,133,647
Deferred tax	7,105	99,540
	<u>2,953,029</u>	<u>4,567,197</u>

In addition, the Company has unrecognised deferred tax of € 787,384 (2008: nil). This has not been recognised due to uncertainty over the availability and timing of future taxable profits against which the deferred tax will reverse.

7 Cash at bank and in hand

	2009 €	2008 €
Cash and cash equivalents	7,730,431	9,395,964
	<u>7,730,431</u>	<u>9,395,964</u>

8 Creditors: amounts falling due within one year

	2009 €	2008 €
Accruals	1,716,236	4,112,753
Trade creditors	253,603	312,889
Corporation tax	497	68,856
Amount owed to parent	322,738	351,420
Amount owed to related companies	523,034	241,597
	<u>2,816,108</u>	<u>5,087,515</u>

The amount owed to the parent company includes a balance relating to management services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free.

9 Provision for liabilities and charges

	2009 €	2008 €
Opening balance	-	-
Charge for the year	800,000	-
Closing Balance	<u>800,000</u>	<u>-</u>

The provision relates to costs of restructuring, which is included within staff costs (see Note 2).

10 Called up share capital

	2009 €	2008 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of Stg 1 each	<u>492,338</u>	<u>492,338</u>

11 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	2009 €	2008 €
Shareholder's funds at beginning of year	10,948,748	9,054,562
(Loss) / profit for the financial year	(2,974,329)	1,894,186
Shareholder's funds at end of year	<u>7,974,419</u>	<u>10,948,748</u>

	2009 €	2008 €
Profit and loss account at beginning of year	10,456,410	8,562,224
(Loss) / profit for the year	(2,974,329)	1,894,186
Profit and loss account at end of year	<u>7,482,081</u>	<u>10,456,410</u>

12 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	2009		2008	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	-	49,117	-	-
In the second to fifth years inclusive	-	-	-	48,971
Over five years	898,089	-	898,089	-
	<u>898,089</u>	<u>49,117</u>	<u>898,089</u>	<u>48,971</u>

Under an agreement, the company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to Daiwa Europe Trustees Ireland Limited. In return, the company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

13 Pension costs

	2009 €	2008 €
Pensions charge for year	<u>786,061</u>	<u>857,580</u>
Pension charge payable at end of year	<u>56,837</u>	<u>63,935</u>

The company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

14 Related parties

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 8 “Related Party Disclosures” for companies consolidated by a parent owning more than 90% of the ordinary share capital not to disclose related party transactions as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent company, Daiwa Securities Trust Europe Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland.

15 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 not to prepare a cashflow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Daiwa Securities Group Inc., which are publicly available.

16 Ultimate parent company

The Company's ultimate parent undertaking is Daiwa Securities Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Group Inc. Copies of the financial statements of Daiwa Securities Group Inc. are available to the public and may be obtained from 9-1 Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-6751, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Daiwa Securities Trust Europe Limited.

17 Post balance sheet events

There were no significant post balance sheet events affecting the company.

18 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2009.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$7,405,000	€ 5,277,716	(€ 286,607)
Sell Japanese Yen		
216,700,000	€ 1,550,958	(€ 101,096)
Sell Australian Dollar		
\$970,000	€ 376,098	€ 25,211
		(€ 362,492)

These hedges will settle quarterly over the period 1 April 2009 to 31 March 2010.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams. In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions.

The following forward foreign currency contracts were open as at 31 March 2008.

Sell US Dollar	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
\$17,820,000	€ 12,322,215	€ 1,052,293
Sell Japanese Yen		
358,200,000	€ 2,382,382	€ 106,218
Sell Australian Dollar		
\$2,080,000	€ 1,202,401	€ 2,447
		€ 1,160,958

19 Guarantee under Irish Companies (Amendment) Act, 1986

Under Section 17 of the Irish Companies (Amendment) Act, 1986 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and consequently, Daiwa Securities Trust Europe Limited, has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 31 March 2009, in accordance with Section 17 of the Act.

20 Contingent liabilities

The Company is in receipt of grant assistance in respect of certain employment costs. The Company is contractually liable to repay all or part of the grant assistance in the event of certain conditions not being fulfilled on an ongoing basis.

21 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 24 June 2009.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされ、かつ、受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する取引をファンドのために行うことはできません。

管理会社、投資運用会社、受託会社および各社の関連会社、執行役員および受益者（総称して「関係者」といいます。）は、時にファンドの運用との利益相反を引き起こすその他の金融取引、投資活動および専門的活動に参加し、または参加することができます。かかる活動には、その他のファンドの運用、証券の売買、投資運用相談、仲介業務、受託業務、保管業務、その他のファンドもしくは企業（ファンドの投資先企業を含みます。）の取締役、執行役員、顧問もしくは代理人としての業務などを含みます。特に、投資運用会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドの投資運用または投資助言に参加する可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある場合、投資機会の配分の際して、ファンドとその他のクライアントとの間で公正に活動するものとします。各関係者は、彼らが関与する可能性のある活動によりそれぞれの業務活動に支障が生じないことを確認します。利益相反が発生した場合、管理会社の取締役会は受益者の利益に適うよう公正に解決するべく努力するものとします。関係者がソフト・コミッション契約を締結する場合、関係者は

- かかる契約の相手方当事者またはブローカーがファンドに最善の履行を提供することに同意していること、
 - かかる契約の利益は、ファンドにサービスを提供する上での助けとなること、
 - ファンドに関して発行される定期的報告書の中で十分に開示されていること、
- を確認しなければなりません。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびIFSAの承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、IFSAによって承認された別のアイルランドの会社に更改および譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、アイルランド高等法院の命令により、または株主総会の特別決議によって解散されます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「投資運用会社」)

資本金の額

2009年12月末日現在、2.00英ポンド(約288円)(普通株式)および343,000米ドル(約3,227万円)
(非累積的優先株式)

事業の内容

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、顧客のニーズに合わせたサービスをグローバルに提供する総合金融サービス会社として、業界トップクラスの幅広い品揃えを誇る金融商品および多様な関連投資顧問会社を通じた優れた実績を提供しています。さらに、ハイレベルのクライアント・サービスを、卓越した販売インフラを通じて世界各地のあらゆる市場層に属する顧客に提供しています。モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、企業、政府、金融機関および個人など、大規模かつ多種多様な顧客グループにそのサービスを提供しています。2010年3月31日現在、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが管理および/またはアドバイザー業務を行う資産の総額は約2,620億米ドルにのぼっています。

(2) ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド

(Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)(「受託会社」)

資本金の額

2010年4月末日現在、2.5ユーロ(約311円)および12万英ポンド(約1,731万円)

(注)ユーロの円貨換算は、平成22年4月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.48円)によります。

事業の内容

ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド(登記上および営業上の住所 - アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社です。最終的親会社は株式会社大和証券グループ本社であり、信託業務を行っています。その負債および債務は、ダイワ・セキュリティー・トラスト・ヨーロッパ・リミテッドが発行する保証状により保証されています。

(3) 大和証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2010年4月末日現在、1,000億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいます。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っています。

2【関係業務の概要】

- (1) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(「投資運用会社」)
投資運用会社として管理会社に対してファンドに関する投資運用業務を提供します。
- (2) ダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッド
(Daiwa Europe Trustees Ireland Limited)(「受託会社」)
信託証書に基づき、受託業務、ファンド資産の保管業務および支払業務を行います。
- (3) 大和証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)
日本におけるファンド証券の募集に関し、代行協会員業務および販売業務を行います。

3【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は株式会社大和証券グループ本社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法（「1972年ユニット・トラスト法」）の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく通達（「1990年ユニット・トラスト法」）により代替された。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611EEC）（「1985年通達」）を履行して、施行された。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。

1985年通達の改正は、2002年2月13日に効力が発生した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が効力を生じた。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）改正規則（法令2003年第212号）により変更されたUCITS規則に基づき、商品通達はアイルランドにおいて規則として施行された（以下それぞれを「アイルランド商品規則」といい、UCITS規則およびアイルランド管理規則（下記に定義される。）とともに「アイルランド規則」と総称する。）。

EU加盟国は2002年2月13日現在で設定されていたUCITSについて「グランドファーザー条項」を規定することができ、アイルランド商品規則はグランドファーザー条項を含んでいた。アイルランド商品規則は二重制度を定めており、このためUCITS規則に基づく制度は、2007年2月13日までのアイルランド商品規則遵守の最終期限を過ぎるまで、アイルランド商品規則下の制度と併用されていた。

2002年2月13日までに設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならなかったが、当該日前にアイルランド商品規則に従うこともできた。2002年2月13日後に設定されたUCITSは、2004年2月13日までに新制度に従わなければならなかった。アイルランド商品規則が制定されてから2004年2月13日までに設定されたUCITSは、直ちに新制度に従うかまたは2004年2月13日までに従うか選択することができた。

2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第2回改正（法令2003年第497号）により変更されたUCITS規則（アイルランド商品規則により改正済）に従い、アイルランドにおける規則の方式で管理会社通達が行われている。2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第2回改正（法令2003年第497号）は、2003年11月21日、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第3回改正（法令2003年第623号）により変更され、2003年12月22日、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第3回改正（法令2003年第623号）は、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則第4回改正（法令2003年第737号）（これらを包括的に「アイルランド管理規則」といい、UCITS

規則およびアイルランド商品規則とともに「アイルランド規則」と総称する。)により廃止された。

1985年通達に基づき2004年2月13日前に認可された管理会社は、アイルランド管理規則上、認可されているとみなされたが、管理会社は、当該業務を引きつぐため、(アイルランド規則第17条および付属書類6に規定されるように)アイルランド規則第15条Aに定められたものと同等の条件に従わなければならなかった。2004年2月13日前に認可された管理会社で、上記に含まれないものは当該業務を継続することができたが、かかる管理会社は、2007年2月13日までに、また適用される要件に従い、アイルランド規則の規定に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなければならなかった。2004年2月13日前に認可された自己運用型の会社型投資信託もまた、UCITS規則に基づき当該業務を継続することができたが、かかる会社型投資信託は、2007年2月13日までに、適用される要件に従い、アイルランド管理規則に従い当該業務を継続するための適切な認可を取得しなければならなかった。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- (a) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つUCITS規則またはアイルランド規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託(以下「UCITS」という。)
- (b) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「NON-UCITSの契約型投資信託」という。)
- (c) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- (d) 1990年会社法パートXIII(改正済)により認可される会社型投資信託
- (e) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定されるNON-UCITSの一般契約型投資信託

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合(「EU」)のいずれか一つの加盟国(「EU加盟国」)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、1985年通達(改正済)が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) UCITS規則第3条(2)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(5)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しに相当すると見做される。

アイルランド商品規則は、UCITS規則第3条(2)(a)を削除して以下と差し替えることにより、同第3条(2)(a)を変更している。

- (a) 公衆から調達した投資元本を(i)譲渡性のある証券および(ii)規則第45条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託

アイルランド商品規則はさらに、UCITS規則における「譲渡性のある証券」の定義を変更し、短期金融市場証券の定義を以下のように定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第48条Aに記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当するその他の証券(「株式」)
- 債券およびその他の形態の証券化債務(「債務証券」)
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

(B)(1) アイルランド規則第3条(5)は、同条(2)の定義に該当するが、アイルランド規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) EUまたはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(2) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- () 契約型投資信託 (Unit Trusts)
- () 有限責任組合理型投資信託 (Investment Limited Partnership)
- () 会社型投資信託 (Investment Companies)
 - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
 - (b) 固定資本を有する会社型投資信託
- () 一般契約型投資信託 (Common Contractual Fund)

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託はアイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託はアイルランド規則および1963 - 2005年アイルランド会社法（以下「会社法」という。）に従い、NON-UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきファイナンシャル・レギュレーター（the Financial Regulator）（以下「アイルランド金融規制当局」という。）が発行した通達に従って設定することができ、NON-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は1990年会社法パートXIII（改正済）および同法に基づきアイルランド金融規制当局が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合法および同法に基づきアイルランド金融規制当局が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

- (C) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法（改正済）に定められている。
- (2) UCITSおよびNON-UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびNON-UCITSの認可された一般契約型投資信託およびNON-UCITSの認可された有限責任組合理型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者 / 受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者 / 受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者 / 受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者 / 受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。当該「代替手続き」はアイルランド税務当局による承認手続き中である。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主 / 受益者がいない場合およびこれに関して各株主 / 受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則第6条に従って認可されたUCITS契約型投資信託、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パートXIII（改正済）に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合法に基づく有限責任組合理型投資信託および2005年法に基づくNON-UCITSの一般契約型投資信託についてはアイルランド金融規制当局が規制している。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

契約型投資信託は、共有資産（「ファンド」）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、またNON-UCITS型ユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストの場合にはアイルランド規則第63条の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストに関しては、アイルランド規則第59条に基づいている。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS型ユニット・トラストに関する諸規則

アイルランド規則第11条および第13条により、一定の要件およびアイルランド金融規制当局による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されること。
 - () ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - () 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - () 分配方針
 - () 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - () 公告に関する規定
 - () ファンドの会計年度
 - () 信託証書変更手続
 - () 受益証券発行手続
 - () 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

(I) UCITSの投資制限

2002年2月13日以前に設定されたUCITSは、2007年2月13日までにアイルランド商品規則に従わなければならない。2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならない。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、設定時に本新制度に従わなければならない。2002年2月13日以前に認可された「グランドファーザー条項」の規定を利用するファンドの投資制限は、UCITS規則第7章に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

- (a) UCITSは、() EU加盟国の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券、() EU加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券、() EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券(ただし、証券取引所もしくは市

場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする)、および() 発行後間もない譲渡性のある証券で(a) 証券取引所への上場申請の約定または、定期的に取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする)、かつ(b) かかる上場または取引が発行から1年以内に保証されている譲渡性のある証券を除く譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。UCITSは、上記()に記載された発行後間もない譲渡性のある証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。かかる制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資に関しては適用されない。ただし、以下の場合を除く。

- 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合、
- 当該証券が流動性のない証券でない場合、すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができるとき。

(b) UCITSは、その性質上、譲渡性のある証券と同様と見做され、とりわけ譲渡性、換金性があり、いつでも(少なくとも月に二度)正確に評価額が決定される債務証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、アイルランド金融規制当局は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

(c) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。

(d) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。

(e) UCITSは、アイルランド金融規制当局が定める条件に従い、かつその定める制限の範囲内で譲渡性のある証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。

(f) UCITSは、その資産と負債の管理において為替リスクに対する保護を目的とした技法および手段を用いることができる。

(g) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

(h) 会社型投資信託、または管理会社が運営し、UCITS規則に規定するすべての契約型投資信託に関連して行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することができない。

(注) 上記(g)の制限にもかかわらず、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券に、UCITSはその資産の35%まで投資することができる。

UCITSはEU加盟国にその登記上の事務所をおき、法により債券所持人を保護するための特別な公的監督に服する信用機関が発行する債券に、純資産総額の25%まで投資することができる。

ただし、UCITSが単一の発行体が発行するかかる債券にその資産の5%を超えて投資する場合は、かかる投資の総額はUCITSの資産の80%を超えてはならない。

アイルランド金融規制当局は、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する複数の譲渡性のある証券に、その資産の100%を限度としてリスク分散の原則に従い投資する権限を、UCITSに付与することができる。

かかる場合、UCITSは、(a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または約款に明記しなければならず、また(c) アイルランド金融規制当局の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書および販売促進文書に含まなければならない。

(i) UCITSは、UCITS規則第3条(2)に規定されたオープン・エンド型の他の投資信託の受益証券にそ

の資産の5%を超えて投資することができない。

(注) 同一の管理会社によって管理されている契約型投資信託、または管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係に有する他の会社によって管理されている契約型投資信託の受益証券への投資は、その信託証書に従い特定の地域または経済分野への投資を専門としている投資信託で、かかる投資がアイルランド金融規制当局に認可されている場合にのみ認められる。

管理会社は、当該投資信託の資産が同一の管理会社によって管理されているかまたは共通の管理・支配もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社によって管理されている他の契約型投資信託の受益証券に投資される場合、当該投資信託の取引に関しては、報酬またはその他の費用を請求してはならない。

(j) UCITSは、同一発行体の発行する無議決権株式の10%を超えて取得することができない。

(k) UCITSは、同一発行体の発行する債務証券の10%を超えて取得することができない。

(l) UCITSは、UCITS規則第3条(2)が適用される単一の他のUCITSの受益証券の10%を超えて取得することができない。

(注) 上記(k) および(l) の制限は、取得時において債務証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。上記(h)、(j)、(k) および(l) の制限は、UCITS規則の定める一定の場合は適用されない。

(m) UCITSは、会社型投資信託または契約型投資信託のいずれの場合でも、その資産の10%を限度として借入れをすることができるが、借入れは暫定的なものとする。

(n) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができるが、これはUCITS規則で定める借入れには該当しない。

(o) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、第三者のために貸付を行うかまたは保証をしてはならない。

(注) 上記制限は、UCITSが全額払込済ではない譲渡性のある証券を取得することを妨げない。

(p) 管理会社または契約型投資信託を代表する受託会社は、譲渡性のある証券の空売りを行ってはならない。

2002年2月13日以降に設定されたUCITSは、2004年2月13日まではアイルランド商品規則に従わなければならない。2004年2月13日以降に設定されたUCITSは、アイルランド商品規則に規定される投資制限に従わなければならない。アイルランド商品規則に基づき認可された投資対象は以下のとおりである。

(a) UCITSは、以下の譲渡性のある証券および短期金融市場証券以外の流動性のある証券および短期金融市場証券に、その資産の10%を超えて投資することはできない。

() 通達(93/22/EEC)第1条(13)に該当する規制された市場に上場されているかもしくはかかる市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券

() EU加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券

() EU非加盟国の証券取引所に上場されているか、EU非加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。)

() 発行後間もない譲渡性のある証券で(a)証券取引所への上場申請の約定または、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれており(ただし、証券取引所もしくは市場の選択はアイルランド金融規制当局によって承認されているかまたは信託証書もしくは会社型投資信託の定款に規定されているものとする。)、かつ(b)かかる上場または取引が発行から1年以内に保証されているもの

(b) EU加盟国に所在すると否とに関わらず1985年通達(1988年3月22日理事会通達(88/220/EEC)、1995年6月29日付欧州議会および理事会通達(95/26/EC)、および2002年1月21日付欧州議会および理事会通達(2001/108/EC)によって改正済)(以下「本通達」)に従い認可されたUCITSおよび/またはアイルランド商品規則第3条(2)(a)および(b)に該当するその他の投資信託の受益

- 証券（ただし、(1) かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド金融規制当局がみなす監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、(2) 他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同様であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則がUCITS通達の要件と等しいものとし、(3) 他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、(4) 取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その規則または設立証書に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。)
- (c) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月未満の金融機関への預金（ただし、当該金融機関はEU加盟国に登記上の事務所を置いているものとし、またはその登記上の事務所がEU非加盟国に所在している場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド金融規制当局がみなす慎重な規則に服するものとする。)
- (d) 上記（ ）、（ ）および（ ）に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに / または店頭市場で取引される金融派生商品（「OTC派生商品」）（ただし、(1) 裏付け商品は、本(a) 項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または基本定款および通常定款ならびに目論見書に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、(2) OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド金融規制当局の承認したカテゴリーに属するものとし、(3) OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。)
- (e) 規制された市場で取引されるものを除く、アイルランド商品規則で定義された短期金融市場証券（ただし、当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されているものとする。さらに当該証券は(1) EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、EU非加盟国または連邦国家の場合に連邦を構成する一メンバーまたは一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、(2) その証券が上記（ ）、（ ）または（ ）に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、(3) 共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であると監督当局のみなす慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、(4) アイルランド金融規制当局の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記(1)、(2) または(3) に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに通達（78/660/EEC）によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。)
- (f) UCITSは、事業のために必要な不動産および動産を取得することができる。
- (g) UCITSは、貴金属または貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (h) UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。
- (i) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いなければならない。管理会社または会社型投資信託は、アイルランド金融規制当局に対し定期的に、またアイルランド金融規制当局が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。

UCITSは、（一般的にまたは特定のUCITSについて）アイルランド金融規制当局が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および制限はアイルランド商品規則で規定された条項と一致しなければならない。

かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。

(j) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。

エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。

UCITSは、その投資方針の一環として、またアイルランド規則第49条に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に投資することができるが、裏付資産のエクスポージャーは総額で、アイルランド規則第49条に規定される投資制限を超えないものとする。UCITSが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、かかる商品はアイルランド規則第49条に規定される制限と合算する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融市場証券が派生商品を組み込んでいる場合、派生商品は、アイルランド規則の要件を遵守する際には、考慮されなければならない。

(k) () UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。

本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。

() UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。

() OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。

- 取引相手方がアイルランド商品規則第45条(h)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
- その他の場合、その資産の5%

(l) (k) 項に規定される個別制限に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。

- 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
- 預金
- OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー

(m) アイルランド金融規制当局は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている場合、(k) 項第一文に規定された10%制限を最大35%まで引き上げることができる。

(n) (k) 項および(l) 項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券所持人を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払に優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を(n) 項に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。

アイルランド金融規制当局は、加盟国で有効な(k) 項に記載される法律および監督上の取決めに従い、(k) 項に規定される基準に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。

(o) (m) 項および(n) 項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(k) 項に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。

(k) 項、(l) 項、(m) 項および(n) 項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(k) 項、(l) 項、(m) 項および(n) 項に従い同一の発行体により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券または(k) 項、(l) 項、(m) 項および(n) 項に従い実行される預金もしくは派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。

通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、本条に規定される制限の計算上、同一発行体とみなされる。

EU加盟国は、20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への累積投資を認めることがあるが、かかる投資はアイルランド規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

(p) アイルランド規則第53条、第54条および第55条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド金融規制当局により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を模写することを目指す場合、(k) 項の制限は、同一発行体の株式および/または債務証券への投資について20%まで引き上げられる。

- 指数の構成が十分に分散されていること
- 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしていること
- 指数が適当な方法で公開されていること

アイルランド金融規制当局は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、(k) 項に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。

(q) 受益者がアイルランド規則第49条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同様の保護を受けていることをアイルランド金融規制当局が納得している場合、アイルランド金融規制当局は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授権することができる。

かかる場合、UCITSは、(a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国家、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書または定款に明記しなければならず、また(c) アイルランド金融規制当局の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国家、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書および販売促進文書に含まなければならない。

(r) UCITSは、UCITSおよび/またはアイルランド規則第45条(e) に規定されるその他の投資信託の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、同一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。

UCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、アイルランド規則第49条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。

UCITSが、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係にある他の会社により管理されている他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に投資する場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料ま

たは買戻し手数料を請求することはできない。

その資産の相当部分を他のUCITSおよび/または投資信託に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSおよび/または投資信託に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSは、その年次報告書において、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSおよび/または他の投資信託に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。

(s) () UCITSは、同一発行体の無議決権株式の10%を超えて取得することができない。

() UCITSは、同一発行体の債務証券の10%を超えて取得することができない。

() UCITSは、アイルランド規則第3条(2)(a)項および(b)項に該当する単一のUCITSおよび/または他の投資信託の受益証券の25%を超えて取得することができない。

() UCITSは、同一発行体の短期金融市場証券の10%を超えて取得することができない。

(注) 上記()、()および()の制限は、取得時において債務証券もしくは短期金融市場証券の総額または発行済証券の総額が計算できない場合は、これを無視することができる。

() NON-UCITSの投資信託の投資制限

NON-UCITSのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている。

(a) NON-UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じてアイルランド金融規制当局により課せられることがある。

(b) NON-UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。NON-UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。

() ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。

() ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。

() 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。

(aa) EUの信用機関

(bb) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)により認可された銀行

(cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「パーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)によって認可されている銀行

(dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行

(ee) 受託会社

(ff) 受託会社に随時関係する会社

() 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体とみなされる。

(c) NON-UCITSの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。

(d) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

(e) NON-UCITSの契約型投資信託は、アイルランド金融規制当局の認可を条件に国家、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国家がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。

(f) NON-UCITSの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。

() ファンドの純資産の20%までの投資であること。

- () NON-UCITSの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
- () 他の投資信託の受益証券に投資したことによりNON-UCITSの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該NON-UCITSの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

(5) 管理会社

- () (A) () UCITS規則第16条、第17条および第22条ならびにアイルランド金融規制当局のUCITSに関する通達により、UCITSの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
 - (a) () アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
 - () 常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持していること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
 - () 契約型投資信託および会社型投資信託の管理ならびに管理会社の保有財産を管理するための付随的な業務以外の業務に従事しないこと。
 - () 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立に受益者の利益のみのために行われなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任しないこと。
 - () 管理会社の取締役は、管理会社が業務を提供するUCITSの受託会社の取締役を兼任してはならないこと。
 - () 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。
 - () 管理会社の取締役の任命はアイルランド金融規制当局の事前の承認を要すること。取締役の解任は直ちにアイルランド金融規制当局に通知しなければならないこと。
 - () (A) () アイルランド管理規則第17条により、UCITSの契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
 - (a) () アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
 - () 最低125,000ユーロの当初資本額を有すること。
 - () 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有すること。管理会社の業務遂行は、かかる条件を満たす最低二名の者が決定しなければならないこと。
 - (b) 上記(a) () に基づき、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は直ちにアイルランド金融規制当局に通知しなければならないこと。
 - (c) () 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド金融規制当局は、かかる関係がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うこと。
 - () 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド金融規制当局は、認可を拒否すること。
 - () 本パラグラフにおいて、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有すること。
 - (d) 管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供しなければならないこと。
 - (e) 上記(d)に関わらず、当初資本金と(d)に基づき管理会社が保持するべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないこと。
 - (f) 上記(d)に関わらず、管理会社の自己資金は、1993年3月15日の理事会通達(93/6/EEC)別紙IVの条項に従いアイルランド金融規制当局が定めた額を下回らないものとする。

- (g) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(d)に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はないこと。
- (h) 上記(g)の金融機関または保険会社は加盟国に登記上の事務所を置くことを要するが、非加盟国にその登記上の事務所を置くこともできること。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド金融規制当局が判断した慎重な規則に従わなければならないこと。
- (i) 上記(d)において、下記のポートフォリオが管理会社のポートフォリオとみなされること。
- 管理会社が運用するユニット・トラストおよび契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
 - 管理会社がその管理会社として指定された会社型投資信託
 - 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (j) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に明記された条件の継続的な遵守を監視するためアイルランド金融規制当局が要求する情報の提供を管理会社に義務づけること。
- (k) 管理会社は、許可を取得次第速やかに業務を開始できること。
- () (B) アイルランド規則第16条および付属書類5により、管理会社は以下の業務を行うことができる。
- (a) アイルランド規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、アイルランド規則により付与されたUCITSの運用ならびにアイルランド規則が適用されないその他の投資信託および管理会社が慎重な監督に服するが、UCITS通達に基づき別の加盟国の市場で販売され得ない他の投資信託の運用を除き、いかなる業務にも従事することができない。
- (b) 契約型投資信託および会社型投資信託の運用業務は以下を含むが、これらに限定されない。
- 投資運用
 - 管理
 - (aa) 法律上およびファンド運用上の計算業務
 - (bb) 顧客の照会
 - (cc) 評価およびプライシング(所得申告を含む。)
 - (dd) 規制遵守の監視
 - (ee) 受益者名簿の保管
 - (ff) 収益の分配
 - (gg) 受益証券の発行および買戻し
 - (hh) 契約の決済(券面の発送を含む。)
 - (ii) 記録の保管
 - マーケティング
- (c) 管理会社は、投資信託の運用の他、以下の追加業務を提供できる。
- 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が得有するものを含む証券ポートフォリオの運用(当該ポートフォリオが投資業務通達の添付書類Bセクションに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合)
 - 非中核業務として、
 - (aa) 投資業務通達の添付書類Bセクションに挙げられた一または複数の投資証券に関する投資助言
 - (bb) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (d) 管理会社は、上記(c)()に規定された業務の提供のみを目的としては認可されない。
- (e) 管理会社は、上記(c)()の業務の提供を授権されている場合、(c)()に挙げられた非中核業務のみを提供することができる。
- (f) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社が、その維持する資本の水準についてアイルランド金融規制当局がその時々課する条件または要件を遵守するよう要求する。かかる条件または要件を課する場合、アイルランド金融規制

当局は、1993年3月15日付理事会通達(93/6/EEC)および1993年5月10日付理事会通達(93/22/EEC)を考慮する。

- (g) アイルランド金融規制当局は、慎重な規則およびアイルランド規則の付属書類8に規定される業務遂行規約を随時作成し発表するものとし、アイルランド規則第16条(3)に規定された業務を提供する管理会社はこれらを常に遵守する。
- (h) アイルランド金融規制当局は、随時、必要と判断する場合には、顧客の資金および投資証券についてアイルランド規則第16条(3)に規定された業務の提供を認可された管理会社に対し、アイルランド規則の付属書類7の規定による要件を課することができる。
- (i) 上記(c)()に規定された業務の提供を認可されている管理会社は、顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託の受益証券または会社型投資信託の証券に投資してはならない。
- () (C) () 投資業務通達第7条がアイルランド規則に基づき管理会社の規則に適用される。ただし、第7条の「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈され、第7条(2)の「投資サービスの提供」との表現は「業務の提供」と解釈される。
- () () アイルランド金融規制当局は、UCITSが第三国での受益証券の販売において遭遇する一般的困難について委員会に通知する。
- () (D) () アイルランド金融規制当局は、授権された管理会社が常にアイルランド規則第15条Aおよび第17条に定められた条件を遵守することを要求する。
- () () 管理会社の自己資金はアイルランド規則第17条に定められたレベルを下回ってはならない。
- () () ただし下回った場合には、アイルランド金融規制当局は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。
- () (E) () 管理会社の適格保有は、1993年5月10日付理事会通達(93/22/EEC)第9条で定められた規則に従うものとする。
- () () アイルランド規則において、1993年5月10日付理事会通達(93/22/EEC)第9条に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
- () (F) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- 特に、アイルランド金融規制当局は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
- (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその源泉、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
- (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。ただし、支店が設立された場合、設立のアレンジは、利益相反をカバーするためにホスト加盟国が定めた業務遂行規約と相反してはならない。
- () (G) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) アイルランド金融規制当局は適切な方法でその旨を承知していること。
- (b) 委任は、管理会社に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行為することまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
- (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監

督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。

- (d) 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド金融規制当局と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- (i) UCITSにより発行される目論見書は、管理会社が委任を認められている職務のリストを記載すること。

管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

- () (H) アイルランド規則第5部第4章により、他の加盟国に支店を設置し、業務および情報を提供する権利が存在する。
- () (I) アイルランド規則第17条Jは、他の加盟国で認可された管理会社に適用される規定を定めている。
- () (J) アイルランド規則の付属書類6は、管理会社の認可に係る要件および義務を以下のように規定する。
 - (1) 認可の申請は、アイルランド金融規制当局が随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載すること、および上記の一般性を侵害することなく、アイルランド金融規制当局が以下に関連して要求する詳細事項または情報を記載すること。
 - (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者で、その株式保有または申請中の管理会社とのその他の商業関係が申請中の管理会社の業務遂行に重大な影響を及ぼす可能性がある自然人または法人を含む。
 - (c) 申請中の管理会社の基本定款および通常定款
 - (2) 申請中の管理会社は、アイルランド金融規制当局に対し以下を充足しない限り、アイルランド金融規制当局から認可されないこと。
 - (a) 申請中の管理会社が会社法に基づき設立された会社であり、その業務がアイルランド規則の要件に従った方法で実行されることを確保するための手配を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款及び通常定款には、アイルランド規則に従い、かつアイルランド金融規制当局が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にする妥当な条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド金融規制当局により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド金融規制当局がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド金融規制当局が指定する情報を提供されることを可能とするため手順を確立しており、またこれに従う予定であること。

- (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド金融規制当局により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
- (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ整然と規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド金融規制当局が必要とみなすその他の事項
- (3) アイルランド金融規制当局は、認可管理会社が維持すべき資本レベルについて、その時々条件または要件を課することがあり、またアイルランド規則および1995年投資仲介業法(改正済)に規定された資本要件を考慮する。
- (4) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド金融規制当局から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド金融規制当局を納得させない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド金融規制当局は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ整然とした規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- (6) アイルランド規則に基づきアイルランド金融規制当局により付与される認可は、認可管理会社が提供するべき業務の種類を特定する。
- (7)(a) アイルランド金融規制当局は、非常に多くの者に対し、アイルランド規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド金融規制当局は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、アイルランド規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はアイルランド規則に従い実行される。
- (8) アイルランド金融規制当局は、以下の管理会社を認可する前に関係する他の加盟国の管轄当局と協議する。
- (a) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国で認可された別の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9)(a) 管理会社について、アイルランド金融規制当局は、関係する管理会社の母国とホスト加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、UCITS通達に規定されているアイルランド規則を適用し、アイルランド規則の関係条項はこれに準じて解釈される。
- (b) アイルランド規則の条項に従い、管理会社は、() 管理会社の適正かつ整然とした規制および監督、ならびに() 投資家もしくは顧客または両者の保護のいずれかまたは両方を目的にアイルランド金融規制当局により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守する。
- (10) アイルランド金融規制当局は、アイルランド規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、アイルランド規則に基づきアイルランド金融規制当局が納得するように監督され得るように、アイルランド金融規制当局により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するよう申請中の管理会社または認可管理会社に要求することができる。
- () 1990年ユニット・トラスト法およびNON-UCITSに関する通達の下で登録された、NON-UCITSの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
- (b) 常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド金融規制当局が判断

すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン（留置権）または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

(c) 契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

(6) 受託会社

() 信託証書に定められる受託会社は、信託証書に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

(a) 契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却がアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法（いずれか適用あるもの）および信託証書に従って遂行されるようにすること。

(b) 受益証券の価格がアイルランド規則（UCITSの契約型投資信託の場合）および信託証書に従い計算されるようにすること。

(c) 管理会社の指示をアイルランド規則もしくは1990年ユニット・トラスト法（いずれか適用あるもの）または信託証書に抵触しない限り実行すること。

(d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。

(e) ファンドの収益がアイルランド規則（UCITSの契約型投資信託の場合）および信託証書に従って充当されるようにすること。

(f) 各年次計算期間における契約型投資信託の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、(i) 信託証書およびアイルランド規則または1990年ユニット・トラスト法（いずれか適用あるもの）により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ(ii) その他については信託証書の条項およびアイルランド規則を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。

(g) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。

() UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。

(a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること、かつ、

(b) () 払込資本金がアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない、加盟国で認可された金融機関であること、または、

() 払込資本金がアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の加盟国に設置された支店であること、または、

() 加盟国内の会社であり、かつ、

(aa) 金融機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。

(bb) アイルランド金融規制当局によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること（ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること）。

(cc) アイルランド規則第19条(2)の(a)、(b)、(c)()または(c)()に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド金融規制当局によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド金融規制当局の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること)。

(c) 受託会社はアイルランド規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。

(d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。

() 受託会社は、常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。

受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

財源(返済金を含む。)の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド金融規制当局の承認を得ること。

上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「UCITS通知」の一部を構成する。

() 受託会社の取締役または代理取締役の任命はアイルランド金融規制当局から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド金融規制当局に通知すること。

() 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。

() 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。

() 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書はアイルランド金融規制当局に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

() 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたNON-UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。

(a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。

(b)() 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。

() 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関のアイルランドで設立された支店であること。

() EU加盟国で設立された会社で、

(aa) 1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。

(bb) アイルランド金融規制当局によって、1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。

(cc) 上記()、()、() (aa) および() (bb) に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド金融規制当局によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込資本金を有していること)。

(c) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、アイルランド金融規制当局の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド金融規制当局に対応しなければならない。

(d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。

() 受託会社は、常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。

財源(返済金を含む。)の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド金融規制当局の承認を得ること。

上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。随時変更される本書は、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。

() 受託会社の取締役の任命はアイルランド金融規制当局から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド金融規制当局に通知すること。

() 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。

() 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。

() 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書はアイルランド金融規制当局に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド金融規制当局の認可および監督に服し、アイルランド金融規制当局はこれらに条件を付すことができる。

(C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、NON-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド金融規制当局の認可および監督に服する。

(D) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはNON-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面またはプレミアム付で発行することができる。

() 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは(1995年8月1日以降は)NON-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド金融規制当局に届出て、アイルランド金融規制当局の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1か月に最低2回とする。)。アイルランド金融規制当局は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、NON-UCITS型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド金融規制当局が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてNON-UCITSのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー/開発キャピタル手段として設立されている場

合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、UCITSではないVCCに適用されない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびNON-UCITS型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 会社型投資信託

(A)(a)() アイルランド金融規制当局は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについてその各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

() 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド金融規制当局に通知しなければならない。

(b) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

(c) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

(a) アイルランド金融規制当局は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

() 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

() 会社型投資信託が、アイルランド金融規制当局に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

() 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第36条A(1)に基づきアイルランド金融規制当局が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合

(b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド金融規制当局は、かかる関係がアイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。

(c) アイルランド金融規制当局はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド金融規制当局の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

(d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。

(e) 本規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第85条(3)(b)で定められる意味を有する。

(C) 業務の委任

(a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、

() アイルランド金融規制当局は適切な方法でその旨の通知を受けていること。

() 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行為することまたは会社型投資信託が投資家の最善の利

益のために運用されることを妨げてはならないこと。

- () 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
 - () 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド金融規制当局と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - () 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われなければならないこと。
 - () 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - () 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - () 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - () 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D)(a) アイルランド金融規制当局は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド金融規制当局は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその源泉、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

() 関係法人

(a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第37条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第40条および第41条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド金融規制当局の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- () 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- () 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記()または()の場合に該当する会社型投資信託は、(aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド金融規制当局に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3.(A)(6)() (a) から(g)に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、(c) 1990年ユニット・トラスト

法の記載は、1990年会社法のパートXIII(改正済)またはアイルランド規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

() アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

() 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

() 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、UCITSではないVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記事

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記事

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

() アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

() アイルランドにおける投資信託の認可

(a) アイルランド規則第9、10および11条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

() 次の投資信託はアイルランド金融規制当局から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

(bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。

() アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。

- (b) アイルランド金融規制当局の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第6条により UCITSの監督権がアイルランド金融規制当局に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件
- アイルランド規則第74条および77条は、ファンドに、簡略目論見書、完全目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。
- アイルランド規則第74、76、78、80、81および82条は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
- () UCITSは簡略目論見書、完全目論見書およびかかる目論見書の変更、年次報告書および半期報告書をアイルランド金融規制当局に提出しなければならない。
 - () 簡略目論見書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
さらに、完全目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書が請求に応じ無料で申込人に提供される。
 - () 年次報告書および半期報告書は、完全・簡略目論見書に特定される場所で、またはアイルランド金融規制当局が承認したその他の手段により一般公衆に入手可能とされなければならない。
 - () 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。
- (d) アイルランド規則によるその他の要件
- () 公募または売出しの申請
アイルランド規則第10条(1)は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド金融規制当局の認可を受けなければならない旨規定している。
 - () 信託証書または定款の事前承認
アイルランド規則第11条(1)は、UCITSは、アイルランド金融規制当局が信託証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
 - () 管理会社および会社型投資信託による事前遵守
アイルランド金融規制当局は、管理会社または会社型投資信託がアイルランド規則に定められた前提条件を遵守しない場合には、UCITSの認可を行わない。
 - () 受益証券の販売活動
アイルランド金融規制当局は、UCITSが加盟国における受益証券の販売活動を法律により禁止されている場合(ファンド規則または設立証書の条項に従う場合を含む。)にはUCITSの認可を行わない。
 - () 外国において使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて監督官庁に提出された場合、事前承認を要する。
アイルランド金融規制当局の監督に服する投資信託がアイルランドの国外で公募または売出しを行う場合に使用されるすべての目論見書および財務報告書は、アイルランド金融規制当局に提出することを要する。これらの訂正書についても、同様である。
これらの文書には、アイルランドの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。登録申請書および定期報告書もまたアイルランド金融規制当局に提出することを要する。
 - () 完全/簡略目論見書の記載内容
管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての確かな情報に基づいた判断を行えるようになるための必要情報を含まなければならない。リスクについては、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。完全目論見書は少なくともアイルランド規則の付属書類1に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。
簡略目論見書は、アイルランド規則の付属書類4に規定された主要情報を要約の形で含み、平均

的投資家が容易に理解できるように構成されかつ記載されなければならない。

簡略目論見書は、翻訳に関するものを除き変更を行わずにすべての加盟国で使用されるべき販売ツールとして用いることができる。アイルランド金融規制当局は、そのため、追加として別の書類または追加情報を請求できないことがある。

() 財務状況の報告および監査

アイルランド規則第85条は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授權された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド金融規制当局に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド金融規制当局が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

() 財務報告書の提出

アイルランド規則第99条は、アイルランド金融規制当局が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド金融規制当局がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

アイルランド規則は、アイルランド金融規制当局がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

() 罰則規定

アイルランド規則第106条に基づき、UCITSの会社型投資信託、管理会社、受託会社または監査人の役員もしくは従業員が、アイルランド規則の条項に違反した場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270.00ユーロ以下の罰金刑またはその両方に処される。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない株主または受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該株主または受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局よりの承認を受けようとする、「代替手続き」を行う義務がある。当該「代替手続き」はアイルランド税務当局による承認手続き中である。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法の変更については前々項を参照のこと。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(「IFSC」)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、アイルランドのファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。2010年金融法については前々項を参照のこと。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドの税金債務は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

(B) 法人税

アイルランドは世界で最も有利な法人税の環境にある国の一つである。EUに承認された法人税率は12.5%である。法人税は会社の利益に課税される。法人税上の「利益」は収益(事業または取引利益による労働所得および投資利益による受動所得)とキャピタル・ゲインにより構成される。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。

1．表面

- a．ファンドの名称
- b．ユニットの名称および表象される口数
- c．ファンドの設立の日
- d．存続期間
- e．発行の日
- f．取締役の署名

2．裏面

- g．譲渡人の署名欄
- h．譲受人の声明欄（アイルランド人および米国人でないこと）
- i．譲受人の署名欄
- j．譲渡の日

第5【その他】

該当事項はありません。

[次へ](#)

- 「立替費用」 受託会社に関して、信託証書に基づくダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの受託者としての職務に関連して受託会社が適正に負担したすべての立替費用をいい、配達料金、通信費、報酬（該当する場合）および信託証書に定める規定にしたがって受託会社が任命した副保管会社の現金立替費用、受託者としての職務またはダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズもしくはファンドの運営（設立を含みます。）およびそれらに付随し、または関係するすべての事項に関連して受託会社が負担したすべての出費、負担および費用、ならびに（設立を含めて）ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズまたは各ファンドに関連し、または起因して受託会社が負担したすべての裁判費用および専門家の費用、ならびに信託証書に定める規定に基づく受託会社の権限の行使または職務の履行に起因して受託会社が負担したすべての付加価値税などを含みます。
- 「販売会社」 大和証券及びその他目論見書追補に定められた金融商品取引業者または登録金融機関
- 「分配落日」 管理会社の判断にしたがって、ファンドの分配を宣言する日をいい、毎決算日（ただし、かかる日が営業日でないときは翌営業日）をいいます。
- 「分配期間」 管理会社の選択にしたがって、前回の決算日の翌日または前回の分配落日の翌日ならびにファンドの受益証券の当初発行の日から始まり、決算日または分配落日に終了する期間をいいます。
- 「課徴金」 個々の取引、売買または評価に関連して、ファンドの設立もしくは資産の増額、受益証券の設定、交換、売買もしくは譲渡、または投資証券の購入、購入計画、譲渡、売却もしくは交換、またはファンドの受益証券等を表象する券面等に関して、取引もしくは評価の際に、または取引もしくは評価の前に、支払うべきすべての印紙税およびその他の租税、政府課徴金、評価手数料、資産の運用報酬、代理人の報酬、仲介手数料、銀行手数料、振替料、登録料およびその他の料金をいい、受益証券の発行に際して代理人またはブローカーに支払う手数料を含みません。

「適用除外のアイルランド人投資家」	<p>現時点において以下の者をいいます。</p> <p>1997年連結税制法774条に定める意味における適用除外公認事業である年金基金、1997年連結税制法784条または785条が適用される退職年金契約または信託事業、1997年連結税制法706条に定める意味における生命保険業を営む会社、1997年連結税制法739条B(1)に定める意味における投資会社、1997年連結税制法737条に定める意味における特定投資ファンド、1997年連結税制法739条D(6)(f)(i)に定める者である慈善事業、1997年連結税制法734条(1)に定める意味における適格投資運用会社、1997年連結税制法731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト、1997年連結税制法734条(1)に定める意味における特定会社、保有する受益証券が承認済み退職年金または承認済み最小退職年金の資産である場合に、1997年連結税制法784条A(2)に基づき所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される者、1997年連結税制法848条Cに定める意味における特定貯蓄インセンティブ勘定の資産である受益証券に関して、1997年連結税制法848条Bに定める意味における適格貯蓄管理会社、受益証券がP R S Aの資産である場合に、1997年連結税制法787条Iにより所得税およびキャピタル・ゲイン税が免除される者、1997年信用組合法2条に定める信用組合、または租税法に基づき、もしくは書面の手続き、もしくは歳入委員会の譲許により、ファンドに租税が賦課され、またはファンドに関する免税措置が取り消される原因となることなく、受益証券を所有することが許可されている上記以外のアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家。</p> <p>ただし、1997年連結税制法スケジュール2Bに基づいて適当な法定申告を行っていることを条件とします。</p>
「特別決議」	<p>特別決議として提案され、投じられた賛成票または反対票の総数の75パーセント以上の多数によって特別決議として可決された決議をいいます。</p>
「ファンド」	<p>グローバルCBファンドをいいます。</p>
「仲介機関」	<p>現時点において以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者に代わって投資事業から支払いを受けることを事業とする者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。
「投資運用契約」	<p>2004年11月26日に管理会社と投資運用会社との間で締結された契約（2005年6月10日午前0時に効力が発生した2005年6月15日付の投資運用契約更改・変更契約により更改）をいいます。</p>
「投資運用会社」	<p>モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド</p>
「IF S R A」	<p>アイリッシュ・ファイナンシャル・サービス・レギュラトリー・オーソリティー</p>

「アイルランド居住者」	<p>現時点において以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、税務上、アイルランドの居住者である個人。 ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト。 ・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社。 <p>個人の場合は、特定の12カ月間の課税年度に関して、(1) かかる12カ月の課税年度中に183日間以上または(2) いずれかの連続する12カ月間の課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年12カ月の課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされます。アイルランドの居住日数を算定する際には、一日の終了時（深夜12時）までアイルランドに所在する場合に居住していると見なされます。</p> <p>トラストは、すべての受託者がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者です。</p> <p>会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくは二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合、または - 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないで見なされる場合。 <p>会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、1997年連結税制法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。</p>
「管理会社」	IF S R Aにより事前に認可されたダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよび各ファンドの管理会社としてのダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドまたは後継会社をいいます。
「EU加盟国」	欧州連合の加盟国をいいます。
「ファンドの純資産額」	信託証書の規定にしたがって、「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの純資産額をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	信託証書の規定にしたがって、「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの受益証券1口当たり純資産価格をいいます。
「通知」	IF S R Aから適宜出される通知。

「アイルランドの通常居住者」	<p>現時点において以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、税務上、アイルランドの通常居住者である個人。 ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの通常居住者であるトラスト。 <p>個人は、3年連続する課税年度中にアイルランドに居住していた場合に、4年目の課税年度の開始時からアイルランドの通常居住者となります。</p> <p>アイルランドの通常居住者である個人が、3年連続する課税年度に居住しなくなった場合は、3年連続する課税年度の終了時にアイルランドの通常居住者でなくなります。したがって、2004年1月1日から2004年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である者が次の課税年度にアイルランドを離れた場合、2007年1月1日から2007年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者です。</p> <p>トラストの通常居住の概念は幾分あいまいであり、トラストの税務上の居住地に関連しています。</p>
「公認取引所」	<p>本書の別紙2に記載するファンドが投資できる規制された証券取引所または規制された市場をいいます。</p>
「証券法」	<p>1933年米国証券法（改正済）をいいます。</p>
「受益証券」	<p>ファンドの資産に対する未分割受益権1口をいいます。</p>
「受益者」	<p>その時点でファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいいます。</p>
「追補」	<p>ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの各ファンドに関する情報を記載した英文目論見書の追補をいいます。</p>
「信託証書」	<p>2004年6月4日に管理会社と受託会社との間で作成された信託証書（2004年6月29日付信託証書第1追補および2005年6月28日に効力発生した2005年6月21日付信託証書第2追補により修正済）</p>
「受託会社」	<p>ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズおよび各ファンドの受託会社としてのダイワ・ヨーロッパ・トラスティーズ・アイルランド・リミテッドまたは後継会社をいいます。</p>
「アメリカ合衆国」または「米国」	<p>アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含む）ならびにアメリカ合衆国の属領、属国およびアメリカ合衆国の管轄権に服すその他すべての地域をいいます。</p>
「米国人」	<p>米国の居住者、米国においてもしくは米国の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップもしくはその他の法主体、または証券法に基づいて公布されたレギュレーションSに定める「米国人」の定義に該当する者で、証券法に基づくレギュレーションDルール501(a)に定義する「適格投資家」としての資格がない者をいいます。</p>

「評価時点」 当該取引日におけるダブリン時間での午前11時をいいます。

「VAT」 付加価値税をいいます。

別段の定めがない限り、本書で「10億」という場合は、100万の1,000倍を指し、「米ドル」または「米セント」とは米国のドルまたはセント、「ポンド」とは英ポンド、「豪ドル」とはオーストラリア・ドル、「カナダドル」とはカナダ・ドル、「ユーロ」とは欧州連合の単一通貨の法定単位を指します。

別紙 2

公認取引所

以下はダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストであり、IF S R Aの要求にしたがって記載します。IF S R Aは公認取引所および取引市場のリストを発表していません。管理会社はIF S R Aの要求にしたがって、以下のリストに取引市場を追加することができます。

非上場証券またはオープン・エンド型集合投資ファンドの受益証券への許可される投資を除き、投資は目論見書に記載する証券取引所および取引市場に制限されます。

() 以下の地域に所在する証券取引所または金融市場については制限はありません。

- E U加盟国
- 欧州経済地域（E E A）の加盟国（ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）
- 下記の国々
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - 香港
 - ニュージーランド
 - スイス
 - アメリカ合衆国

() 以下の市場については制限はありません。

韓国	韓国証券取引所
メキシコ	メキシコ証券取引所
トルコ	イスタンブール証券取引所
ブラジル	リオデジャネイロ証券取引所
ブラジル	サンパウロ証券取引所
中華人民共和国	上海証券取引所
中華人民共和国	シンセン証券取引所
インド	バンガロール証券取引所
インド	デリー証券取引所
インド	ムンバイ証券取引所
インド	インド国立証券取引所
ロシア	ロシア売買システム・レベル1および2（R T S 1 & 2）
シンガポール	シンガポール証券取引所
台湾（中華民国）	台湾証券取引所

() 以下の市場。

国際証券市場協会が運営する市場

1998年4月付グレーペーパー「大口資金および店頭派生商品の取引市場に関する規制」と題する金融サービス機構通達（適宜修正・改訂される）に記載する「上場マネー市場機関」が取引を行う市場

ロンドン証券取引所が規制し、運営する英国の代替投資市場（A I M）

フランスの譲渡性証券店頭市場

米国証券業協会が規制するアメリカ合衆国の店頭市場

アメリカ合衆国のナスダック

ユーロNM(成長企業株式市場ヨーロッパ同盟)

NASDAQヨーロッパ(最近設立された市場で、全体として流動性のレベルが既存の市場に比べて見劣りします。)

日本証券業協会が規制する日本の店頭市場

ニューヨーク連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが取引を行う米国債の市場

上記()に掲げる国における公認の先物、デリバティブまたはその他の統合市場

上記()に掲げる国における店頭市場

カナダ投資業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

ロシア：モスクワ銀行間外貨取引市場(MICEX)およびロシア売買システム・レベル1および2(RTS1&2)

独立監査人報告書

ニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドおよびグローバルC Bファンド（「サブ・ファンド」）の受益者各位

我々は、資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資有価証券明細表および関連注記から構成されている、2009年1月15日に終了した年度のニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドおよび2009年1月15日に終了した年度のグローバルC Bファンド（総称して「サブ・ファンド」）に関する財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用あるアイルランドの法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した本年次報告書および財務書類の作成に関する管理会社の責任は、管理会社の業務報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。当該意見を含む本書は、各サブ・ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても、責任を引受けずまた負わないものとする。

我々は、財務書類がアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、本年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類に一致しているか否かを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任は、その他の情報にまで及ぶものではない。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は各サブ・ファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を提供するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々はまた財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、当財務書類は、

- ・ 2009年1月15日現在の各サブ・ファンドの財務状況および同日に終了した年度の各サブ・ファンドの実績について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている、ならびに、
- ・ 1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2009年5月15日

[次へ](#)

Independent auditors' report

To the Unitholders of the New Major Economies Fund and the Global CB Fund (the "Sub-Funds")

We have audited the financial statements for the New Major Economies Fund for the year ended 15th January 2009 and the Global CB Fund for the year ended 15th January 2009, (collectively known as the "Sub-Funds"), which comprise the Statements of Assets and Liabilities, Statements of Operations, Statements of Changes in Net Assets Attributable to Participating Unitholders, the Schedules of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of Manager and the auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for, each of the Sub-Funds' unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to each Sub-Funds' circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the affairs of each Sub-Fund at 15th January 2009 and of the results of each Sub-Fund for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

Date: 15 May 2009

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2008年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。

我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2008年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の利益について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2008年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

ケーピーエムジー

2008年7月30日

勅許会計士

登録監査人

ダブリン1

I F S C

ハーバーマスター・プレイス1

[次へ](#)

Independent auditor's report
to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2008 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein. This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2008 and of its profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2008 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

KPMG

30 July 2008

Chartered Accountants

Registered Auditor

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

ダイワ・エクイティ・ファンド・シリーズ

受益者に対する独立監査人報告書

2010年1月15日に終了した年度

受益者に対する独立監査人報告書

我々は、資産・負債計算書、運用計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書、投資有価証券明細表および関連注記から構成されている、2010年1月15日に終了した年度のニュー・メジャー・エコノミーズ・ファンドおよび2010年1月15日に終了した年度のグローバルC Bファンド（総称して「サブ・ファンド」）に関する財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用あるアイルランドの法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した本年次報告書および財務書類の作成に関する管理会社の責任は、管理会社の業務報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである。当該意見を含む本書は、各サブ・ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても、責任を引受けずまた負わないものとする。

我々は、財務書類がアイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えているか、また1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。

我々は、本年次報告書に含まれるその他の情報を精読し、監査済財務書類に一致しているか否かを検討する。我々は、明らかな虚偽記載または財務書類との重大な不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。我々の責任は、その他の情報にまで及ぶものではない。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検証を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり管理会社によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は各サブ・ファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を提供するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。我々の意見を形成するにあたり、我々はまた財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、当財務書類は、2010年1月15日現在のサブ・ファンドの財務状況および同日に終了した年度のサブ・ファンドの実績について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。ならびに、1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2010年5月12日

[次へ](#)

DAIWA EQUITY FUND SERIES

Independent Auditors' Report to the Unitholders
For the year ended 15th January 2010

Independent auditors' report to the Unitholders

We have audited the financial statements for New Major Economies Fund for the year ended 15th January 2010 and Global CB Fund for the year ended 15th January 2010, (collectively known as the "Sub-Funds"), which comprise the Statements of Assets and Liabilities, Statements of Operations, Statements of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units, the Schedules of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of Manager and the auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for each of the Sub-Funds' Unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to each Sub-Funds' circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the affairs of the Sub-Funds at 15th January 2010 and of their results for the year then ended; and have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

Date: 12th May 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2009年3月31日に終了した年度のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドの財務書類について監査を行った。当財務書類は、後述の会計方針に従って作成されている。

本書は、1990年会社法の第193条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

取締役および監査人のそれぞれの責任範囲

適用ある法律ならびに会計基準審議会が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）に準拠した取締役報告書および財務書類の作成に関する取締役の責任は、取締役の責任報告書に記載されている。

我々の責任は、当該法令上の要件および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査することである

我々は、財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、また1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されているか否かに関して我々の意見を各位に報告する。我々はまた、我々の意見では、当社は適切な会計帳簿を維持している；貸借対照表日現在、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況が存在する；取締役報告書上の情報は、財務書類に一致している、か否かについて各位に報告する。さらに、我々は、我々の監査のために必要と考えるすべての情報および説明を入手したか、また当社の財務書類が会計帳簿と一致しているか否かを述べる。

我々はまた、我々の意見として、取締役報酬および取締役取引に関して法律が明記する情報が開示されないならば、実行可能な場合、かかる情報を本書に記載し、各位に報告する。

我々は、取締役報告書を精読し、明らかな虚偽記載に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

監査意見の基礎

我々は、監査実務審議会が発行した国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務書類中の金額および開示事項に関する証拠のテスト・ベースによる検査を含む。監査はまた、当財務書類の作成にあたり取締役によって行われた重要な見積りおよび決定の査定、ならびに会計方針は当社の状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否かの査定も含む。

我々は、詐欺、その他の不正または過失の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに充分な証拠を入手するのに必要と考えるすべての情報および説明を得られるような監査を計画し実施した。

我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2009年3月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度の当社の損失について、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行に従って、真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 財務書類は、1963年 - 2006年会社法に準拠して適正に作成されている。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。我々の意見では、当社が帳簿を適切に維持している。財務書類は会計帳簿と一致している。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

貸借対照表に表示されているとおり、当社の純資産は払込請求済株式資本の2分の1を超えており、我々はこの基準であれば2009年3月31日現在において、1983年改正会社法の第40項(1)により、当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しないと考える。

2009年6月24日

ケーピーエムジー
勅許会計士
登録監査人
ダブリン1
I F S C
ハーバーマスター・プレイス1

[次へ](#)

Independent auditor's report

to the members of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited

We have audited the financial statements of Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited for the year ended 31 March 2009 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

This report is made solely to the company's members, as a body, in accordance with section 193 of the Companies Act 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland), are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland).

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006. We also report to you whether, in our opinion: proper books of account have been kept by the company; whether at the balance sheet date, there exists a financial situation requiring the convening of an extraordinary general meeting of the company; and whether the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements. In addition, we state whether we have obtained all the information and explanations necessary for the purposes of our audit, and whether the company's financial statements are in agreement with the books of account.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the Directors' Report and consider implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 March 2009 and of its loss for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the Companies Acts 1963 to 2006.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 2 and 3 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the company balance sheet on page 10, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 March 2009 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

KPMG

24 June 2009

Chartered Accountants

Registered Auditor

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。